

令和5年 第1回定例会

新地町議会会議録

令和5年3月6日 開会

令和5年3月17日 閉会

新地町議会

令和5年第1回新地町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月6日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のための議場出席者	4
開 会	5
表彰状伝達	5
開 議	5
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
陳情・要望等の報告	7
常任委員会所管事務調査等の報告	7
議案の報告上程	7
提案者の説明	7
議案第1号の質疑、採決	23
予算審査特別委員会の設置	24
予算審査特別委員会正副委員長を選任	25
散 会	25
第 2 号 (3月15日)	
議事日程	27
出席議員	28
欠席議員	28
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	28
職務のための議場出席者	28

開 議	2 9
一般質問	2 9
3番 齋藤充明議員	2 9
2番 寺島博文議員	4 0
7番 寺島浩文議員	5 2
6番 吉田博議員	6 5
散 会	7 3

第 3 号 (3月16日)

議事日程	7 5
出席議員	7 6
欠席議員	7 6
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	7 6
職務のための議場出席者	7 6
開 議	7 7
一般質問	7 7
4番 水戸洋一議員	7 7
5番 八巻秀行議員	8 7
10番 井上和文議員	9 5
散 会	1 0 7

第 4 号 (3月17日)

議事日程	1 0 9
出席議員	1 1 1
欠席議員	1 1 1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 1 1
職務のための議場出席者	1 1 1
開 議	1 1 2
議事日程の報告	1 1 2
議案第2号の質疑、討論、採決	1 1 2
議案第3号の質疑、討論、採決	1 1 2
議案第4号の質疑、討論、採決	1 1 3
議案第5号の質疑、討論、採決	1 1 3

議案第6号の質疑、討論、採決	1 1 4
議発第1号の上程、説明、質疑、採決	1 1 4
議案第7号の質疑、討論、採決	1 1 5
議案第8号の質疑、討論、採決	1 1 6
議案第9号の質疑、討論、採決	1 1 6
議案第10号の質疑、討論、採決	1 1 7
議案第11号の質疑、討論、採決	1 1 7
議案第12号の質疑、討論、採決	1 1 7
議案第13号の質疑、討論、採決	1 1 8
議案第14号の質疑、討論、採決	1 1 8
議案第15号の質疑、討論、採決	1 1 9
議案第16号の質疑、討論、採決	1 1 9
議案第17号の質疑、討論、採決	1 2 0
議案第18号の質疑、討論、採決	1 2 0
議案第19号の質疑、討論、採決	1 2 1
議案第20号の質疑、討論、採決	1 2 1
議案第21号の質疑、討論、採決	1 2 2
議案第22号の質疑、討論、採決	1 2 2
議案第23号の質疑、討論、採決	1 2 3
議案第24号の質疑、討論、採決	1 2 4
議案第25号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第26号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第27号の質疑、討論、採決	1 2 7
議案第28号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第29号の質疑、討論、採決	1 2 9
議案第30号の質疑、討論、採決	1 2 9
議案第31号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第32号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第33号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第34号～議案第40号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 1
陳情審査委員長報告	1 3 4
意見書案第1号の上程、説明、質疑、採決	1 3 5
議発第2号の上程、説明、質疑、採決	1 3 6

新地町議会活性化特別委員会正副委員長の選任	1 3 8
閉会中の継続審査の申し出	1 3 8
閉会中の所管事務等調査の申し出	1 3 9
町長の挨拶	1 3 9
総務課長の退職の挨拶	1 3 9
閉 会	1 4 0

新地町告示第4号

令和5年第1回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月15日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和5年3月6日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	藤	田	修	議員	2番	寺	島	博	文	議員	
3番	齋	藤	充	明	議員	4番	水	戸	洋	一	議員
5番	八	卷	秀	行	議員	6番	吉	田	博	議員	
7番	寺	島	浩	文	議員	8番	目	黒	静	雄	議員
9番	菊	地	正	文	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	三	宅	信	幸	議員	12番	遠	藤	満	議員	

不応招議員（なし）

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和5年第1回新地町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年3月6日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情・要望等の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査等の報告
- 第 6 議案の報告上程
- 第 7 提案者の説明
- 第 8 議案第 1 号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 議案第 3 4 号 令和5年度新地町一般会計予算について
 - 議案第 3 5 号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第 3 6 号 令和5年度新地町介護保険特別会計予算について
 - 議案第 3 7 号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第 3 8 号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計予算について
 - 議案第 3 9 号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について
 - 議案第 4 0 号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理 者	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	佐藤	茂文
町民課長	大堀	勝文
農林水産課長 兼農務局長 委員	岡田	健一
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	木幡	邦枝

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	千葉	奈菜
書記	岡田	義仁

午前10時00分 開 会

◎開会の宣告

- 遠藤 満議長 ただいまから令和5年第1回新地町議会定例会を開会します。
-

◎表彰状伝達

- 遠藤 満議長 議事日程に先立ちまして、全国町村議会議長会の表彰規定による功労者の表彰の伝達を行います。

表彰式は、佐藤武志事務局長に進行させます。

- 佐藤武志事務局長 皆さん、改めましておはようございます。

議事日程に先立ちまして、全国町村議会議長会の表彰規定によります功労者表彰の伝達を行います。

受賞者は、議員としての在職期間が27年に達しておられます目黒静雄議員であります。平成7年4月の初当選以来、長きにわたり住民福祉の向上と地域社会の発展に貢献され、功労者として表彰の榮に浴されております。

それでは、議長より表彰の伝達をお願いいたします。遠藤満議長は、演壇前にお進み願います。

目黒静雄議員は、演壇前にお進み願います。

- 遠藤 満議長

表 彰 状

福島県新地町

目 黒 静 雄 殿

あなたは町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。

令和5年2月8日

全国町村議会議長会

会 長 南 雲 正

おめでとうございます。(拍手)

- 佐藤武志事務局長 おめでとうございます。お席にお戻りください。

受賞されました目黒静雄議員におかれましては、再度心から敬意を表すとともにお祝いを申し上げます。

以上で全国町村議会議長会表彰の伝達を終わります。

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎議事日程の報告

○遠藤 満議長 次に、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○遠藤 満議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、

10番 井上和文 議員及び

11番 三宅信幸 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○遠藤 満議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から3月17日までの12日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月17日までの12日間に決定しました。

◎諸般の報告

○遠藤 満議長 日程第3、諸般の報告については事務局長から報告させます。

佐藤武志事務局長。

○佐藤武志事務局長 それでは、ご報告申し上げます。

議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その2として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理であります。一般会計及び特別会計の例月出納検査が令和4年11月分、12月分、令和5年1月分及び随時監査の審査結果の提出がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案等の受理であります。議案第1号から議案第40号までの40件が提出されております。

次に、一般質問の通告の受理であります。議席番号3番、齋藤充明議員をはじめ、7名の議員から16件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎陳情・要望等の報告

○遠藤 満議長 日程第4、陳情等の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は4件で、4陳情第8号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、5陳情第1号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書、5陳情第2号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情については、郵送のため印刷してお手元に配付をしております。

5陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書については、総務文教常任委員会に付託したので、報告します。

次に、要望書について報告します。今回受理した要望書は1件で、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書については、印刷してお手元に配付しております。

◎常任委員会所管事務調査等の報告

○遠藤 満議長 日程第5、常任委員会所管事務調査等の報告については、総務文教、産業厚生各常任委員会委員長から、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付をしております。

また、産業厚生常任委員会委員長から、行政視察研修の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付しております。

◎議案の報告上程

○遠藤 満議長 日程第6、議案の報告上程については、町長から提出された議案第1号から議案第40号までの40件を上程します。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。マスクを外して。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和5年第1回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、3月11日に執り行う、令和5年東日本大震災新地町追悼式につきましては、新型コロナ

ウイルス感染症対策を講じながら、規模を縮小して開催することとし、ご来賓は、各団体の代表者とさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会には、別添付議事件でお示しをいたしましたとおり、新地町固定資産評価審査委員会委員の選任についてなど、40件の議案等について、ご提案いたしております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

本年1月8日に行われた、令和5年新地町消防出初め式では、功労者の表彰をはじめ、消防関係者やご来賓の皆様と地域の安全・安心を守る決意と、1年間の無火災と無災害を誓い合ったところでもあります。また、3月1日から7日までの春季全国火災予防運動の期間では、消防団員による町内火災予防広報を行い、火災発生防止の啓発を行っております。

人事関係につきましては、令和5年度の職員採用は、事務職6名、技術職2名、保育士3名、保健師1名、調理員2名、任期つきの指導主事1名の採用を決定しましたので、ご報告いたします。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

昨年12月15日に開催したまちづくり懇談会は、各行政区からの代表や各種団体の皆さんなど、95名のご参加をいただきました。

懇談会では、第6次新地町総合計画に位置づける町の主要事業について各課から説明した後、町政全般についてご意見をいただき、大変有意義な懇談会を行うことができました。懇談会でいただいたご意見等につきましては、関係課等において充分検討し、これからのまちづくりに活かしてまいります。

1月1日には、42回目となる鹿狼山元旦登山に合わせて日本一早い山開きを行いました。町内外から約1,200人の登山者で賑わい、新年の幕開けを祝いました。

次に、税務課関係について申し上げます。

2月16日より、令和5年度の町県民税の申告を、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、役場申告会場において実施しております。課税客体の把握と適正な賦課資料の収集に努めております。

次に、町民課関係について申し上げます。

令和4年12月10日から令和5年1月7日まで年末年始における地域安全運動・交通事故防止県民総ぐるみ運動を展開し、各種団体のご協力をいただき、事件事故防止等に努めました。

保育所関係では、12月10日に新地保育所と駒ヶ嶺保育所で、12月17日には福田保育所が保育発表会を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながらの発表会でしたが、保護者の方々は、成長した子どもたちの姿に大きな感動を受けておりました。

昨年3月に発生した福島県沖地震による災害廃棄物処理事業につきましては、本年2月末現在の被災家屋解体事業の発注状況は、8割の進捗となっております。3月中には残りの解体事業の発注

を予定しており、早期の完成を目指しているところであります。

国が全国民に行き渡ることを掲げているマイナンバーカードの申請交付業務につきましては、申請補助出張窓口を2月7日から3月20日までの期間で、勤労青少年ホームなど町内12箇所の施設を巡回して行うなど、取得率向上に努めております。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

3月1日時点の町内の新型コロナウイルス感染者累計数は、953人で、感染率は12パーセントとなっております。一方で、町内のオミクロン株対応型新型コロナワクチンの接種状況は、12歳から59歳までが2,489人で接種率66パーセント、60歳以上が2,630人で接種率が83パーセントとなっており、町内全体の接種対象者数6,915人に対する接種は5,119人で74パーセントとなり、59歳以下の接種率が低い状況にあると認識しております。

本町では、令和3年3月に初の感染者が確認され、令和3年6月に第1回となる集団接種から第5回までの集団接種や医療機関での個別接種を行うなど対応してまいりましたが、これまでを振り返りますと、感染の収束に至らず、コロナ禍の中では、町行事や町民の生活に様々な影響を及ぼした2年でありました。今なお感染症が続いている中で、重症化リスク・感染拡大防止のためにも、今後、接種していない方への個別対応によるワクチン接種を進めるなど、感染症対策を努めてまいります。

また、国は安心して出産・子育てができる環境整備として、伴走型の相談支援及び出産・子育て応援給付金を創設したところであり、町では令和5年2月1日を基準日として給付事業を開始しております。具体的には、令和4年4月1日以降にお子さんを産んだ、または妊娠し母子手帳の交付を受けた方を対象に、妊娠・出産後にそれぞれ5万円の給付を行い、子育ての支援を行うものであります。令和4年4月1日から令和5年1月末までの出生児は35人であり、この事業を活用して今後、子育てや妊婦さんに対し、出産や育児の見通しを立てるための、アンケート調査や面談を行うなど継続的な情報発信を行うなど支援をしてまいります。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

肥料・エネルギー・原材料価格高騰等に対する支援策として、稲作農家の事業継続及び生産意欲の維持・向上を図るため、水稻種苗費等購入経費の助成及び肥料・エネルギー高騰緊急対策事業の受付を2月から開始しております。

令和5年産の主食用米の生産につきましては、国の主食用米生産数量配分が廃止されましたが、需要に応じた米生産を実現するため、県で設定した生産数量を参考に、新地町地域農業再生協議会では、令和5年産米について、作付面積を413ヘクタールとして、水稻農家に通知したところであります。

また、原発事故による食の安全・安心及び風評被害対策としての、農林水産物放射線検査は、今年度は12件実施しております。

農作物に対する有害鳥獣の被害対策につきましては、今年度の電気柵補助が10件、有害鳥獣捕獲隊によるイノシシの捕獲が22頭となっております。引き続き、農作物の被害防止に努めてまいります。

昨年3月に発生した福島県沖地震による、漁業共同利用施設荷捌き施設の復旧工事につきましては、12月に工事を発注しており、早期の完了に向け工事を進めております。林業用施設災害につきましては、林道大沢北線復旧工事が完了しております。農業用施設災害につきましては、令和5年度の作付に支障のないよう、緊急性の高い箇所から復旧を進めております。

次に、建設課関係について申し上げます。

昨年3月に発生した福島県沖地震による道路災害復旧につきましては、発災後から鋭意復旧工事を進めてまいりました。通行規制によりご不便をおかけしておりました幹線の復旧も完了いたしました。時間の経過とともにくぼみや亀裂の進行など新たに確認されている箇所もありますが、今後も状況を見ながら対応してまいります。

交通安全対策事業として進めております、JR駒ヶ嶺駅と高田地区を結ぶ町道の歩道設置事業につきましては、本年度末に一部工事が完了しますので、施工区間全1キロ中約600メートルについての供用を予定しております。残区間につきましても引き続き工事を進め早期完成を目指します。

釣師防災緑地公園は、公園管理者や町民主体によるイベントも定着し、本年度も多くの皆様にご利用いただきました。現在、さらなる施設充実のためドッグランを整備しており、年度内の完成を予定しております。今後も多くの皆様にご利用いただけるよう、引き続き適正な管理に努めてまいります。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

昨年3月発生した福島県沖地震の被災者支援関係につきましては、住宅応急修理の申請件数総計は434件となりました。このほかの被災者支援関係については、3月1日現在で一部損壊住宅修理申請88件、被災非住家修理等の申請81件、耐風改修事業補助申請52件、ブロック塀撤去補助申請10件となっております。

災害復旧関係につきましては、公共下水道、農業集落排水、公営住宅とともに復旧工事の発注をいたしましたので、早期完成に向けて鋭意努力してまいります。

災害公営住宅の払下げにつきましては、東日本大震災の被災者支援として、中島団地7戸の譲渡契約を締結したところであります。

生活雑排水処理関係につきましては、公共下水道の加入接続が28件、農業集落排水施設で6件、合併浄化槽設置補助は19件となっております。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

今年度の各小学校の卒業生は、福田小学校13名、新地小学校32名、駒ヶ嶺小学校32名の合計77名となっております。尚英中学校の卒業生は73名で、うち63名が県立高等学校前期選抜の学力検査を

受験しております。

生涯学習関係については、去る12月25日に文化交流センターにおいて、文化協会主催による冬休み映画上映会を開催しました。

また、1月8日には、昨年4月に成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、従来の成人式を「二十歳のつどい」と名称を新たに、文化交流センターにおいて開催し、20歳を迎えた89名の皆さんを祝福いたしました。

1月28日と29日の両日には、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら「生涯学習フェスティバル2023」を2年ぶりに開催しました。フェスティバルでは西東京市や渋谷区の職員組合の協力もいただきながら、各種公民館教室・サークルのメンバーが制作した作品展示や学習成果を発表するとともに、ミニコンサート、物品販売を行うなど、約700名の方々にご来場いただきました。

昨年3月発生の福島県沖地震に伴う施設災害復旧工事につきましては、各小中学校施設、図書館、駒ヶ嶺公民館、町民野球場及び総合体育館は、工事が完了し順次通常運営を行っております。農村環境改善センター、柔剣道場、及び総合公園園路等は、今月完成に向けて工事を進めております。

次に、令和5年度の町政運営に臨むに当たり、基本的な考えと主要な施策を申し上げます。

議会並びに町民の皆様、より一層のご理解とご協力を賜りたいと思います。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等で影響を受けた町民生活対策や経済対策に最優先で取り組むほか、アフターコロナを見据え、デジタル化なども積極的に進めていく必要があります。また、第6次新地町総合計画に掲げる主要施策の推進に向け、戦略的に事業展開を図りながら、課題解決につなげていかなければなりません。常に行政需要の変化を的確に捉えて、第6次新地町総合計画の諸施策を軌道に乗せ、町政全般にわたる町民ニーズや課題を踏まえ、各事業の選択と集中を徹底し、限られた資源を最大限有効に活用することで、中長期的な視野に立った財政運営を堅持しつつ、諸施策を積極的に推進していく所存であります。

その中であって、新地駅周辺拡大区域へのスーパーマーケットの誘致は、これからのまちづくりを進める上で、町民の利便性や移住定住化、地域経済の活性化等、様々な課題に関連しており、また、町民をはじめ、議員の方々からも強く要望をいただいているところでありますので、早期の誘致に向けて、引き続き、努力してまいりたいと思います。

第6次新地町総合計画に掲げるまちづくりの目標ごとに分類した、令和5年度の主な事業は、快適で活力あるまちづくりとして、移住定住支援事業や起業家支援補助金、鹿狼山周辺駐車場整備事業、新地魅力体感・発信事業などを計画しております。

災害に強く安全安全なまちづくりとしては、駒ヶ嶺地区の河川維持事業や駒ヶ嶺駅トイレ改修工事、一般廃棄物最終処分場堰堤築造工事、ふくしま森林再生事業などを計画しております。

健康で元気なまちづくりとしては、高齢者見守り事業や障害者自立支援給付事業などを計画しております。

未来につながるまちづくりとしては、出産・子育て応援事業や在宅保育児支援事業、学校ICT推進事業、新地町歴史文化振興事業、駒ヶ嶺公民館分館改修事業などを計画しております。

住民力を活かすまちづくりとしては、地域おこし協力隊設置事業やコンビニ交付システム構築事業などを計画しております。

少子高齢化をはじめ、人口減少、産業振興、災害対策、子育て教育環境の充実など、様々な社会変化に対応するための事業を実施することで、子どもからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせるまちを築き上げてまいります。

次に、新年度における各課の具体的な目標について申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

第6次新地町総合計画の目標達成に向け、常に国や県の動向を注視し、必要な支援策の要請や各種制度を活用しながら行政課題に対応し、健全な財政運営に努めてまいります。

復興関連事業などは、専門知識や豊富な経験を有する職員の派遣について、福島県をはじめ全国の自治体からの協力を得ながら事業推進を図ってまいります。また、多様化する行政課題に対応するため、職員の研修・研さんを積極的に進め、定員の適正化を図りながら、人材の確保と育成に努めてまいります。

近年、頻発する大雨・台風・地震などの大規模自然災害や事件・事故から町民生活を守るため、日頃から関係機関や自主防災組織等と緊密に連携するとともに、防災資機材の点検・確保など、防災意識を高く持ちいざという場合に適切に対応できるよう備えてまいります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

企業誘致関係として、町民の皆さんから要望の大きい新地駅周辺拡大区域への商業施設誘致や新地スマートコミュニティ事業区域への企業誘致に引き続き取り組んでまいります。

公共交通の充実につきましては、のりあいタクシー“しんちゃんGO”の見直し、民間タクシーの運行推進及び新地インターチェンジバスストップ高速バス路線のPRなどに努めてまいります。

老朽化しているJR駒ヶ嶺駅前トイレにつきましては、JR東日本株式会社による既存施設の撤去後、整備に着手したいと考えております。

交流人口の拡大につきましては、福島県沖地震により被害を受け休園している海釣り公園の再開と鹿狼山駐車場の整備に着手するとともに、町の魅力ある観光資源を県外へPRするしんち魅力体感発信事業を引き続き実施し、交流人口拡大を図っていききたいと考えております。

次に、税務課関係について申し上げます。

新年度当初予算の町税総額は、19億6,627万8,000円で、前年度より2,438万3,000円の総額を見込みました。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、法人町民税で467万3,000円の減額、固定資産税で企業の設備投資、住宅の建築などにより1,942万4,000円の増額、町たばこ税

で779万1,000円の増額を見込む内容となっております。

町税の賦課徴収につきましては、引き続き課税客体の正確な把握と的確な課税資料の収集を行い、公平公正な適正課税に努め、徴収率向上を図ってまいります。

次に、町民課関係について申し上げます。

保育所運営につきましては、核家族化、共働き世帯の増加などにより、3歳未満児の入所申込みが増加傾向にあります。令和5年度当初では、267名が入所予定となっております。保育指針に沿った指導計画と、町の保育方針である心身ともに健康でよく遊ぶ子どもを育成することを目指して、保育の充実に努めてまいります。

また、保育所同時入所2人目以降の保育料無料化や保育料軽減助成、3歳以上児の保育利用料無償化に伴う副食費の町負担を継続し、保護者の費用負担軽減を図ってまいります。さらには、新たな町独自の子育て支援として、在宅で2歳児までを保育している子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、児童1人当たり月額4,500円を支給する、新地町在宅保育助成金を創設いたしました。

児童館運営につきましては、子育て中の親子が一緒に集い、親子や親同士の交流の場としてたんぽぽひろばの充実に努めるとともに、引き続き利用者への子育て相談などサービス向上に努めてまいります。

放課後児童の健全育成のための児童クラブにつきましては、158名の申込みがあり、留守家庭等の保護者のニーズに即した適切なサービスを提供するため、各小学校、児童館と連携しながら事業内容の充実に取り組んでまいります。

防犯、交通安全対策につきましては、地域一丸となった防犯活動の強化と交通安全教室の開催など、地域・関係機関団体と連携しながら、犯罪や交通事故の未然防止に努めるとともに、高齢者等の運転免許証自主返納支援事業を継続して行ってまいります。

放射性物質検査事業につきましては、除染対策交付金事業により四半期に1度、町内24箇所の継続モニタリングを行ってまいります。

町民の快適な生活環境を維持するための各戸に配布した冊子「ごみの分け方・出し方」の浸透と、ごみ減量・リサイクルの推進を実施し循環型社会の形成と住民モラルの向上を図り、不法投棄や廃棄物の適切な処理に努めてまいります。

消費者行政につきましては、無料法律相談所の設置による消費生活相談の機能強化、啓発活動に取り組みます。また、広報、ホームページ、啓発冊子等で消費生活情報を提供してまいります。

マイナンバーカードが急速に普及する中で、さらなる町民の利便性向上のため、町民が役場閉庁時に証明書等を最寄りのコンビニエンスストア等で取得できる、いわゆるコンビニ交付の実施に取り組んでまいります。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

超高齢社会の進展に伴い、要支援・要介護者の増加が見込まれる中で、住み慣れた地域でいつま

でも健やかに、安心して暮らせるよう、令和6年度から8年度における新地町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画を作成してまいります。現在、町内の高齢者や要支援者等を対象にニーズ調査を実施しており、調査結果を基に日常生活における心身の状況やその置かれている環境等を把握し地域づくりに係る課題解決に向けた計画書といたします。

独り暮らしの高齢者の見守りの配食サービス事業は、これまで民生児童委員会の協力を得て実施しておりますが、地域住民の皆様のご協力をいただくなど拡充を図るとともに、健康維持と見守りの充実を図ってまいります。

保健事業につきましては、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金を活用し、妊産婦健診や乳幼児健診を行い安心して子どもを産み育てることができるよう事業を継続してまいります。また、各種健診では、受診率の向上を図り、受診見解に基づいて要精検者等の方には再検査の勧奨を行うとともに食生活改善、生活習慣病の発生と重症化の予防に努めてまいります。予防接種事業につきましても、インフルエンザや国の方針に基づく、子宮頸がんワクチンの個別接種、さらには、新型コロナウイルス対策など、引き続き国・県と連携を密にして、早期対策を講ずるよう努めてまいります。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

農政関係につきましては、経営所得安定対策及び各種補助事業を活用し、農家の経営安定に努めるとともに、6次産業化や地産地消の取組、新規就農者や農業法人の設立支援などにより、広範な担い手の育成につなげてまいります。

農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、総合的な見直しに係る基礎調査を実施してまいります。

また、食の安心安全を図るため、自家消費等農林水産物の放射性物質検査を引き続き実施するとともに、米の安全性を確保するため、福島県によるモニタリング検査を実施してまいります。

農産物に対する有害鳥獣の被害対策につきましては、新地町有害鳥獣捕獲隊によるイノシシ等の捕獲や、電気柵の補助など農作物の被害防止に努めてまいります。

漁業関係につきましては、操業に係るコスト低減や、つくり育てる漁業として、稚魚・稚貝の中間育成放流事業、鮮度保持機器導入等による高品質化などを推進し、漁獲量拡大や漁業経営の安定化を図ります。また、水産業共同作業場施設を整備するための実施設計を進めてまいります。

農地整備関係につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業による排水機場の更新や整備を進めるとともに、県事業として鴻ノ巣ダムの災害復旧工事を進めてまいります。あわせて、多面的機能支払交付金により農地の維持活動を支援しながら、地域資源の適切な保全管理を推進してまいります。

林業関係につきましては、引き続き、ふくしま森林再生事業を活用し、森林の機能保全・景観保全に努めてまいります。

次に、建設課関係について申し上げます。

交通安全対策につきましては、児童生徒の通学路の安全を確保するため、緊急性の高い通学路や急勾配・幅員の狭い生活道路を中心に、歩道整備やU字溝の蓋がけ等により、安心して通行できる歩行空間の確保に努めてまいります。

町道橋などの道路施設につきましては、老朽化が進んでいる場所から優先的に、点検や長寿命化計画の更新を行い計画的な修繕を行ってまいります。

常磐自動車道広野一山元インターチェンジ間の4車線化や国道6号の歩道設置、国道113号4車線化、県道拡幅等町道の幹線となる道路の整備については、引き続き関係機関と連携し要望してまいります。

豪雨災害対策につきましては、災害に強いまちづくりを進めるため、県河川については、河川氾濫に対応した整備や河川内の堆砂や樹木の除去など適正な維持管理と堤頭舗装整備促進について、引き続き要望してまいります。また、町管理河川についても、施設の適正な維持管理に努めるとともに、内水氾濫対策を推進してまいります。

町内外から多くの皆様に利用いただいている釣師防災緑地公園につきましては、イベントの定着などにより来園者数も増加傾向にあります。今後も適正な管理運営に努めるとともに、ホームページやSNS、パンフレット等を活用し公園の魅力を発信し、施設の充実を図りながら交流人口の拡大を目指してまいります。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

都市計画課関連事業につきましては、用途地域見直しのための町内の土地利用の検討を行うことや、景観保全や屋外広告物設置の適正化に努めてまいります。また、相馬地域開発記念緑地や新地駅周辺の緑地等の維持管理に努めてまいります。

住宅関連事業につきましては、福田地区分譲地1区画の販売に向けた広報等に努めてまいります。また、定住促進住宅の入居促進のため、広く情報発信を行ってまいります。移住定住につきましては、来てしんち住宅取得支援事業補助金など、建築に係る助成事業や移住支援事業を実施してまいります。住宅建築物耐震改修事業につきましても、耐震化促進のため、継続して事業を実施してまいります。

下水道関係につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業は排水処理機器等の修繕を行い、併せて管路等の災害復旧を鋭意進めるとともに、水洗化率向上のため、汚水処理接続の啓発及び合併浄化槽設置に係る助成を行うなど、公衆衛生の推進に努めてまいります。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

学校教育では、引き続き家庭・地域と連携しながら、ICTを活用し、学びの質を高めるため「考える力の育成」や「表現力の向上」、また「情報モラル教育」などに取り組み、社会を生き抜く力の醸成と確かな学力の定着に努めてまいります。

児童生徒に対する「心のケア」につきましては、県の支援を受けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校生徒への対応では、尚英中学校にスペシャルサポートルームを設置し、担当教諭を配置するなど、きめ細やかな指導に継続して取り組んでまいります。

生涯学習の推進につきましては、引き続き公民館各種教室や講座を開催するとともに、生涯学習を行う団体に対して活動支援を行います。

文化・スポーツの推進につきましても、文化協会やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などの団体と連携を図り、各種事業を推進するとともに、全ての町民が気軽に文化活動やスポーツを楽しめる環境整備と各施設の効果的な活用に取り組んでまいります。

図書館事業につきましては、町民の読書活動の推進を図るため、利用者のニーズに応えた図書をはじめ資料の充実努めるとともに、本に親しむきっかけづくりとして、季節ごとのイベントを実施してまいります。

また、ボランティア団体や各小中学校と連携し、読み聞かせなど各種事業を実施してまいります。続きまして、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員会委員のうち1名が令和5年3月31日で任期が満了となることから、新地町大字福田字中里26番地、荒泰教氏を引き続き適任者として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、国の令和4年度第2次補正予算で創設された、出産・子育て応援給付金事業、及び障がい福祉サービス費等の増加の対応として、歳入歳出それぞれ2,070万円を追加し、歳入歳出それぞれ88億4,670万円とする、令和4年度新地町一般会計補正予算（第7号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めます。

次に、議案第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和4年3月16日発生の福島県沖地震災害に関する復旧事業として、歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出それぞれ9,150万円とする、令和4年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めます。

次に、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年等に関し、関係する条例の改廃を行うため、条例を制定するものであります。

次に、議案第5号 新地町個人情報保護に関する法律施行条例の制定及び議案第6号 新地町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係

法律の整備に関する法律により、個人情報保護に関する法律が改正され、令和5年度から全国の地方公共団体の個人情報保護制度が同法に統合されることに伴い、同法へ運用を移行するため、また、情報公開・個人情報保護の統合型の審査会を設置するために必要な条例を制定するものであります。

次に、議案第7号 新地町農業後継者研修センター設置条例を廃止する条例につきましては、福島県沖地震により被災し、使用不能となった農業後継者研修センターの解体を行うため、設置を定めた本条例を廃止するものであります。

次に、議案第8号 新地町情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律により、個人情報保護に関する法律が改正され、令和5年度から全国の地方公共団体の個人情報保護制度が同法に統合されることに伴い、同法へ運用を移行するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の処遇改善を目的とした年額報酬及び出場手当の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 新地町公の施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新地町農業後継者研修センター設置条例の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の一部改正に伴い、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、及び児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、安全計画の策定及び自動車を運行する際の安全管理について規定するなど、所要の改正を行うものであります。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 新地町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、安全計画の策定及び自動車を運行する際の安全管理について規定するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 新地町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法

施行令の一部改正を踏まえ、出産一時金の支給額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第15号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原子力災害対策措置法による避難等をした世帯に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免について、令和5年度に東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料（税）の減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いについてにおいて、避難指示区域等における減免の見直しを行うことから、所要の改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、国民健康保険事業の運営に関する協議会及び介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案しております。

次に、議案第16号 新地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第17号 新地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び、議案第18号 新地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、介護人材の確保・業務の効率化、感染症や災害への対応強化及び虐待防止等について、所要の改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第19号 新地町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案しております。

次に、議案第20号 新地町海釣り公園条例の一部を改正する条例につきましては、物価高騰や社会情勢が変化する中、利用料金の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号 新地町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた額に道路占用料の額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号 新地町町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、災害町営住宅の分譲処分に伴い、町営住宅の管理戸数が増加となったため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号 新地町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、釣師防災緑地公園内にドッグランを供用開始することに伴い、有料公園施設として利用することができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、新地エネルギーセンターの適正な維持管理及び運営を行う指定管理者として、新地スマートエナジー株式会社を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号 菅ノ沢ため池災害復旧工事請負変更契約につきましては、当初契約時に不可視箇所である波除工下部の復旧に伴う設計変更により、請負金額の増額変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号 財産の取得（車両一体型給水タンク購入契約）につきましては、災害時の断水に備えるための車両一体型給水タンクを取得するに当たり、2月14日に指名競争入札に付した結果、有限会社オートショップ相馬、代表取締役、蛭原博が、1,424万2,107円で落札しましたので、物品の購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号 令和4年度新地町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,400万円を増額し、歳入歳出それぞれ89億8,070万円とするものであります。

本補正予算は、令和4年度の整理予算となりますので、各費目での執行状況の精査を行い、所要の調整を行ったところであります。

歳入補正では、町税で1億4,478万8,000円、国庫支出金で5,255万5,000円、財産収入で5億49万8,000円、諸収入で110万2,000円をそれぞれ増額し、災害救助費等負担金などの県支出金で8,774万7,000円、財政調整基金繰入金などの繰入金で4億4,019万6,000円、補助災害復旧事業債など町債で3,700万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出補正では、総務費で6,302万1,000円を減額するもので、主なものとしては、駒ヶ嶺駅トイレ改修工事で1,722万6,000円、定住促進住宅取得支援事業1,860万円などの減額となっております。

民生費では552万2,000円の増額で、主なものとしては、国民健康保険特別会計への繰出金732万2,000円、後期高齢者医療特別会計の繰出金770万2,000円などを増額し、保育所の会計年度任用職員報酬1,300万円、民間保育園の施設型給付で200万円などを減額しております。

衛生費では、70万円の増額で、一般廃棄物最終処分場費41万4,000円などを増額しております。

労働費では、勤労青少年ホームで90万円を減額しております。

農林水産業費では、71万2,000円の減額で、主なものとしては、福島県農地中間管理機構集積協力金1,331万5,000円、担い手づくり総合支援事業473万2,000円などを増額し、農業系汚染廃棄物処理業務1,700万円、農業次世代人材投資事業補助金150万円などを減額しております。

商工費では、4,130万円の減額で、鹿狼山駐車場基本設計費など観光費で2,730万円、複合商業施設の工事請負費1,400万円を減額しております。

土木費では、3億9,234万2,000円の増額で、主なものは防集団地の土地売払金の返還金4億4,594万9,000円、町営住宅維持管理基金積立金4,657万1,000円などを増額し、公園費460万円、応急修理の修繕費で9,655万円などを減額しております。

消防費では、公用自動車購入費で1,925万円を減額しております。

教育費では1,151万9,000円の減額で、主なものでは、教育振興基金積立金105万円、文化交流センター工事請負費781万円を増額し、奨学資金貸付金280万円、ICT機器賃借料で270万円、要保護準要保護児童生徒就学援助費145万円、文化財保護修繕費115万円などを減額しております。

災害復旧費では1億2,786万2,000円の減額で、主なものは、林道施設災害復旧費で300万円を増額し、農業用施設災害復旧工事9,200万円、県営災負担金1,800万円、住宅災害復旧費1,000万円、学校施設災害復旧費1,086万2,000円などを減額しております。

また、6事業の繰越明許費、1事業の地方債補正を計上しております。

次に、議案第28号 令和4年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ532万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ8億8,807万5,000円とするものであります。

歳入補正では、一般会計からの繰入金732万2,000円を増額し、国民健康保険税で200万円を減額しております。

歳出補正では、保険給付費で532万2,000円を増額するものです。

なお、この補正予算は、国民健康保険事業運営に関する協議会の答申を受け、ご提案いたしております。

次に、議案第29号 令和4年度新地町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,006万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億2,225万5,000円とするものであります。

歳入補正では、介護保険料で778万2,000円、国庫支出金で871万5,000円、支払基金交付金で932万8,000円、県支出金で424万1,000円を減額しております。

歳出補正では、保険給付費で3,136万4,000円を減額し、地域支援事業費で129万8,000円を増額するものです。

なお、本補正予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第30号 令和4年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ770万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ1億9,630万7,000円とするものであります。

歳入補正では、一般会計からの繰入金770万3,000円を増額し、歳出補正では、後期高齢者医療広

域連合納付金で同額を増額するものです。

次に、議案第31号 令和4年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第32号 令和4年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）及び、議案第33号 令和4年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、各特別会計において、災害復旧工事等の繰越明許を計上するものであります。

次に、議案第34号 令和5年度新地町一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ55億7,700万円とするもので、前年度の当初予算と比較しますと、4億6,900万円の増額となります。

歳入の主な前年比較では、町税で2,438万3,000円、農業系汚染廃棄物処理事業補助金などの県支出金で7,866万2,000円、福島再生加速化交付金などの国庫支出金で1億3,403万6,000円、財政調整基金繰入金などの繰入金で1億8,455万5,000円、みらいを創る市町村等支援事業助成金などの諸収入で6,767万1,000円、一般廃棄物処理事業などの町債で1億5,580万円の増額となっており、地方譲与税で1,003万6,000円、震災復興特別交付税などの特別交付税で1億1,067万7,000円、財産収入で7,870万8,000円が減少となっております。

歳出では、人件費や公債費などの義務的経費が21億9,336万4,000円、駒ヶ嶺駅トイレ改修工事や社会資本整備総合交付金事業の町道整備事業など普通建設事業費等の投資的経費が6億8,307万6,000円、保険費や繰出金などのその他の経費が27億56万円となっております。

次に、議案第35号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億3,870万円とするもので、前年度当初予算と比較して、4,130万円の減少となりました。東日本大震災における原子力災害の被害による避難した被保険者の減免の延長と一部負担金の免除を延長する措置を行っております。

歳入の主な前年比較では、繰入金が1,095万8,000円増加し、国民健康保険税で2,626万6,000円、県支出金で2,599万9,000円が減少しております。

歳出の主な前年比較では総務費が256万5,000円増加し、一般被保険者療養給付費などで保険給付費が2,236万1,000円、国民健康保険事業費納付金が2,181万5,000円減少しております。

なお、本予算は、国民健康保険事業運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第36号 令和5年度新地町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億1,060万円とするもので、前年度当初予算と比較して2,010万円の減少となりました。東日本大震災における原子力災害の被災者に対する減免と利用者負担額の免除を延長する措置を行っております。

歳入の主な前年比較では、介護保険料で22万円、繰入金で74万6,000円を増加し、調整交付金など国庫支出金が1,074万6,000円、支払基金交付金で650万6,000円、介護給付費などで県支出金が381万4,000円減少しております。

歳出の主な前年比較では、介護保険事業計画策定費などの総務費で387万4,000円、地域支援事業費で204万2,000円増加し、施設介護サービス給付費などの保険給付費で2,601万6,000円減少しております。

なお、本予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第37号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,590万円とするもので、前年度当初予算と比較し1,211万円の増加となりました。

歳入の主な前年比較では、後期高齢者医療保険料で266万2,000円、繰入金で853万1,000円、諸収入で91万7,000円増加しております。

歳出の主な前年比較では、後期高齢者医療広域連合納付金で1,156万9,000円、保健事業で91万7,000円増加し、総務費で37万6,000円減少しております。

次に、議案第38号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,100万円とするもので、前年度当初予算と比較して600万円の増加となりました。

歳入の主な前年比較では、公共下水道使用料などの使用料及び負担金が98万7,000円、繰入金が1,311万3,000円増加し、国庫支出金が750万円減少しております。

歳出の主な前年比較では、下水道総務費で794万円、公債費で515万2,000円増加し、下水道事業費で20万円、下水道維持費で629万2,000円減少しております。引き続き、下水道施設を適切に管理し、生活環境の維持に努めてまいります。

次に、議案第39号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,900万円とするもので、前年度当初予算と比較して300万円の増加となりました。

歳入の主な前年比較では、下水道使用料などの使用料及び負担金が35万5,000円、繰入金が264万5,000円増加しております。

歳出の主な前年比較では、下水道総務費で18万4,000円、下水道事業費で30万円、下水道維持費で247万8,000円増加しております。

公共下水道事業と同様に、施設の適切な管理に努めてまいります。

次に、議案第40号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ6,800万円とするもので、前年度当初予算と比較して630万円の減少となりました。

歳入の主な前年比較では、繰入金が1,039万1,000円増加し、繰越金が1,669万1,000円減少しております。

歳出の主な前年比較では、公債費が630万円減少しております。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたのでよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくご願ひいたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時23分 休憩

午前11時39分 再開

- 遠藤 満議長 それでは、再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号の質疑、採決

- 遠藤 満議長 日程第8、議案第1号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議案第1号についてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

- 遠藤 満議長 ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番、目黒静雄議員及び9番、菊地正文議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

- 遠藤 満議長 念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

- 遠藤 満議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔投票〕

- 遠藤 満議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。8番、目黒静雄議員及び9番、菊地正文議員の開票立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○遠藤 満議長 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

賛 成 11票

反 対 ゼロ票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第1号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎予算審査特別委員会の設置

○遠藤 満議長 日程第9、議案第34号 令和5年度新地町一般会計予算について、議案第35号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計予算について、議案第36号 令和5年度新地町介護保険特別会計予算について、議案第37号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第38号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計予算について、議案第39号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について及び議案第40号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算についての7件を一括議題とします。

お諮りします。議案第34号から議案第40号までの令和5年度予算7件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号から議案第40号までの令和5年度予算7件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く11名の議員を選任することに決定しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任

○遠藤 満議長 次に、予算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会で協議の結果、予算審査特別委員会委員長に三宅信幸議員、同じく副委員長に吉田博議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会委員長に三宅信幸議員、同じく副委員長に吉田博議員を選任することに決定しました。

ここで予算審査特別委員会委員長に挨拶を求めます。

三宅信幸予算審査特別委員会委員長。

〔三宅信幸予算審査特別委員会委員長登壇〕

○三宅信幸予算審査特別委員会委員長 ただいま予算審査特別委員会委員長に選任されました三宅信幸です。一言ご挨拶を申し上げます。予算審査に当たっては、総合計画などに基いた予算となっていますので、町民が安心して暮らせるまちづくりに資する予算になっているかなど見極めることが重要であると考えています。吉田博副委員長と共に誠心誠意職務に当たりますので、委員各位には活発な発言をお願いを申し上げます。

また、町長はじめ職員の皆様には予算内容の説明等についてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時54分 散会

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年第1回新地町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年3月15日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

3 番 齋 藤 充 明 議員

1. 地域文化を育てる文化交流センターの取組みについて
2. 歴史・文化財等の活用とふるさと教育の取組みについて

2 番 寺 島 博 文 議員

1. 介護者に対する支援について
2. 公共施設について
3. 観光行政について

7 番 寺 島 浩 文 議員

1. 移住・定住人口を増やす取組みについて
2. 旧新地高校の利活用について

6 番 吉 田 博 議員

1. 町民が求める食品スーパーについて
2. 県が発表した県立高校、統・廃合の跡地等利用について

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	佐藤	茂文
町民課長	大堀	勝文
農林水産課長 兼農務局長	岡田	健一
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	木幡	邦枝

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	千葉	奈菜
書記	岡田	義仁

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

演台でのマスクを外しての質問及び答弁を認めます。なお、自席での質問及び答弁は、マスクの着用をお願いいたします。

通告順に発言を許します。

3番、齋藤充明議員。

〔3番 齋藤充明議員登壇〕(拍手)

- 3番齋藤充明議員 おはようございます。受付番号1番、議席番号3番、齋藤充明です。東日本大震災追悼式が3月11日、文化交流センターで厳かに行われました。あれから11年がたちました。当時多くの方々から温かいご支援をいただいたことを忘れないで、これからも頑張っていきたいと思っております。

本議会において、令和5年度当初予算審査特別委員会で予算を審査をしてきたところでありますが、高齢者の見守りや出産、子育て応援、在宅保育支援、歴史文化振興など、新たなソフト事業が増えており、限られた予算の中であってハード事業からソフト事業にシフトしようとする町長の意欲が感じられた予算でありました。

さて、私の質問は、地域文化を育てる文化交流センターの取組についてと、歴史、文化等の活用とふるさと教育の取組について町長に伺います。

まず、1件目の地域文化を育てる文化交流センターの取組について伺います。文化交流センターは、震災からの復興、創生のシンボル事業として新地駅周辺市街地復興土地地区画整理事業、市街地復興効果促進事業、津波復興拠点整備事業などを組み合わせながら整備されました。引渡し直前に原因不詳の火災に見舞われ、予定より1年半遅れの令和2年8月1日の完成、オープンとなりました。文化交流センター設置条例の第1条には、町民の芸術、文化の振興を図り、豊かな地域文化の創造と発展に寄与することを目的に文化交流センターを設置すると規定され、多目的ホールは座席利用数445人、スタジオ1にはドラムセットとアンプ、スタジオ2にはピアノが備えられています。また、会議室は2室あり、自由に利用できるラウンジには新聞や自動販売機があります。午後には、新地駅に降りた学生たちがテーブルに教科書を広げて勉強している光景がよく目にされます。施設の利用数は、令和3年度は9,047人、そのうち施設利用者7,006人、無料の自由来館者は2,041人と、そして令和4年度は2月末までの11か月ですが、1万1,860人施設利用者が全体であります。施設

利用者数は9,228人、自由来館者、利用者は2,632人と、前年度より2,813人の増で、率では31パーセント増となっております。令和4年度の2月までの利用数は1万1,862人を月平均しますと、1,078人、1日平均で43人です。この数字は、令和3年度の図書館の利用者数と比べてみますと、図書館の利用者数は来館者数で1万4,238人で、1日平均54人となっています。比較対象とするのは大変難しいところではありますが、文化センターは駅前に位置しているということもあり、今後新型コロナウイルス感染症も減少し、経済も回復傾向を見せる中で、交流人口の増加も見込まれ、文化交流センターの利用もかなり増えてくるものと期待します。

そこで1点目として、文化交流センターを貸館施設として活用するだけでなく、設置条例第1条にあるように、本物の芸術、文化を発信し、利用拡大の向上に向けた体制の強化を図るべきではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、イベント事業の拡大や独自のPR誌の発行、生涯学習フェスティバルと連携を図っていくことについて伺います。令和5年度に町文化協会に委託し、文化、芸術の振興を進めるとのことでございますが、具体的な内容及びPR誌による情報発信も必要と考えられます。さらに、1月28日、29日に2年ぶりに開催された生涯学習フェスティバルは、32団体の作品展示や活動発表が行われました。これが文化交流センターと連携し、歌や発表を多目的ホールで行えばさらに盛り上がり、そして団体の参加も見込まれ、スケールアップした生涯学習施設フェスティバルになったのではないかと思います。今後連携していく考えはないのか、町長の所見を伺います。

次に、野外イベントに対応した放送施設の整備を図るべきではないか、伺います。昨年12月3日から今年1月14日にかけて、町と商工会青年部合同企画による新地駅前イルミネーション事業が文化センターの南の観海堂公園で開催され、好評を博しました。文化交流センターの壁に映し出されたプロジェクションマッピングによる幻想的な映像も大きな反響を呼びました。このプロジェクションマッピングというプロジェクターとパソコンを駆使した手法は、地域文化を発信するツールとして活用をできるのではないかと、それを示唆してくれたように感じました。観海堂公園を活用した野外イベントは、今後も多く開催されることが予想されますし、また朝市なども開催され、地元の魚を売る場所になればと期待するところでもあります。ただ、残念なことに屋外用のスピーカーが設置されておらず、利用者はそのたびに音響施設を用意しなければなりません。ぜひ屋外用スピーカーを設置し、活性化を進めてほしいと考えますが、町長の所見を伺います。

1件目の最後になります。次に、交流センターの利用拡大により、駅周辺への波及効果を町としてどのように考えているのか伺います。私は、基本的な考えとして、新地駅前の活性化は駅前にある観光協会や商工会、そして新地アーバンデザインセンター、UDCしんち等が中心となり、文化交流センターやホテル、複合商業施設、フットサル場等との連携を図っていく中で、新地駅前を中心とした町づくりが進んでいくのではないかと思います。広報しんち3月号には、町の人口は2月1日現在で7,741人、1月21日から2月20日の1か月間で出生届がゼロ人と、人口減少に歯止めが

かからず、少子化が一段と進んでおり、町の活力や地域コミュニティの弱体化が危惧されます。やはりそれをつなぎ止めるためには地域文化の振興が重要です。文化には人を動かす力、人に感動を与える力があります。文化活動により消費拡大や交流人口の増大などの経済波及効果も期待できます。文化交流センターの利用拡大を進めることが新地駅前活性化、発展につながると思います。町長の所見を伺います。

次に、2点目の歴史、文化財等の活用とふるさと教育の取組について伺います。新地町は、皆さんご存じのとおり、縄文時代から人が住み、時代を超えてたくさんの人々をつないで、多くの歴史が息づいています。こうした歴史を適切に記録し、保存し、その成果を活用し、時代をつなげていかなければなりません。しかし、新地町は旧役場庁舎の火災もあり、近年の家屋の改築や東日本大震災や福島沖地震等で町内の貴重な文書の多くが失われています。歴史、文化財等の活用のためには、資料収集や保存は絶対必要であります。新地町は、昭和43年に新地町史編纂委員会が発足し、昭和57年に新地町町史資料編、通史編が刊行されました。この経過について、当時の公民館長として事務局の立場にあった故目黒美津英元教育長は、町史資料編の後書きに、資料の収集から着手したが、事務局体制の手薄もあり、それまで全くと言っていいほど郷土史について組織的な研究や調査が行われていないこともあり、思うようにはかどらなかった。そして、通史編1を4年計画で発刊する予定が10年余りが過ぎたと回想しています。平成11年に歴史編が発刊されましたが、その後、町史編さんは進んでいません。令和5年度の当初予算に歴史、文化財関係の予算が計上されましたが、これが完遂されるまでには長い年月を要します。予算も毎年見なければなりません。その決意を持って進めていくものと考えますが、当町には地域に埋もれた歴史、文化資源、人物等がたくさんあります。その掘り起こしを行い、保護と活用を図るための基本的な町長の考えを伺います。

次に、地域に根差した活動団体との連携や史跡、歴史ボランティアや語り部の育成、確保をすべきでないかについて伺います。言うまでもなく、歴史、文化財については行政や専門家はもとより地域の方々の協力が何よりも不可欠です。新地町には、40年余り郷土を愛し、活動をしている町郷土史研究会があります。昔語りの語り部の会、新地語ってみっ会があります。こうした団体や関心のある個人等々の協力、連携について、町長の考えを伺います。

次に、学校におけるふるさと教育のさらなる取組をすべきでないかについて伺います。私たちが子どもの頃、ふるさと教育という言葉聞いたことがありません。小学校に入り、初めて校歌を習うというか、歌わされたのかもしれませんが、駒ヶ嶺小学校の校歌の1番の歌詞は、「歴史ゆかしい臥牛城」から始まります。一度も見たことも聞いたこともありませんでしたが、駒ヶ嶺には臥牛城があるのだという認識、それが私の初めてのふるさと教育の体験ではなかったかなと思います。今学校教育においてもふるさと教育を重視し、新地の文化財、わたしたちのまち新地を活用し、郷土の歴史、文化の学習や郷土愛を育てていると思います。例えば新地町には三貫地貝塚があります。県指定史跡の一つにすぎないかもしれませんが、高校の日本史の教科書には、1万年以上も続いた

縄文時代の中で貝塚は全国で3,000箇所以上あると、そう記述されています。そのページに紹介されているのが貝塚は全国で23箇所しかありません。その中に三貫地貝塚が紹介されています。縄文時代後期から晩期にかけて形成された内湾性貝塚で、双口土器、注口土器、多彩な骨角器など数多く、特に合同葬儀、合葬をはじめとする多様な様式の形を取りながら、100体を超える人骨や犬の骨の出土で注目を集めています。当時埋葬された人の平均寿命は、男29.2歳、女32.1歳と推定されています。縄文時代からその後も多くの人々が住み続けた豊かな場所だったと想像されます。歴史、文化に触れることは、子どもたちの好奇心を喚起し、夢を膨らませ、郷土に誇りを持てるふるさと教育につながるのではないのでしょうか。町長の所見を伺います。

最後に、歴史講演会や体験型史跡巡りウォーク等の実施について伺います。東京在住で、東日本大震災後、新地町に寄り添い、支援を続けてこられた秦純子さんという方が、このたび「新地を創った人々」を出版され、町にも寄贈されました。私も頂き、明治維新から昭和にかけて激動の中で最後まで信念を曲げないで国のため、地域のため、そして建築文化や地域医療に尽くされてきた偉人がいたことを改めて畏敬の念を持って読ませていただきました。そして、それを粘り強く取材し、まとめ上げ、出版された秦さんに敬意を表したいと思います。地域文化は、端的に言えば人と人とのつながりから生まれてくると思います。昔田植が終わって、夏の盆踊り大会、そして稲を収穫した後の秋祭り、また神楽、民謡など、人と人との触れ合いや人と自然の中で生まれてきたものが、そういう意味でも高い地域文化がこの町にはあると思います。今日は、郷土史研究会の会長さんたちに傍聴に来ていただき、ありがとうございます。町長の熱い答弁に期待を込めて、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 3番、齋藤充明議員の質問にお答えをいたします。

初めに、地域文化を育てる文化交流センターの取組についての1点目、利用拡大に向けて体制の強化を図るべきではないか伺うについてですが、まず初めに令和3年度の利用状況については、多目的ホールやスタジオ、会議室等において、コロナ禍ではありましたが、年間を通じて約7,000人の利用がございました。令和4年度は、2月末現在ではありますが、9,600人を超える利用者となり、大きく伸びておる現状であります。また、イベント等の開催状況につきましても一般利用団体主催のイベントのほか、町文化協会主催による映画上映会やコンサートなど、年間を通じて定期的に開催することができ、一定程度の成果が得られているものと考えております。文化交流センターの体制の強化につきましては、現在平常時は正職員2名、会計年度職員は交代勤務ではありますが、5名で運営しております。昨年9月議会の齋藤議員からの一般質問で答弁いたしましたとおり、基本は貸館業務を行い、不定期ではありますが、イベントを実施する考えであり、大きなイベント等を開催する場合には、関係団体会員の皆様や教育総務課において係を越えて協力をしながら実施を

しております。今後におきましても、現状を維持しながら課内の連携を図りつつ、関係団体や他課と連携し、協力をいただきながらも実施してまいりたいと考えております。

次に、イベント事業の拡大やPR誌の発行及び生涯学習フェスティバルとの連携を図っていくべきではないか何うについては、先ほども申し上げましたが、令和2年度、令和3年度、令和4年度と、コロナ感染症が蔓延する中、各種イベント等が制限されましたが、感染防止対策を取りながら令和4年度におきましては文化協会主催で映画上映会や民謡コンサートなどを実施いたしました。令和5年度におきましても、文化交流センターを活用した文化芸術振興事業として、町文化協会にイベントの企画や運営を委託、連携しながら、今年度同様、映画上映会や音楽鑑賞事業、芸術鑑賞事業に取り組むほか、独自のイベント開催も検討しながら進めてまいりたいと考えております。PR誌の発行につきましては、現在は文化交流センター独自のホームページにおいて随時PRを行っております。今後は、観光協会や企画振興課で取り組んでいるしんち魅力体感・発信事業などで文化交流センターの情報を発信できないかなども相談しながら検討してまいります。生涯学習フェスティバルとの連携を図るべきではないかについては、本年度文化協会主催の文化祭は文化交流センターを会場に開催しました。公民館各種教室の発表の場として開催している生涯学習フェスティバルは、学習発表や作品展示等と、かなりの広さを必要としますので、今後文化交流センターと連携した形で開催できるかなど、参加団体や来場者等に負担のかからない開催方法を関係団体を含めて協議、検討してまいります。

3点目、野外イベント等に対応した放送設備の整備を図るべきではないか何う。4点目、利用拡大による駅周辺施設への波及効果をどう考えているのか何うについては、関連がありますので、一括してお答えをいたします。野外イベント等に対応した放送設備については、現在は主催者側がスピーカーの数や位置、ステージの配置等も含め、独自の構想があるため、主催者側で機械搬入からセッティングまで対応していただき、実施しております。また、野外イベントを開催する場合は、周辺住民等への影響も考慮する必要があると考えております。このようなことから、整備の必要性について慎重に検討してまいりたいと考えております。また、大きなイベントを開催した場合、多くの交流人口が見込まれ、駅周辺施設への波及効果は大きいと考えております。イベント開催時には、広報紙やホームページ、またチラシ等を配布しながらPRしておりますが、駅周辺施設にもイベント等の開催情報を共有してまいります。

次に、歴史、文化財等の活用とふるさと教育の取組についてお答えいたします。1つ目の地域に埋もれた歴史、文化資源、人物等の掘り起こしを図り、その保護と活用を図るための基本的な考えを何うについては、町には国史跡指定の新地貝塚附手長明神社跡や約2,500年から約4,000年前の人骨が出土した福島県史跡指定の三貫地貝塚をはじめ、縄文時代から近代に至るまで150を超える史跡、文化財が存在しております。民俗文化については、福島県指定無形民俗文化財である福田地区の福田十二神楽をはじめ、子眉嶺神社に奉納する高田神楽などが現在も継承されております。人物

では、明治の混乱期から優秀な人材を育成すべく、観海堂を創設した目黒重真氏をはじめ、その初代教授であり、地域の方々から愛され、敬われた氏家閑存氏、その氏家教授に学んだ初代台湾高等裁判所所長を務めた高野孟矩氏、フランク・ロイド・ライトに師事し、近代建築史に名を残す遠藤新氏など、未来に功績を遺した先人たちがおります。そのの方々によって守り伝えられてきた数多くの重要な文化資源を町民みんながその価値を理解し、適切に保存することが重要であります。そして、そのことを通して郷土への愛着と誇りを育み、次世代に継承されていくことを支援してまいります。また、地域資源の掘り起こしと磨き上げを行い、当町の歴史、文化の魅力や特色を効果的に活用して発信することにつなげてまいりたいと考えております。

2点目に、地域に根差した文化活動団体等との連携や史跡、歴史ボランティアや語り部等の育成、確保をすべきではないか伺うについては、郷土の歴史、文化の保存や調査研究を目的に活動されている文化活動団体と町教育委員会が共同で定例会や歴史講座、山元町歴史学習会との合同研修会を行っております。また、地域の活動団体では、町内の古民家において昔話語りの会を定期的に開くなどして「語り」の心を伝承する活動を行っております。その活動の一部として、当団体の協力を得て今年の2月より町の広報紙において昔話の連載を始めたところであります。今後も町内の関係団体の方々と連携、協力を図り、その知見や知識をお借りしながら、史跡や歴史を紹介する語り部の教育に取り組んでまいります。

3点目に、学校におけるふるさと教育のさらなる取組をすべきでないか伺うについてお答えします。町では、郷土を愛し、これからの社会を主体的かつ創造的に生き抜く力を育むため、地域のよさや文化、伝統、歴史、人物を学ぶ学習を社会科や総合的学習の時間、食育を通して実施しております。具体的には、小学校の社会科で「地域で働く人々と子どもたちの暮らしの関わり」の授業で生産農家や商店、工場を見学し、自分たちの生活と地域が密接に関わっていることを学び、歴史を学ぶ学習では、新地貝塚、三貫地貝塚、臥牛城跡、雀塚古墳群やあんこ地蔵などの史跡を見学しております。人物については、町内共立小学校の初代教授となった氏家閑存氏や観海堂の設立に尽力した目黒重真氏、フランク・ロイド・ライトに師事し、近代建築の礎を築いた遠藤新氏について学ぶ機会を設けています。伝統文化については、福田小学校の4年生において、福田十二神楽保存会の指導を受け、地域の伝統文化の継承を行っております。また、町で作成した学習用副読本「わたしたちのまち新地」についても、これまでのものを今年度新たに見直しを行い、新しい情報に書き換えましたので、これらを活用して、地域の特色や文化、歴史について調べる深い学びへとつなげてまいります。食育面でも、学校給食において積極的に地場産物を取り入れたり、中学校においては地場産物である「カレイ」などを活用した調理実習を実施し、新鮮かつ安全、安心な地元食材のよさを体験しながら郷土愛を育てております。今後も「ふるさと教育」を継続して実施し、地域の文化、歴史を学ばせていきたいと考えております。

4点目、歴史講演会や体験型史跡巡りウォーク等の実施をすべきではないか伺うについてですが、

町では文化活動団体等と町教育委員会の主催により、今年3月25日に3年ぶりとなる町歴史講座を開催いたします。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、これまで開催できずにおりましたが、このたび東北福祉大学より岡田清一名誉教授を招いて「新地蓑首城と駒ヶ嶺城」を演題とした講演が予定されているところであります。また、令和5年度には一般財団法人福島県電源地域振興財団による「みらいを描く市町村等支援事業」の採択を受け、新地町歴史文化振興事業「歴史と文化の魅力あふれるまち新地」を計画しているところであります。町の歴史文化のこれまでの背景や課題から2つのテーマで事業を展開し、郷土愛の育成、地域歴史文化活動の推進、交流の促進を図るものであります。1つは、町歴史巡り体験ツアーの実施で、町の歴史の魅力や特色を最大限に活かしたモデルコースの開発や町内史跡を巡る歴史体験ツアーを実施するものであります。本事業の中で、町内の主な文化財6箇所それぞれ歴史や見どころを分かりやすく解説する現地案内板の設置やパンフレット作成を進めてまいります。併せて町の文化活動団体等や町観光協会と連携し、歴史語り部育成にも取り組む計画を考えております。2つ目は、町縄文文化企画展の開催で、福島県立博物館に所蔵される三貫地貝塚出土品や町内にて出土し、町が保管する土器や石器、縄文人骨レプリカ等を町文化交流センター内に解説パネルとともに展示をすることを考えております。展示期間内には講演会や歴史講座も開催し、町の歴史や文化を分かりやすく学ぶ場を創出したいと考えています。こうした事業を継続的に取り組み、町の重要な資源を効果的に発信し、PRを図り、交流人口の拡大と地域の活性化につなげてまいります。

以上であります。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 ありがとうございます。今町長から私の質問2件、詳細についてはそれぞれ4件ずつの計8件について細かく回答がなされました。基本的に私の考えている部分と町長の回答は、ほぼ同じかなと思って聞いておりました。今すぐできること、そして検討しなければならないこと、できないこと、できないことは聞いた覚えはございませんけれども、ただ本当にすぐできることと、そして今後検討してやってもらうこと、それに分けながら体制を整えてほしいなと思います。

その上で、まず初めにお聞きします。文化交流センター関係ですが、職員が2名、会計年度職員5名とお話がありましたけれども、この会計年度職員の位置づけというのはどういう位置づけなのでしょうか。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 会計年度職員の位置づけということでございますが、正職員が2名ということで、主に貸館業務のお手伝い、それから館内整備のお手伝いを会計年度職員さんに従事していただくことと、あと開館時間が午後9時まで開いていますので、その夜間の部分の開館についてお手伝いをいただいているところです。

〔何事か言う人あり〕

○木幡邦枝教育総務課長 もちろん公務員の位置づけでございます。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 今教育総務課長よりお話がございましたが、あそこに2名の職員と会計年度職員5名が配置されている。今会計年度職員も昔のような臨時職員ではなくて公務員ということで、ちゃんと日本国憲法を守るという宣誓書を書いて、そして勤務されていると思います。町長から、あそこは今後とも貸館業務としてやっていくんだというお話がございました。私は、これ行くと共に思うことは、かつて中日の落合博満監督が監督に就任したときに、誰一人トレードしなかった、誰一人大リーガーから持ってこなかった。だけれども、10パーセントだけアップすれば優勝できる、これは言い切った。そのとおり優勝した。あの言葉は、すごく印象的だと思いますが、この文化交流センターを思うときに、職員2名、1名は兼務でしょうけれども、そして会計年度職員5名、これも朝から夜の9時まで交代でやるわけでしょう。常にいるわけがございませんが、いつ行っても非常に対応がいい、明るい。だから、学生さんたちが集まってくる。余り干渉もしないし、でも目配りはしている、そんな感じを受けました。つまり非常に能力の高い方があそこにいるなと思います。役場職員にない、いろんな能力を持っている人がいる。それをただ貸館だけの業務にさせておくにはもったいない。本来のやはり公務員としての仕事をさせていく。もちろんそれなりの見合った給料っていうのが出てくるかもしれませんが、そうすることによってまさしく10パーセント底上げすることによってあそこはもっともって機能的になる。そして、中にはやっぱりいろんな経験をしているいろんなことをやっている人がいる。仙台にもいろんな知り合いがいる。そういうことによって、営業もかけながらよそから積極的に連れてくる、そしてあそこの活性化を図っていく。芸術、文化、本物の芸術を見せる、そういう場になっていくし、町民も期待していく、そういう場になっていくのではないかと思います。そういう意味で職員体制というものをもう少し見直して、そして人間で結構ですから、その辺も含めてやれることがあるのではないかと。改めてご質問いたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今議員がおっしゃるとおり、いろんなことをやるためには人材が必要です。今新地町の部分で正規職員と会計年度任用職員を合わせると、かなりの数がいます。そういった中で、言われるとおり行政が音頭を取ってやるのは、人を配置してお金をかければできるかもしれません。ただ、それは後年度にどのような影響があるかということも十分に踏まえながら、そして今できることは前にも私がお話ししたとおり、当座ははっきり言って貸館でいきたいということをお伝えしているとおりでございます。将来の夢だけを語るというわけにはなかなか、この場では言えませんので、そういったことで今齋藤議員がおっしゃられたことを心に留めながら精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 では、もう一点、文化交流センターで令和4年度に予算を取っております。これは、何かというと文化交流センターの物置ということで、780万でしたか、取っておりますが、それが5年度に持ち越された。これは、もしかしたら控室とか何かにも使える施設なのかと思えます。そうすることによって、生涯学習フェスティバルで控室がないとか、いろいろありましたけれども、そういうことに対応できる。発表会をあそこでやる、そういうことがあそこの活力となっていくのではないかと考えております。そこは、やっぱり同じ教育総務課の中で調整して、みんなの力を合わせて盛り上げていってほしいと思うので、1点だけご質問します。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまご質問にありました令和4年に取っていた予算ですが、こちらは物置を整備する予定でございまして、こちらを控室に使うという考えはございません。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 生涯学習フェスティバルについてもぜひ、年に1度ですので、よく検討していただきたいと思います。

次に、歴史文化財の活用について伺います。今年度予算に駒ヶ嶺公民館分館の施設利用ということで予算が2,800万円ほど上がっております。その内訳としては、駒ヶ嶺公民館分館をみらいを創る市町村等支援事業助成金を活用して改修し、歴史資料や地元出身者の作品、絵画等の展示施設として整備すると、こうありますが、新地町に残っているこの歴史資料、そして絵画等はどのくらいあって、そしてあのスペースにどのくらい収めることができるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思えます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今ご質問の点数を含めて全て把握はしておりませんので、今後その調査をした中で齋藤議員にご報告したいと思います。よろしく申し上げます。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 時間がないので、若干話を飛ばしますけれども、問題は非常に歴史、史跡関係を保存して、それを整備して、しかもそれを公開していくという段取りになると思うのです。今は、デジタルデータとしていろいろ保存する方法もありますので、そういうことで保存していくということもできるかと思えますが、何よりも足を使って町民の方々の協力を得ながら、うちに残っているいろんな古文書等々を集めていく、これを広報しながらやっていくということもあるでしょうし、足で行く、もらえないものもあるし、もらえるものもあるでしょうし、写真で撮っておいて保存していくという方法もあるかと思えますけれども、それについても郷土史研究会の方もおりますし、

要望書も上がってきて、議会でもそれをいろいろ調査した経過もございませぬけれども、今後その郷土史研究会との関係をどのような形で、行政区に限らず町民の協力っていうのはどのような形でらっていくのか、その段取りはどのようにしているのかお聞きしたいと思います。ただそれについての問題はやっぱり役場の職員体制だと思うのです。核になる職員がきちんとした人がいないと、町民がいくら一生懸命やろうと思っても、いくら町民が踊ろうとしても、やっぱりタクトを執る人がいなければやっぱり進まないと思うのです。私は、こぞずっと震災後見てみますと、教育総務課に史跡担当はおりますけれども、現実的に学校の災害対応、施設の修理、修繕に追われているような状況に見えます。その方が本来の史跡、歴史関係の仕事に従事させる体制ができれば、やっぱり仕事は進んでいくし、やっぱり交流もできて楽しい、そのことがまた発展していくと思うのですが、歴史に対する役場の職員体制、その辺の体制をどう構築していくのかお聞きしたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 齋藤議員がどんどんいろんなものを拡大していくものですから、非常に整理の部分が見つなくなっていくというのがあります。今の駒ヶ嶺公民館の分館については、予算の審議の委員会でも話したとおり、現在いただいているもの、そこを整理するのだと、まずは。そこからスタートしていくと私的には考えておりますので、今のところ充明議員の思いは思いとして受け止めておき、将来的にそういう状況になれば実施したいとは思いますが、今のところ私の思いは今皆さんからお預かりをした、ご寄附をいただいたものがあまりにもひどい状況でないかという思いでありますので、まずはそこを整理をさせていただいてから検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 ちょっと先まで話を進めているかもしれませんが、戻します。まず、そういった歴史資料のあるものを整理してもらおうと、その前に建物を建てるから、それについても設計したり、何だかんだで1年近くかかるだろうと思っております。その間にあるものの整理をしていくということになると思っております。もう一度確認したいのですが、そこに携わる専門的な職員の配置というのをやっぱり腹を決めて決めていかないと、何となく最初はスタートはいいけれども、なかなか進まなくなってしまう。その1点です。職員の史跡、文化に対する配置、これ1人でなくてもいいかもしれない。例えば相馬市なんかは史跡関係で市史編さん室があって、ずっとそれを10人くらいでやっていました。私もあそこに行ってびっくりした。隣の部屋だったのですが、10人いるのです。何しているのだろうと思うと、市史編さん室なのです。もうやめるにやめられないのです。大丈夫なのかと思ったら、この頃本当に8巻、9巻と出てきましたけれども、本当に長い年月、そして担当者を必要とします。専門官でなくてもいい。普通の人でもやっていましたけれども、その方が専門官のようにすばらしい方でした。今相馬のそういう史跡、遺跡巡りの本当に中心人物です。そういう人が育ってきているなと思いましたが、町としてもそういう人物をかつての目黒美津英教育長

のような方をやっぱり育てていくということが将来の新地町、今の子どもたちが将来新地に関心を持つ。三貫地貝塚は民地だけれども、あれを何とかしたらすごいものになるかもしれない。三内丸山遺跡みたくなるかもしれない。そういう夢と希望を持って進めていくその第一歩として、やっぱり来年度がある。やっぱりそこにこだわりますけれども、町の体制づくりというのが必要になってくるのではないかなと思いますので、もう一度、教育長あたりからひとつ回答をお願いしたいと思います。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 もちろん齋藤充明議員がおっしゃったように、専門の学芸員がいて、そういったものを編さんしていくということが理想ではあるだろうと思います。ただ、与えられた中で、限られた中で一生懸命やっていくことも非常に大切なことだろうと思うのです。ですから、現時点では今ほど町長がおっしゃったように整理をきちんとしましょうと。そこからでないとは始まっていかないと。基礎をしっかりと固めて、その上で考えていきましょうという点で教育委員会も総務課も考えているというところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 走りながら考えるということになると思いますので、いろんな、これから地域住民の方、そして郷土史研究会、語り部の会とか、いろんな方との連携が入ってくると思います。そういう中で、やっぱり町としてどうあるべきなのだということがおのずと出てくると思いますので、そういうことを期待しながら今の質問を終わりますが、最後に全体的なお話をしたいと思いますが、文化交流センターっていうのはやっぱり芸術、文化の拠点として活性化してもらいたいと。これは、あくまでも芸術、文化の拠点でいいのです。地域活性化っていうのは、またいろいろほかの団体がやっていく、そのことによって新地が発展していくんだらうと思います。何よりも、追悼式のその後に「ふながだの海」っていう試写会がありました。私も見てきましたけれども、200人からのお客さんがいました。新地の海を題材として、主人公として、アニメとして12名くらいがそこに出ておりましたけれども、新地の住民が。声優でした。そういうのを見て非常に感動させられましたけれども、やっぱり皆さん熱い思いを持ってまちづくりをしているということもありますので、ぜひ役場だけでなく、多くの力をこういふときこそ得ながら、特に文化っていうのは分かりやすいです。みんな好きでやっていますから。そして、一生懸命やりますから、そういう意味でぜひ連携を図りながらまちづくりを進めていってもらいたいと思っています。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○遠藤 満議長 これで、3番、齋藤充明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時05分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

2番、寺島博文議員。

〔2番 寺島博文議員登壇〕(拍手)

○2番寺島博文議員 受付順位2位、議席番号2番、寺島博文です。それでは、さきに通告しております案件7点について順次質問してまいります。よろしくお願いいたします。

1件目は、介護者に対する支援についてであります。新地町には新地町在宅寝たきり老人等介護激励金支給要綱があります。しかし、現在は支給要綱に合致する方がいないため、利用されていないのが実情であります。家族が要介護3以上の状態になったとき、在宅介護と施設介護のどちらかを選択しなければなりません。高齢者の増加とともに施設入所を希望する方が増える一方で、本人は環境を変えることなく住み慣れた自宅で在宅介護を希望する家族がいます。24時間体制の介護が必要なため、家族は自分の時間を持つことや買物などの用事を行うことが自由にできなくなり、大変大きな負担になります。そこで、要介護認定3以上の方を在宅介護している世帯に対して、介護の労をねぎらう意味で新地町独自の制度を策定し、慰労金を支給すべきでないか、お伺いいたします。

2件目は、公共施設についてであります。1点目、総合体育館駐車場及び総合公園内に防犯カメラを設置すべきでないか伺うであります。最近テレビをつけると、卑劣な犯罪や凶悪事件の報道が毎日のように流れております。総合体育館駐車場や総合公園は、公共の場として休日になると家族連れで賑わい、特定多数の人が利用しています。防犯カメラを設置したからといって犯罪や事件が発生しないわけではありませんが、抑止効果はあると考えます。犯罪の抑止、利用者の安全、安心を確保して新地町から犯罪や事件をなくし、安心、安全な町づくりを進める意味でも早急に防犯カメラを設置すべきではないか、お伺いいたします。

2点目は、柔剣道場に空調設備を整備すべきでないか伺うであります。柔剣道場には空調設備がないため、冬、ビニール製の青畳や木の床は氷が張っているかのような冷たさであります。また、夏は近年の地球温暖化の影響で室温が35度Cを超える日が続くこともあり、大変厳しい環境下にあります。活動中のけが防止、熱中症対策のため、空調設備を整備、導入すべきでないか、お伺いいたします。

3点目は、柔剣道場並びに勤労青少年ホームは旧来の照明器具を使用している。節電のため、LED化を早急に進めるべきでないか伺うであります。柔剣道場並びに勤労青少年ホームの照明は、高天井照明の水銀灯であります。放電発光される仕組みの照明なので、光量が安定するまで時間がかかります。現在は、LED照明の時代であります。寿命が長く、消費電力が少ない。そして、瞬

時に点灯するLED照明にすべきでないか、お伺いいたします。

3件目、鹿狼山周辺の整備計画についての1点目、駐車場整備、トイレの洋式化及び鹿狼山沿道の植栽計画は、今後どのような日程で進められるのか伺うであります。昨年、令和4年度当初予算で鹿狼山駐車場整備拡張用地土地取得及び駐車場整備基本設計業務委託の予算が計上されました。どのような日程で駐車場整備並びにトイレの洋式化が行われるのか、お伺いいたします。

また、鹿狼山沿道の病害虫に侵された桜の木については、昨年伐採処分されました。町道鹿狼線沿道は、鹿狼山への玄関口であります。新地町を訪れる観光客や登山者が満喫できるよう、植栽整備すべきと考えます。町の見解をお伺いいたします。

2点目は、鹿狼山登り口に売店、食堂を設置すべきでないか伺うであります。自然豊かな鹿狼山に足を運ぶ人は年々増えてきております。山登りで疲れている人、おなかがすいている人、新地町の特産品が欲しい人、さらにはキャラクターグッズなどが欲しい人など、様々な人がおります。しかし、鹿狼山登り口には休みどころはありません。観光客や登山を楽しむ人のために売店、食堂を設置すべきと考えます。町の見解をお伺いいたします。

3点目は、ふれあいとやすらぎの森を再生し、観光化すべきでないか伺うであります。鹿狼山の麓にゆっくりと森を散策したり、森林浴が楽しめる場所があります。あまり整備がされていなく、憩いの場が埋もれてしまっています。このふれあいとやすらぎの森を再びよみがえらせ、観光化すべきだと思います。町の見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 2番、寺島博文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、要介護認定3以上の方を在宅介護している世帯に慰労金を支給すべきでないかの質問ですが、高齢者数の急増に伴う要介護認定者数の増加により介護保険制度が始まった平成12年の国内の介護者数は218万人でしたが、令和3年6月には687万人と、この20年間で約3.1倍まで増え、今後もさらに増えていくことが見込まれております。新地町の令和4年12月末の要介護認定者については、要支援1の方が82名、要支援2が53名、要介護1が78名、要介護2が54名、要介護3が65名、要介護4が71名、要介護5が48名で、合計453名が認定されております。また、現在の町内の3介護施設入所者は82人となっており、うち要介護3以上の入居者は78名であります。平成12年度の介護保険制度創設の時点では、介護保険サービスの内容及び量が充分とは言えず、さらに介護の大部分を家族が担っていたことから、家族の介護負担軽減を図るため、新地町在宅寝たきり老人等介護激励金支給要綱により、平成8年度の制定から平成25年度まで、支給要件に該当した方に月額1万円を支給しておりました。平成20年度以降は、支給要件に該当する方もなく、現在に至っております。また、平成15年度の介護保険制度の改正では、家族介護の固定化に対する懸念から、介護保険

サービスの内容及び量ともに充実され、必要なサービスを受けやすい環境が整ってきたとして、現物給付か現金給付か議論がなされ、現物給付に重点を置くということで今の介護保険制度に至っていると認識をしております。議員が求める支援策も負担軽減とは思いますが、国が定めた制度の中で、町といたしましても国の定める介護保険制度と同様の考えで現物給付を中止し、既存要綱の中でこれからも進めてまいりたいと考えております。また、町独自で現在行っている紙おむつの購入費や訪問理容サービスなどの助成については、家族に対する経済的な負担軽減の支援として継続してまいります。このような中で、一方では在宅において介護をなされている方々においては、終日の介護により心身ともにご苦勞をなされておりますことは認識しているところであります。このご苦勞を少しでも軽減するために、介護保険事業における在宅サービスとして訪問介護や訪問リハビリ、通所介護、ショートステイなどを総合的にご利用いただくなどして、慰勞金の支給を行うのではなく、先ほど述べた事業などにより介護をされる方にリフレッシュの時間を取っていただき、元気に回復を図られることが重要であると思っておりますので、引き続き介護事業の充実に継続して努めてまいりたいと考えております。

2点目、公共施設についての1点目、総合体育館駐車場及び総合運動公園内に防犯カメラを設置すべきでないか伺うについてですが、町内には総合公園や総合体育館駐車場を含め、多くの公共施設があります。犯罪の抑止や事件等の防止の観点から、公共施設のどの場所に必要かを考慮しながら、設置の有無も含め、検討してまいります。

2点目の柔剣道場に空調設備を整備すべきでないか伺うについてですが、屋内体育館施設に空調設備を整備する場合、使用頻度や利用者の範囲等を慎重に検討すべきと考えております。議員おただしの柔剣道場は、規模や集客数も少なく、観客席もありません。使用者についても限られた方が利用する施設であることから、空調設備を整備することは難しいと考えております。

3点目の柔剣道場並びに勤勞青少年ホームは旧来の照明器具を使用している。節電のため、LED化を早急に進めるべきでないか伺うについてお答えいたします。町内の公共施設においては、新しく建設された施設及び平成27年度から28年度にかけて、総務省の補助事業「スマートグリッド通信インターフェース導入事業」を活用して整備した施設においてはLED化が行われております。ご質問の柔剣道場や勤勞青少年ホームにおいては、ご指摘のとおり従来の照明器具を使用しておりますが、水銀灯については2020年度に生産終了となっており、蛍光灯においても各メーカーは省エネ、脱炭素化から生産量を減少させております。このようなことから、経年による照明器具の老朽化、水銀等の在庫切れなどにより、今後機材等を交換する改修工事の必要が想定されますので、年次計画をもってLED化の実施に向けて検討してまいります。

次に、3点目、観光行政について。1つ、鹿狼山周辺整備事業についての1点目、駐車場整備、トイレの洋式化及び鹿狼山沿道の植栽計画は今後どのような日程で進められるのか伺うについてですが、町のシンボルである鹿狼山は標高430メートルで、山頂から望む太平洋の大海原は大きな魅

力で登山道も整備されていることから、四季を通じて訪れる方も多く、登山初心者や家族連れにも適した山となっています。また、メインの登山コースである樹海コースは、山頂まで約40分と手頃な登山コースとなっており、町外からも連日多くの登山者が訪れています。駐車場につきましては、登山口に既存の舗装駐車場が30台弱ありますが、平日でも満車になる場合があります。第6次新地町総合計画の中でも、地域資源を活用し、観光交流人口の拡大を図ることとしております。町を代表する観光資源である鹿狼山に町内、町外から多くの登山者に訪れていただくため、駐車場の整備を予定しているところであります。整備については、一般財団法人福島県電源地域振興財団のみらいを創る市町村等支援事業の採択を受け、令和5年度に実施設計、令和6年度に整備工事を実施する予定であります。鹿狼山の公衆トイレは、平成4年度に行った鹿狼山周辺整備事業により設置いたしました。当時男性用、女性用とも和式の便器を設置して、設置してから約30年が経過しております。現在では、洋式トイレが普及し、公衆トイレも洋式が一般的となっております。トイレの洋式化については、令和6年度の駐車場整備工事の時期に合わせ、実施したいと考えておりますが、可能な場合は前倒しで実施も検討したいと考えております。財源については、トイレ洋式化は駐車場整備で採択を受けたみらいを創る市町村等支援事業の工事内容に含まれておりませんので、今後福島県電源地域振興財団と協議し、当補助金を活用できればと考えております。鹿狼山沿道の植栽については、平成4年度の町道鹿狼線の整備に併せて鹿狼山ふれあいとやすらぎの森づくり事業の中で道路延長約1キロメートルの中で約100本の桜を植樹しており、今のところそれ以外の鹿狼山沿道の具体的な植栽計画はありませんが、今後検討してまいりたいと考えております。

2点目の鹿狼山登り口に売店、食堂を設置すべきでないか伺うについてですが、鹿狼山の麓には民間の宿泊施設があり、日帰り入浴やレストランでの食事も楽しめます。町内には、そのほかにも飲食店や地場産市場等があり、町で発行している観光ガイドブックでも紹介しております。当町には、海、里、山、それぞれ観光資源があり、それらを訪問していただきながら、町内の飲食店、地場産市場や小売店で食事や特産品の購入などをしていただき、町内の商業振興につなげていきたいと考えております。鹿狼山の登山者にも町内の飲食店や小売店に立ち寄りいただきたいと考えております。例えば休日等に観光協会の会員である町内事業者が鹿狼山登り口で町の観光PRも兼ねて特産品等を販売するなどは歓迎いたしますが、町行政が鹿狼山登り口に売店、食堂を設置することは考えておりません。

3点目の観光行政についての1点目、鹿狼山周辺整備計画について、③、ふれあいとやすらぎの森を再生し、観光化すべきでないか伺うについてですが、鹿狼山の麓にあるふれあいとやすらぎの森につきましては、春は桜、秋には紅葉など、季節ごとの木々を眺めながら気軽に森林散策や森林浴を楽しめる広場として整備しております。毎年間伐や下草刈り等の森林整備を実施しており、自然環境に配慮した管理を実施しております。また、木製のテーブルとベンチも設置しており、晴れた日には家族連れでお弁当を食べるなど、憩いの場としても活用されております。今後も鹿狼山周

辺の自然環境を保全していくことで観光資源となっていくと考えております。

以上であります。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 ご答弁ありがとうございました。まず、これから再質問をさせていただくのですけれども、1番目の新地町独自の慰労金を支給すべきでないかについてですけれども、平成8年3月に新地町在宅寝たきり老人等介護激励金支給要綱ができました。今ではもう利用者がいないような、実態にそぐわない要綱になっているからだと思います。この辺を見直しして、私は最初に言ったのですけれども、要介護認定3以上の方について町独自の慰労金を支給すべきでないかなのですけれども、もう一度回答をお願いしたいのですけれども。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの要綱関係、それに関しては現在生きているということでありまして、この介護保険制度があったのは、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、これまでの現金給付というものが現物給付と。要するにこの現物給付の内容と申しますのが介護者が24時間体制の中で参るのではないかというような内容で、国もそうした変更をかけております。介護者が健全な状態で介護できなくなれば、結局は介護を受け入る人にも悪影響が出るというような悪循環が出てくるわけでありまして、そうした中で社会的な問題になりました。核家族、そして介護者への負担によりまして、介護者が疲れる、身体への影響、仕事による影響など、様々なものがあると考えております。その対策のためにも、まずは要介護者の介護度、そして介護者のニーズというものを併せた様々なサービスを利用していただいて、精神的、肉体的な負担の軽減を図っていくことがまずは大事なかなと思っております。そうした中では既存の要綱はそのまま置いておいて、介護のサービスによる介護者の支援というもので町では進んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 今答弁にありましたけれども、既存の要綱っていうのですか、これを残してということなのですか、使えないような要綱を残して意味あるのかなと私は思うのですけれども、その辺いかがですか。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 使えないような要綱という部分でありますけれども、先ほども述べましたとおり、こちらは国の制度改正によりまして、それに準じた形の中で要綱は通していると。くどいようでありますけれども、現金給付よりも現物給付、そして介護者が心身ともにできるプランであるような部分が一番重要であると思います。くどいようでありますけれども、介護するほうが悪影響によって離職であるとか、そういった部分を持っていくってというのはどうなのかなと思いますので、今あ

る部分の家族計画、ケアプランがあるのですけれども、そちらを活用していただく方向づけがまずは優先的であると思っておりますので、今の要綱を変えとか、そういうのではなく介護プランへの移行ということで町は進めて、介護者の身体的な労力を軽減させてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 その家庭によっては新地ホームとか、ここで言えばなごみの里とか、そういうところに入所している方はまだいいのですけれども、順番待ちだとか、あるいは本人がどうしても入所を拒否をするような場合もあると思うのです。そうなってくると、本当は入れたいのだけれども、入れられなくて在宅介護せざるを得ないというような方もいると思うのです。だから、そういう方のために、やはりそういう介護の労というのですか、やっぱり24時間見ているのも大変ですから、だからそういった方に労をねぎらう意味での現金支給というのが私はいいと思います。ただ、今ここでやり取りしても、今現物支給というので考えたいということですので、ここで何度やり合っても駄目だと思いますので、やめますけれども、要望としてやっぱり今超高齢化社会になってきてそういった方がかなり増えてきているので、そういう方に寄り添った、そういった方法というのを町で考えていただければと思います。

次、行きます。防犯カメラの設置についてですけれども、先ほど答弁で設置場所も含めてどうするか、設置するのかどうか検討しますってということだったと思います。今年2月26日、埼玉県川口市で郵便局の強盗、それから同じ日に南相馬市で起きた強盗傷害事件、これは記憶に新しいかと思うのですけれども、このように身近に迫ってきております。昨日の報道だと4人目の逮捕が出たというようなことでしたけれども、これもやはり防犯カメラがあったために追跡できて、全容解明まではいきませんが、逮捕者が出てきているというようなことで、防犯カメラの重要性というのですか、充分分かります。新地町でも先日爆破予告とか何かあったと思うのですけれども、事件、事故が起こってから防犯カメラとかつけても私は駄目だと思う。こういう時期にやはり防犯カメラをつけて、やっぱり町民の生命、財産を守る、安全を確保するっていうのが私は非常に大事だと思うのですけれども、新地町でも盗難事件がありまして、グレーチングだとか、あとポールだとか、そういった事件が発生しています。私は、役場にもなかったことを聞いたので、一番役場なんかは非常にそういう面では危険な、危険なっていうか、そういう防犯カメラが必要ではないかと思うのですけれども、そういう設置場所も含めて検討されるということなのだと思いますけれども、期日を決めてほしいなと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 では、ただいまの寺島議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長答弁にもありましたように、町内には数多くの公共施設がございます。防犯カメラを設置した場合、映像の監視をするということも必要になってまいりますので、そのようなことも考

慮いたしまして検討させていただければと思います。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 その検討する時期を、概略でもいいのですけれども、明日とかっていうのではなくて今年中に検討するとか来年に検討するとか、そういったところはいかがですか。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 大分期日を詰めますけれども、なかなか厳しいと思います、それは。いついつまでとか。検討というのは、長期間にわたる場合もあります。それは、何でかってやっぱりここには本当に必要なのか、やっぱりそれらを含めて、あと防犯カメラは先ほど議員が言われたように若干の抑止効果はあると思います。でも、抑止でないと思います。ほとんどは事件後の搜索の部分にしか、そういった部分が非常に大きいと思います。ただ、抑止は間違いなくあると思いますが、そういったことを踏まえながら、やはりこの施設には必要なのかどうかとか、あとはここを町民の中でいろいろ言われれば個人のプライバシーを含めてどうなのだとか、いろんな意見がございますから、非常に難しい問題だと思います。そういった中身で、今のところ学校関係とか、守るべきところには設置をしておりますので、それ以外の部分については長期になるかもしれませんが、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 町長のおっしゃるとおりだと思いますが、総合公園は非常に不特定多数の方、あるいは小さい子どもを連れた家族の方とかが見えています。この辺の安全を担保する意味でぜひ優先で防犯カメラ設置の検討をお願いしたいと思います。

次行きます。柔剣道場に空調設備をとということの話の内容ですけれども、空調設備を導入するとなると確かに莫大な金額がかかりますので、その空調設備についての回答についてはあまり期待はしてないのですけれども、まず最初に聞きたいのは、このことについて設備だとか、そういった保護者とか、あるいは代表の方からの要望とか、そういうのはあったのですか。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

これまでスポーツ少年団、団体からの要望の有無を確認しましたところ、平成28年と平成30年の2回にわたりの要望書が上がっておりましたが、その中に柔剣道場の整備についての要望はございませんでした。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 ということは、要望はないってということですね。間違いありませんね。今、空調設備については難しいということだったのですけれども、私的にはそういったところでの暖房器具だとか、あるいはスポットクーラーとか、そういったことの要望はあるのですけれども、そういっ

たことに対して、町、行政っていうのですか、社会教育に対するそういう考え方で、要するにそういう保護者、あるいは要望に対して応えるような、そういう考えはあるのかなのか、その辺お伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 恐らく議員さんはどこかの市町村でこういうのやっているよということをお聞き及びになってのご質問かと思えます。私も県立学校等を調べましたけれども、体育館、柔剣道場に空調設備の入っているところではございません。それは、なぜかというようなことまで聞いて、しつこいなと、こう言われましたが、やっぱり防火管理上非常に難しいということと、心身の鍛錬の場であるということがあるというような回答を私は聞いております。私も新年の稽古初めは寒いです。スポーツ少年団で柔道も剣道もここにいる議員の方が先頭に立ってやっていただいております、いずれも防火管理をしっかりと取って、自分たちで寒いときには持ってきていいかということで、火事の出ないようなストーブをきちんと持ってきて利用しているというのが現状でございます。ただ、暑いのをどうするのかなど。福島辺りはそうなのですが、新地町は幸い海辺にありまして、風の影響が4度から5度、私は調べたのですが、そのぐらいの温度差がありまして、充分耐えられるという話をお聞きしております。学校関係もそういった体育館、柔剣道場等に空調設備は置かないということが徹底していますので、そのことも考慮に入れながらいきたいと。ただ、寺島議員のおっしゃるように、非常に温暖化が進んでいますので、そういうのはどうなのかっていうようなことも念頭に置きながら、今後考えていきたいと思うのですが、今のところは空調設備を入れようという考えはないということでございます。よろしく申し上げます。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 先ほども言ったように、空調設備については理解します。ただ、スポットクーラーだとか、あるいは暖房、ちょっとした暖房器具、そういったものを要望されたら対応していただけるのですか。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 社会教育施設を利用しに行くということは、全て準備してもらってということではなくて、それを許可している保護者の方もやっぱりそれなりに深く覚悟を決めると言うとおかしいですけども、負担はしていただくというようなことだろうと思うのです。ですから、これは聞いてみないと分かりませんが、教育委員会としては町で準備するようなことは考えていないということでございます。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 先ほど近隣市町村で暖房をやっているところはないというような話が教育長からありましたけれども、実際相馬市のアリーナでは、あそこには暖房設備があって、寒いときは毎日のように使っていると。しかも、料金を1時間当たり100円でやっているというようなことで、

非常にいい環境の中で柔道とか剣道とか空手とかをやられているようであります。だから、先ほどそういうのがないという話だったのですけれども、私が確認したところでは、そういうふうに行っていました。昔の考え方って言ったら変な話ですけれども、現代、この令和の時代で剣道だ、柔道だと、心身を鍛えるために、寒い中で鍛えなきゃ駄目なのだと、そういう時代では今ないです。ちなみに、社会教育を統括する課長は、実際にそういう現場に行ってみたことはあるのですか。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの議員さんの質問にお答えします。

私は、直接にはスポーツ少年団の実施している現場には出向いておりませんが、担当職員で出向いて確認はしていると思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 行ったことないということです。だから、行ったことないっていうことは、そういった実際の現場というか、活動している内容については分かっていないと思うのですけれども、ここで説明するのもなんですけれども、実際子どもたちがスポ少でやっているのですけれども、柔道でいえば夜7時から8時半までやっているのですけれども、やっぱり子どもですから、親が送迎しているわけです。そうすると、その間、1時間半ですか、その間畳、あるいは床の上で座って待っているわけです。非常に悪環境の中で待っているわけです。やっぱりそういったこともあって、これからの社会教育の在り方についていろいろ議論するところもあるのでしょうかけれども、やっぱりそういう要望なりあった場合はそういった町民の声を聞くっていうのも、これ町長の公約にも載っていますので、一部の機関、団体だからと言わないで、ある程度できる範疇で、そういったことに答えていただければありがたいと思うのですけれども、もう一度その辺伺いたいのですけれども。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 寺島議員さん、ちょっと勘違いなさっていたと思うのだけれども、市町村であるかどうかということについては議員さんがお聞きになってきているだろうと思えますと、私は県立の学校関係を今までに聞いてきて、一校もそういうところはありませんよという話をしたわけでございます。ですから、周りと新地町が一緒にしなくてはいけないとか、そういうことを言っているわけではなくて、外的にそういった状態にあるときになぜ新地町だけがやるのかというようなことも考えていかななくてはいけないと私は思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 あれですけれども、やっぱり町民の声、そういった方の声に寄り添った行政をしていただきたいと思います。

次、行きます。柔剣道場、勤労青少年ホームの照明器具についてということで、先ほどの回答では年次計画に入れて検討ということだったと思うのですが、その前に水銀灯の在庫って持ってLED化が遅れているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの質問にお答えします。

在庫は持っておりません。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 水銀灯の在庫は、持っていないということです。分かりました。今後年次計画ということなのですから、その期間についてちょっと分かる範疇で教えてください。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまのご質問ですが、実施時期ということでございますが、公共施設の長寿命化の計画が今後作成されていくと思いますので、そちらに照らし合わせながら検討していければと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 先ほどもちょっとその期日ということでもめたのですが、いつ頃切り替わる予定なのですか。来年なのか、再来年なのか、5年後なのか、その辺お答えください。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 大分時期にこだわるのですが、施設の部分はやっぱり長寿命って、物は大事にしていかなければ駄目です。ですから、町として在庫は持っていませんが、業者にはまだあるかと思えます。そういったことを活用しながら、やっぱり最大限物は大事にして使っていきたいと。ただ、そういうものが全部なくなって、これはやっぱりやらなければ駄目だというときは、いつって、そんな言われなくてもすぐやってしまいたい。ただ、ここは球1つ替えれば良いという問題ではないのです。器具から全部を替えなければならないので、思った以上に支出する部分が多いということで、それらも踏まえて検討させていただきたいと思えます。先ほど答弁したとおり、計画を持ってという、その辺で了解していただきたいと。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 世界情勢の変化に伴って燃料費の高騰、電気料金のアップ、もうアップしていますけれども、さらに高騰することが見込まれておりますので、早急にLED化を進めてください。

次行きます。鹿狼山周辺の整備計画についての鹿狼山駐車場、あとトイレの洋式化については了解しました。

あと最後にトイレの洋式化を前倒しでやる、財団の云々の補助金ですか、使ってあれだったら前倒しってということだったのですけれども、その辺の見込みってどうか、その辺についてちょっとお伺いしたいのですけれども。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 答えいたします。

トイレの部分につきましては、先ほど町長が答弁したとおり、令和6年度の駐車場整備工事の時期に合わせて実施したいと考えております。駐車場整備工事は、その補助金を使って実施するわけでありまして、今のところトイレの部分についてはその補助の対象には、まだ申請しておりません。これから県と協議をしてやっていきたいと思っております。それは、見込みと言われると、これから協議しますので、ちょっとまだこれについてははっきりとお答えできない状況でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 トイレについては、登山客とかハイカーの方とか観光客からもちょうと汚いよというようなクレーム等も出ているようでございますので、なるべく早くやっていただければと思います。

それから、鹿狼山沿道の植栽計画、これについてですけれども、何か今後検討したいということなのですけれども、先ほどお話ししましたけれども、やっぱり鹿狼山登山の玄関口に当たるところです。実際あそこを通ってみると、伐採した桜がきれいになっていけばいいのしょうけれども、歯抜けの状態とか、あとずっと空いてるとか、非常に見栄えがよくないっていうか、そういうふうには私は思っています。やっぱりその維持管理に問題あるかと思うのですけれども、行政でやらなくてもシルバー人材センターに、そういうところに委託してやってもらうとか、何らかの方法をやって、数万人が訪れる場所ですから、やはり整備は必要だと思うのです。その辺いかがですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 沿道の植栽の管理であります。現在山の会のボランティアの作業で町道鹿狼線の沿道の草刈り、年に2回ほどやっていただいている状況でありまして、昨年度については建設業組合の方のご協力をいただいて枯れ木の伐採等も終わっておりますので、そういったボランティアの方の協力をいただいて実施しているということでありまして、それを続けていければいいのかなと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 お昼に一応なりましたけれども、持ち時間範囲内ですので、このまま継続いたしますので、よろしいですね。

2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員　そういう格好で山の会とか、そういうところに依頼してやっていただくのはいいと思うのですが、今ちょっと何か見ていたら、どこが担当の部署なのか分からないような状況でやっている中で、きちっとその辺がはっきりした状況にして、自分の課がそこを責任持ってやるような、そういうふうな対応の仕方を私は望みますけれども、実際見て、あそこを通過してみてどういうふうに感じているのか、小野課長、どうお思いですか。実際通ってみて、歯抜けの状態見えて。

○遠藤 満議長　小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長　お答えいたします。

どのように感じているのかということでありまして、この事業、30年ほど前に整備した桜約100本ですが、それが枯れてちょっと歯抜けになっているという状況でありまして、それは寂しい気持ちではありますけれども、私としてはこれから駐車場を造りますので、そういった部分をしっかり造って利用者の方の利活用に貢献したいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長　2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員　ぜひ沿道にも目を配っていただいて、私は提案したいのですが、あそこは桜の木とか、あとツバキだとか、あと何か変なのあるのですが、あそこはハナミズキでずっとやったらすごくきれいではないかなと思いますので、その辺を参考にしてこの辺の維持管理とか植栽計画を進めていただければと思います。

次行きます。時間ないので、鹿狼山の登り口に売店食堂ということで、思ったとおりの回答だったのですが、今回駐車場の整備とかトイレとか整備をするわけです。総額だと恐らく1億円超えるのでは、購入から整備まで考えたら1億円とか超えてくるのではないかなと思うのですが、この駐車場ってただ広げただけでは、私はここをやるときに思ったのは活性化、駐車場が狭いということもあるのですが、要するに新地町にとってよくなるような活性化です。極端に言えば、お金がそこで落ちるとようなことを考えていたのですが、その辺考えはどんな考えでこの駐車場整備を考えたのですか。

○遠藤 満議長　小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長　お答えいたします。

駐車場整備を検討するときの町の活性化ということでありますけれども、先ほど町長が答弁したとおりでありまして、鹿狼山の麓の駐車場を整備することによって町外、県外からもお客さんに多く来ていただくと、そういった部分で交流人口の拡大を図ると。そういった方に町内のいろんな飲食店とか、地場産市場とか、小売店とか、そういった部分に立ち寄っていただいて、町内の商業振興を図っていきたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 せっかく駐車場整備とか、いろいろやるわけですから、活性化できるような考え方を持って進めてほしいと思います。極端に言えば、スーパーハウスをあそこに置いて民間の方に委託してやってもらうという方法もあるかと思うので、一応参考までに。

次に、7番行きます。ふれあいとやすらぎの森の観光化について、あそこは本当にいいところなのです。整備されていないのですけれども、ベンチだけは立派なのです。これ本当にもったいないです、あれだけの立派なベンチを置いておいて。あと問題点は、ちょっと時間ないので、あれなのですけれども、駐車場の白線、あそこに駐車場がありますけれども、白線が消えているです。それから、看板もないのです。観光ガイドブックにもきちんと掲載されているにもかかわらず、ないということで、その辺の対応の仕方をお聞きしたいと思います。

○遠藤 満議長 時間ですので、答弁は終わりでございます。持ち時間は、1時間って決めてありますので、ご理解していただければと思います。特別サービスっていうわけにはいきませんので、時間は厳守してやっておりますので。

これで、2番、寺島博文議員の一般質問を終わります。

ここでお昼の休憩といたします。

午後 零時07分 休憩

午後 1時30分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、寺島浩文議員。

〔7番 寺島浩文議員登壇〕（拍手）

○7番寺島浩文議員 受付順位3番、議席番号7番、寺島浩文です。

さて、猛威を振った新型コロナウイルスが5月には感染症5類に位置づけられるということで、いよいよウィズコロナの時代に入っていきます。しかし、ウィズコロナというように、今後も新型コロナウイルスと付き合っていくわけですから、引き続き町としても感染予防の啓発は継続していただきたいと思います。また、おとし、去年と震度6以上の大地震が2年続けて起こりました。本当に今年は地震が来ないことを願うばかりです。現在町では被災者家屋の公費解体を行っていただいているところですが、被災者の生活再建を急ぐためにも事業完了を少しでも前倒しできればと思います。

さて、今回の一般質問は、以前に何度も伺いました移住、定住人口を増やす取組について、再度伺いたいと思います。人口が減少する影響は、今までの一般質問でも何度も言ってきたとおり、町にとってはマイナスしかありません。当然町としても総合計画に沿って移住、定住施策を推進し、町

の人口を維持していくための努力はされていると思いますが、現実問題として、人口が当初の予想を超えて減ってきております。私は、まだまだ移住、定住施策の強化や見直しなど、新たな取組が必要だと思います。そこで、今回移住、定住人口を増やす取組、特にUターン、Iターンを促進する必要性について質問させていただきます。

まずは、件名1として移住、定住人口を増やす取組についてお伺いします。質問1です。第6次総合計画で将来の人口フレームの目標値を令和7年で7,900人、令和12年で7,700人としておりました。しかし、今年3月現在7,703人と、既に令和7年の目標値を下回り、令和12年の予想人口となっております。そういったことから、まずはこの想定より早く進んでいる人口減少の原因を町としてどのように分析しているのか、お伺いいたします。

質問2です。移住、定住人口を増やすためには、新地へのU、Iターン促進策をより強化していく必要があると思います。そこで、①の質問です。現在町ホームページの移住・定住ポータルサイトでは、新地町に興味がある方は電話かメールで都市計画課に問合せくださいという形です。しかし、今後移住、定住を強化していくためには、しっかりとした移住希望者の相談窓口を設置すべきだと思います。当然ほかの仕事との兼務になりますけれども、2人ぐらい担当を決めて、相談に来た方に誠実に対応していくことが移住者を増やしていく第一歩だと思いますので、移住希望者の相談窓口設置を検討すべきだと思います。また、移住を検討される方は遠方の方も多いので、併せてオンライン窓口も設置すべきだと思います。ここ二、三年は、コロナウイルス感染症の影響により、様々な場面でオンライン窓口を利用する方も増えております。ぜひオンライン窓口の設置も検討すべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

②の質問です。町の移住・定住ポータルサイトでは、ほとんどが写真と説明書きで町のPRを行っています。これでは、新地のよさを伝えるためにはインパクトが弱いと思います。そこで、実際に新地に移住した方の生の声を取り上げ、動画等でサイト上にアップしてはどうでしょうか。そのほうが現実味があり、移住を考えている方に響くのではないのでしょうか。考えをお伺いいたします。

続いて、③、④の質問です。地元企業との連携によるU、Iターン就職に対する取組についてお伺いします。まず、③の質問です。これは、前回の一般質問でご提案したものです。今新型コロナウイルス感染症の影響により地方に目が向いており、地方で就職を考える方も増えていていると思います。地方で就職を考えたときに、企業の内容だけではなく、住居を置くその地域の生活環境も重要になってくると思います。新地は、自然も多く、スポーツやレジャーなどを楽しむ環境も整っておりますし、決して交通の便が悪いわけでもありません。地元企業でもよい人材が採用できない状況で頭を悩ませているようでもありますので、そこで町と企業が連携し、都会で働いた場合との働き方の違いや地方のよさが分かるような動画やパンフレットを作成して、U、Iターン就職を推進していくべきではないのでしょうか。考えをお伺いいたします。

④です。③のような取組で新地に興味を持ち、町内の企業見学や住環境視察のために遠方から訪

れる方のために、地元企業と協力し、交通費や宿泊費の補助を検討してはどうでしょうか。そうすれば、町内の企業や町の住環境などを実際に見てもらえる可能性が高くなります。いつも言っておりますが、移住を考えたときに新地のことをよく知ってもらうことが重要だと思います。企業にとっても町にとってもメリットはあると思いますので、考えをお伺いいたします。

5つ目です。先ほども言ったように、新型コロナウイルス感染症の影響により地方に目が向いており、U、Iターンにより新規就農を考えている方も増えております。そういった方のために農地のあっせんや就農をサポートする体制をつくっておくべきではないでしょうか。そういった体制ができていれば、新規就農による新地への移住の可能性、そういったものも高くなると思います。考えをお伺いいたします。

⑥ですが、新地への移住、定住に興味を持っていただいた方に、まず新地を体験してもらうことが重要だと思います。以前にも新地の産業体験ができるような取組として、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど仕事が体験できる体験型のツアーなどをご提案しましたが、行政で人を集めるのは大変なようであります。そこで、民間企業でそういった移住希望者と自治体を結ぶウェブメディアを展開するところがありますので、そういった専門メディアを活用して新地の全てを体験してもらうツアーを検討してはいかがでしょうか。考えをお伺いいたします。

件名2であります。旧新地高校の今後の利活用についてお伺いいたします。この件に関しては、以前にも何人かの議員から質問がありましたが、まだ在校生もおり、県からの方針も示されていないことから明確な答弁はありませんでした。しかし、このたび県から立地する市町村に対し、校舎や土地を利用する場合の支援策を創設するという方針が示されました。校舎や土地の無償譲渡に加え、5年間で最大3億円の補助制度を新設するという方針ということでした。そういったことから、今後町でも利活用に向け、事業計画をつくっていくのだと思いますが、私としてはスポーツ合宿などの宿泊施設として活用していくべきではないかと思っております。新地には野球場、総合体育館、陸上競技場、沿岸部にはフットサル場やパンプトラック施設などがあります。また、新地町の境にある相馬市の光陽地区にはサッカーやソフトボール、そして東北最大級と言われるパークゴルフ場もあります。このように新地、相馬地区はスポーツ施設が充実しております。夏は涼しく、冬は雪も少ないこの地方の特性を生かし、スポーツ合宿をメインとした宿泊施設として活用すべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

質問は以上でございます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 7番、寺島浩文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、移住、定住人口を増やす取組についての1点目、町の人口減少が想定より早いペースで進んでいる、この現状をどのように分析しているのかについてお答えをいたします。当町の人口動

向ですが、国勢調査によると、1975年以降では1995年の9,093人をピークとして減少傾向に転じ、2020年には7,905人となっています。第6次新地町総合計画において設定した将来人口目標は、人口問題研究所の大幅な減少値ではなく、少し希望のある数値ということで、2025年で7,900人、2030年で7,700人を設定しております。目標値を設定するに当たっては、出生率の向上と転出の抑制と、若い世代の転入促進を図ることとしております。人口の変動は、死亡数と出生数の差による自然増減と、転出数と転入数の差による社会増減の2つの側面があります。当町の人口が減少傾向にある大きな要因は、死亡数が出生数を上回る自然減の状態であるためと考えております。これに対応するためには、出生数を増加させることが必要になりますが、出生数の増加に当たっては、合計特殊出生率の向上を図る必要があります。当町の人口推計では、合計特殊出生率を2015年の1.5から2030年までに1.8程度まで向上させることとしております。社会増減については、2014年から2017年までは社会増の状態でしたが、それ以降は社会増の年と、社会減の年が1年ずつ交互に訪れています。将来において人口減少に対応していくためには、社会減にならないことが必要であります。しかし、本町の転出者の多くが10代後半から20代前半の世代となっており、この世代の転出抑制を図っていく必要があります。また、子どもとその親世代である30代から40代は転入により増加していることから、この世代の転入を促進していく必要があると考えています。

次に、移住、定住人口を増やす取組についての2点目、U、Iターン促進策を強化していく必要があるのではないか、①、移住希望者の相談窓口を設置すべきではないか、また併せて遠方の方の移住相談ができるようオンライン窓口の設置も検討すべきではないかについてですが、当町でも移住、定住を促進するため、移住者に対する住宅の建築補助金、「来て しんち」住宅取得支援事業の実施や近隣の不動産事業者及び住宅展示場等を訪問し、補助事業のPR等を行っております。また、県外の移住希望者に対しては、福島県の移住窓口である地域振興課や国内最大の移住支援団体であるNPO法人ふるさと回帰支援センターを活用し、県外の移住希望者に対し、PR活動を行っております。移住希望者の相談窓口については、都市計画課内に開設しており、相談方法に関しては対面、電話、郵送等で行っておりますが、遠方の移住相談者がオンラインでの相談を希望する場合は、オンラインでの対応もしてまいりたいと考えております。

②、ホームページ上の移住、定住に関するポータルサイトに新地への移住経験者の声等を取り上げるべきではないかについてですが、当町では町外から移住した子育て、または新婚世帯が住宅を取得した場合に建築費用を補助する「来て しんち」住宅取得支援事業を行っております。移住者の体験談につきましては、以前にテレビ番組において芸能人が福田分譲地に家を建築した移住者に対して、家の造りや地域の人との関わりなどの移住、定住のヒアリングを行い、その状況が放送され、よい意味での反響があったと記憶しております。そのような意味での移住者の体験談の公表は、事業のPRや移住の後押しになると考えられますので、住宅を構えた方々に聞き取りをしながらホームページ等に掲載してまいりたいと考えております。

次に、3点目の地元企業と連携し、都会で働いた場合との働き方の違いや地方のよさが分かるような動画やパンフレットを作成してU、Iターン就職を推進していくべきではないかについてですが、町では地元企業と連携した就職促進として、相馬総合高等学校新地校舎の生徒の職業感の育成に取り組んでおります。町内企業の会社概要や求める人材などを説明することにより企業への理解を深め、興味や関心を高めてもらうことで生徒の職業感の育成を図るとともに、町内企業への就職促進につなげるため、企業訪問を行っております。昨年度は、1年生52名が相馬共同火力発電株式会社と石油資源開発株式会社の企業訪問を行いました。ご提案いただきました動画やパンフレットを作成したU、Iターン就業の推進なども含めて今後どのような手法がU、Iターンの就職促進に有効か検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の地元企業と協力し、町内の企業見学や移住環境視察のため、遠方から訪れる方のために交通費や宿泊費の補助を検討してはどうかについてですが、福島県ではふくしま移住希望者支援交通費補助金を支給しています。対象は、18歳以上の県外在住者で、近い将来に福島県内への移住を希望、検討している方で、移住に向けた現地活動が対象となります。移住に向けた現地活動とは、福島県内での生活環境や事業実施のための調査、就職のための企業訪問、空き家などの住まい探しといった移住に向けて事前に行う活動となります。補助金額は、実際にかかった往復交通費と出発地の都道府県ごとに決められた基準額を比較して低いほうの額が補助金額となります。町では、地元企業等にもこのような補助事業があることを周知していきながら、活用を促し、U、Iターンの促進につなげてまいりたいと考えております。

移住、定住人口を増やす取組についての1点目、5番……

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午後 1時51分 休憩

午後 1時52分 再開

○遠藤 満議長 再開いたします。

大堀武町長。

○大堀 武町長 移住、定住人口を増やす取組についての1点目、⑤、U、Iターンで就農を希望する人のために、農地のあっせんや就農サポートができる体制をつくっておくべきではないかについてですが、新規就農者に対する支援につきましては、町、県、JAが連携し、新規就農支援チームでの支援体制を構築しております。町に共通の相談カードを常備した新規就農者支援相談窓口を設置しております。併せて農地のあっせんにつきましても相談を行っております。新規就農者から相談があれば、支援チームで情報を共有し、支援を行っております。また、県では今年度から農業振興公社に就農コーディネーターを配置しました。関係機関、団体と調整、連携しながら就農希望者の意向に沿った就農実現に向け、包括的なサポートをしてまいります。さらに、県、市町村、JA

だけでなく、各地域での移住等関係機関との連携を強化することで、県外からの移住就農希望者へのサポートも一層充実させていくことになっております。今後も関係機関と連携し、就農を希望される方に寄り添ったサポートを積極的に行ってまいります。

次に、6点目の、やはり新地を知ってもらうためには新地を体験してもらうことが必要である、移住に関心がある方のツアーを専門メディアを活用し、募集を行ってはどうかについてですが、当町の魅力ある観光資源を紹介し、交流人口の拡大を図るため、今年度から新地町独自の情報発信事業として、しんちの魅力体感・発信事業を実施しております。今年度は、10月22日から23日にかけて、雑誌編集者、ユーチューバー、インスタグラマーを対象としたインフルエンサー招請ツアーを行ったほか、11月6日にはラジオパーソナリティーの本間秋彦さんをお迎えし、仙台圏を中心とした100名の一般モニターツアーを行い、鹿狼山や釣師防災緑地公園など、当町の観光資源をPRいたしました。一般モニターツアーには、仙台圏を中心に2,600名以上の方々から応募がありました。このように当町の魅力をPRし、交流人口を増やしていきながら関係人口の増加及び移住、定住につなげていきたいと考えております。来年度も新地の魅力体感、発信事業の実施を予定しておりますので、その中で移住についてのアンケート調査も実施していきたいと考えているところであります。

次に、旧新地高校の利活用についての1点目、新地、相馬は、スポーツ施設が充実している、スポーツ合宿等の合宿施設として活用していくべきではないかについてですが、県立高等学校改革により新地高校と相馬東高校の統廃合が決定し、旧新地高校は令和5年度末には統廃合が完了します。今年1月末に相双地方振興局長が来庁され、「土地、建物の無償譲渡」についての説明を受けました。内容は、無償譲渡のほか、土地の更地化や校舎などの解体に関する経費は県が負担すること、利活用を支援するための補助があることなどでした。また、県では空き校舎等への対応の具体策を協議、検討を推進するために体制整備を行い、各振興局に担当する職員を配置することを考えているとのことでもあります。町においても、旧新地高校の校舎や跡地の利活用のためのプロジェクトチーム等を立ち上げるなどして、協議、検討のための体制整備を図り、広報広聴活動等も行っていきたいと考えております。旧新地高校を施設として利活用するためには、現在の施設設備の実態把握が前提となります。校舎や跡地に係る基礎的な情報を収集して、議員の質問にあるスポーツ合宿等も視野に入れながら、町として校舎の跡地の利活用の方針を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 それぞれご答弁いただきました。再質問いたします。

まず、件名1の人口減少に対する、予想よりも早く進んでいる人口減少の分析。町長のおっしゃられたとおり、これを解消していくには出生率の向上、転出抑制、転入者を増やすという、もうそ

れしかないのだと思います。若い世代の転入促進を図るということでもありました。30代、40代の転入者が増加しているというお話もありましたけれども、現実には本当に総合計画の目標値よりも単純に見れば7年人口減少が早く進んでいるということになります。要するに現在の取組は、まだ足りないということだと思えます。先ほどおっしゃったような、出生率、転出抑制、転入増加、これ詳細はいいですけども、これを強化していくということでもよろしいのですね、町としての取組として。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

先ほど町長がお答えしたとおり、そういった課題があつて、総合計画の中の人口推計でもそういった部分の課題を解決して人口を維持していくというようなことになっておりますので、そのような認識で合っていると思えます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 その辺を強化していくということですので、次の質問から、その中の転入促進ということでU、Iターン促進策について再質問ということでさせていただきます。

まずは、相談窓口ですが、相談窓口は今あるような答弁でしたが、実際にちゃんと専門の職員がいるのですか。私さっきも兼任でもいいと言いましたけれども、やっぱりその部分は専門的な人間がいなくてできないと思うのですが、その方が要するに窓口なのだと思うのですけれども、そういった形ができているのでしょうか。お伺いします。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問でございますけれども、都市計画課におきまして今の住宅係が2名いるわけでございますけれども、そちらの係で移住、定住の担当ということでご案内させていただいております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 担当者は2人と言いましたか、いるのであればホームページでもっとPRしても、誰と誰とか、相談窓口はここ、都市計画課の電話番号とかあるだけではなくて、相談者はここについてというような、もうちょっとPRすべきではないのでしょうか。どうでしょう。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ホームページのご案内の仕方ということでよろしいのでしょうか。我々企画振興課ともタイアップしながらホームページをご案内させていただいているところでありますけれども、PRがちょっと不足しているというようなご質問でございますので、その辺ちょっと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 移住を考える人は、まずホームページ上から入る、一番最初の取っかかりだと思しますので、その辺ははっきりと打ち出したほうが良いと思います。

オンライン窓口ですが、現在やっているというお話ですが、それもどういう形で今やっているか。私は、あんまりははっきりとその辺は認識ないのですが。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 先ほど町長の答弁にもありましたとおり、主に電話で移住相談が多いというのがございます。今年度におきましても10件ほどの電話相談がありまして、それぞれ対応するというところがございますけれども、ご要望がありましたオンラインの窓口、できないことではございませんので、その辺進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 今ほどの問合せの人数からして、まだまだPRが足りないなと今ふと思いました。先ほど、前にちょっと話は戻りますけれども、ぜひその辺のPRをもっとしていただいて、オンラインは今ほど言ったように、本当になかなか来れない人、遠くて来れない人、そういったところでやっぱり担当者と直接話す形にするのがやっぱり必要なのだと私は思ったので、このオンライン窓口、実際にほかの市町村でやっているところもありますので、そういったところをはっきりホームページ上にオンライン窓口もありますと、こういったものも出していったいいのではないのでしょうか、できるのであれば。どうでしょうか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ご質問のとおり、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 進めていくということです。ぜひ取り組んでいただきたいのですが、本当に先ほどから言っている人口減少が加速していますので、ぜひそういったところ、ホームページの中身にしても、オンライン窓口にしても早急に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

②の移住者の移住経験者の声ですけれども、これはテレビでやったやつをそのまま載っけるといったような話だったと思うのですが、ある程度更新しながらホームページ上に載っける、ポータルサイトの中に載せてったほうが新鮮味があつていいのではないですか。そのような考えはあるのですか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 先ほどの町長答弁にありましたテレビ番組につきましては、民放番組が実施したことでございます。ご質問は、町のホームページのポータルサイトに掲載すべきということであると認識しておりますので、その辺内容等を踏まえながら今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 やっぱり生の声、移住して、新地ってこういうところがいいですよと、あまり言うとおれかもしれませんけれども、やっぱりそういった声も必要だと思いますので、ぜひそのポータルサイトと移住、定住相談窓口と併せてぜひ早急に進めていただければと思います。

あとは続いて③の質問、働き方の違い、地方のよさです。旧新地高校の職業感の育成とか、そういったところに取り組んでいるということでありました。これは、先ほど転出抑制とU、Iターンの就職ということ考えたときには有効だと思います。しかし、Uターンの方はある程度地元のことは分かりますけれども、Iターン就職を考えたときに、企業の内容だけではなく、住居を置くその地域の生活環境も非常に重要になってくると思います。都会との働き方の違い、地方のよさ、要するにここでいえば新地のよさ、それを知ってもらうために地元企業と連携、あるいは協力、そして企業の仕事内容と新地町の住生活環境も併せた動画とかパンフレットとかを共同して作って、U、Iターン就職に使っていく、U、Iターン就職を推進していくってことを行っていくべきだと思います。これは、町にとっても企業にとってもメリットはあると思いますけれども、再度この辺お伺いしたいと思うのですけれども。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 地元企業との連携ということであります。企画振興課でも地元企業とも相談していきながら、ご提案いただきました動画、パンフレット、そういったものを含めて、どのような手法でやればIターンとかUターン就職促進に有効か考えていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 ぜひ企業と相談しながら、前にもお話があったように、地元企業もなかなかいい人材を採用できなくて困っているという話もございましたので、やはりその辺いろいろと相談していただいて、この辺進めていただければと思いますので、よろしく願います。

あと、企業見学や住環境視察のための方への補助、先ほどの答弁では交通費に対しての県の補助事業というのはあるということでしたが、宿泊費の答弁はございませんでした。やっぱり企業にしても町にしても、じっくり見てもらいたいってところがあると思います。じっくり見てもらって町を体験してもらって、町にある企業を見てもらう、そのためには宿泊するぐらいではないと時間が足りないと思います。これは、先ほどから言うように、企業にしても町にしてもやっぱりじっく

り町を見てもらえる、企業もじっくり内容を見てもらえる、メリットはあると思いますので、それに対して宿泊費は何か考えられないのかどうか。その辺いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

宿泊費の補助ということでありまして、交通費の部分は県でやっておりますということと、宿泊費をやるといこととなりますと自治体単独でやるということ、県内でも福島市あたりが市独自でやっております。そういうことでもありますけれども、まずは当町においては県の補助事業がありますので、そういった交通費の補助事業を周知して、そっちの利活用を促していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 町単独でも、私は企業と協力してということを行ったのは、多少なり折半できないかとか、企業でもいくらか出してもらうとか、お互いにメリットがある話であればそういう話もできるのではないかと思います、その辺可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 基本的には、先ほど言ったとおり県の交通費でやっていきたいと思っておりますけれども、今のようなご提案もありますので、地元企業の方と相談をしてみたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 やっぱり地元の企業と密にさせていただいて、いろいろそういった相談までできるようにやっぱり足を運んでいただければと思います。これは、ぜひよろしく申し上げます。

5つ目の新規就農者に対する新規就農のサポートですけれども、移住して農業を始める人、そういった方へのサポートっていうのは営農指導、あるいは経済的なサポートっていうのもあると思います。そういったところが重要になってくると思うのですが、先ほどの答弁で県にそういったものをサポートするコーディネーターですか、そういった方がいて移住者の就農者に対して対応してただけるっていう話でしたが、もうちょっと詳しくお聞かせ願いたいのですが、営農指導っていういろいろ大きく入ると思うのですが、具体的には技術指導みたいなものまでこの方はできるっていうことなんでしょうか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局 こちらの回答にありました就農コーディネーター、こちらはあくまでも回答にありました関係機関、団体と調整、連携して就農希望者の意向に沿った就農の実現に向けて行動を行うということで、就農に向けた支援ということになります。営農指導も質問ありましたので、営農指導も答えさせていただきますけれども、営農指導につきましては、

J Aでは必要に応じて勉強会や現地に出向き、営農指導を行っております。また、専門的な営農指導は各部会ごとに県の専門員と連携し、技術面などの指導も行っているところです。町では、営農指導はやはり技術、品質向上、収穫増にもつながり、重要と考えておりますので、そういった充実した営農指導ができるよう関係機関と連携していくという考えでおります。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 一番はやっぱり営農指導、やりたいのだけれども、どうやったらいいかわからないっていうのが、非常にそういう新規就農で夢を抱いて来てもやり方がわからないっていうことが一番なのだと思います。可能であれば、やっぱり地元のそういった経験者を生かす、これ予算委員会の中でもお話ししたのですが、やはり今まで長年やって離農が近くなった経験豊かな農家の方に指導を仰ぐっていう体制は、これはつくれないのかどうか。これちょっと委員会の中でも言いましたけれども、その辺回答があればお願いしたいのですが。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

県が指導農業士として認定している農業士もおります。新地町の場合は、特にニラが町でも産地として、あと特産品でも力を入れているということで、指導農業士として活躍しているニラ農家さんもいらっしゃいます。そういう方から広く就農に当たっては指導をいただける。ニラにつきましては、やはりハウスで通年で栽培することができることに加えて収穫時の管理がしやすいということで、新規就農にも合うということで、そういった指導も特にできるような体制は整えておりますので、町でもいろいろな就農に対しての相談に対応できるよう今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 ぜひそういった形で、今特産品のニラというお話も出ましたが、農協とも当然連携していると思いますので、新地はニラ部会以外にもいろんな部会もありますし、様々な専門部会があるので、そういったところともやっぱり密にさせていただいて、今のような形で技術指導できる方を探していただければこれが一番いいのかなと思いますので、ぜひこの辺はよろしくお願ひします。

もう一つ。もう一つのサポートが必要なのは経済的サポートです。県の事業で次世代人材投資事業などはありますけれども、これは50歳までの方ということです。でも、新規就農は50歳以上の方、あるいは定年後の方に就農したいっていう方もいます。そういった方に対する経済的なサポートっていうのは何かあるのでしょうか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 新規就農者に対する支援ということになりますと、今言われた次世代人材育成という補助の部分になります。こちらも新規就農の部分でやはり経済面の部分だけでは難しいということで、補助の内容が少し変わった部分もありますが、ただちょっと50歳以上の部分につきましては今補助の制度がないような形になっておりますので、いろいろな形でそういったところは広く要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 今のところはないってことですが、そのほかに何か補助のメニューを探していただいて、可能であれば町単費でできる部分があるのであれば、そういったところも検討していただければと思います。何せ論議を始めるには、最初はやっぱり金銭的にお金がかかる部分がございますので、その辺の検討をぜひよろしく願いいたします。

6つ目です。答弁で今年度からしんち魅力体感・発信事業ということで行って、今年度も実績を上げたことは存じております。交流人口拡大のためには、これはもう本当にぜひ継続して行っていただきたいと思います。しかし、この事業で集まった方は観光やレジャーが目的で、具体的に移住を考えている方ではない方がほとんどだと思います。ほとんど観光、レジャーだと思います。そこで、民間で移住希望者と自治体をつなぐ専門メディアがあります。私が調べたところ2社ほどありました。私が通告したのは、こういったウェブメディアを活用して、移住に関心がある方の新地へのツアーを検討してはどうでしょうかということです。この辺再度お伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午後 2時20分 休憩

午後 2時21分 再開

○遠藤 満議長 再開いたします。

大堀武町長。

○大堀 武町長 今の質問の中で、その部分のことをちょっと認識しておりませんでしたので、今後そういった部分をちょっと調査研究させていただいて、今のようなことができるかどうかもやっていきたいと思いますので、もう少し時間を与えてください。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 答弁を聞いて、ちょっと通告と違う回答だったなと思ったものですから、再度お伺いいたしました。今言ったように、そういった意味で私が探したところ2社、名前を言うところとあれですけども、そういったところがありますので、そういったところを通じて移住を希望している人とつないでくれるところなので、そういったところをぜひ一度研究していただい

ればと思います。ぜひこれはお願いいたします。

最後の旧新地高校の利活用について、確認の意味も含めて質問させていただきますが、私としてはスポーツ合宿等の宿泊施設としての活用をご提案しましたが、まだほとんどの部分はまだ決まっていないようであり、今後プロジェクトチームを立ち上げて検討していくということでした。今後令和5、6年度で事業計画を作成するという、後ろが決まっているのだと思います。そして、在校生自体はもう令和5年度で卒業します。これいつまでに事業計画を完成させるのでしょうか。これは、早いほうがいいと思うのですが、その辺のスケジュールっていうのが決まっているのであればお知らせ願いたいと思います。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 1つは、今回年度末になりまして、県でも将来の方向性について条件伝達という形で新地町に伝達においでになったということで、簡単に言うと顔合わせと、今度からこんな形で議会に出します、条例をつくりますよと、これぐらいのお金でやりますよと、何年間というのは2年間と書いてありますが、議員さんがおっしゃるように早ければ早いほどいいのですが、世の中そううまくはいきません。ただ、2年間という想定はありますというふうなお話は伺ってございます。とはいっても、実際問題として県の方もどこからどこまでが新地高校の土地なのか、どうなっているのか、たくさん分かれていますので、道路があつて。それは、やっぱり町長さんがおっしゃったように基礎的な情報をしっかり押さえて、町でも向こうでプロジェクトチームをつくるのであれば、それ相応の皆さんからのお知恵もいただきながらやっていこうという考えは持っているわけです。ただ、そういう段階で、おっしゃるようにスポーツ施設とか、そういった中身まではまだ全然っていないというのが現状でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 確かに本当に中身、これはあくまで私の考えでご提案ということですので、これから中身は決めていくんだと思います。プロジェクトチームを立ち上げて検討していく中で、どのように利活用すればよいか詰めていくのだと思いますけれども、今ほど教育長も言ったように、町民の方の中にも様々な考えはあると思います。私のような考えの方もいるかもしれませんが、そういったことから町民の声を聞くという話もありましたので、アンケートを取ることも一つの案だと思いますが、そういった計画等はあるのでしょうか。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 そのことについてもこれから検討していきたい、新年度に向けてということでございます。よろしく申し上げます。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 ぜひいいものにしていただきたいと思います。これからいろいろと検討を進め

ていくのだと思います。お金がどれだけかかるのかも、それは計画によってなのでしょうけれども、3億円という金額は出ておりました。それが計画によってもっとかかる可能性もあるかもしれませんが、財源は、多いほどいいのしょうけれども、これは県は3億円、国では何かあるのですか、国の補助等。こういうスポーツ施設、例えば私のようなこういうあれに対して、国の補助なんかも使えるものがあるのであれば。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 その相談についても、何をやるか分からないのに相談はできないものですから、大体二重取りはできません、通常は。ただ、そういった機能的なものが、これが移住、定住と絡ませてだとか、いろんな理由をつければそういうこともあり得るかも分かりません。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 今教育長がおっしゃったように、私がこのスポーツ合宿を出したのは将来的な移住定住につなげる、要するに交流人口ですから、これは。これを思い切り増やせるのがここかなと私は思って、やっぱり新地、相馬、この辺にはスポーツ施設も多いので、そういった形で大いに交流人口という形でスポーツ合宿を誘致すべきだということで提案させていただきました。ぜひこの辺これからの検討になると思いますが、この辺ひとつ私の提案として検討していただければと思います。

以上で質問を終わります。

○遠藤 満議長 これで7番、寺島浩文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時35分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、吉田博議員。

〔6番 吉田 博議員登壇〕(拍手)

○6番吉田 博議員 議席番号6番、吉田博です。これより通告書に従って一般質問をいたします。

昨年2月24日に国際法を無視したロシアのウクライナ侵攻から1年が過ぎ、多くの人々が住まいをなくし、命を奪われ、そして世界中の経済に悪影響を及ぼしていることに大きな憤りを感じますとともに、一日も早い戦争の終結を願うものであります。

さて、私の一般質問は、食品スーパーの建設と旧新地高校跡地の利用計画の2件についてお伺いいたします。この3年間でスーパー誘致に関する質問が、今日の私の質問を含めて5回の一般質問

がなされております。私に至っては昨年6月の議会で一般質問をいたしました。1年もたっていないのになぜ質問するのかということ、私の後援会メンバーから呼び出しがありまして、これまで多くの町民が望んできたスーパー誘致をなぜできないのか、誘致ができないなら町がスーパーを造って貸すことはなぜできないのか、選挙のときには多くの候補者が皆さんの要望を町政に反映させますとか、住んでよかった町づくりをしますとか言って我々町民に期待を持たせる言葉を投げかけているけれども、我々の望むことが議会で解決されたという実感が湧いてこないなどと、これまでになく強い口調と態度に私は返す言葉もなく、ただただ沈黙するばかりでありました。そのようなことから、改めて町民が求めているスーパーマーケットの誘致について、これまでの経緯とこれからの対策をお聞きし、スーパー建設の取組への提案をさせていただきたいと思っております。

次に、2、新地高校跡地利用の計画についてであります。これも3か月前の12月議会で質問したばかりでなぜ質問するかということですが、そのとき町長は、まだ在校生が勉強している中で拙速ではないかとのことでありましたので、質問のトーンを下げましたが、ここに来て県では廃校の跡地利用について、県がバックアップしますよというようなことを発表いたしました。この跡地利用については、今ほど7番議員の提案もありましたが、私は多くの町民の方々の意見を聞く機会をつくって町の考え方を早く持つべきとの考えから、次の2件について質問したいと思います。

1件目の質問は、町民の求める食品スーパーについてであります。初めにこれまで町長はじめ担当課の職員がスーパーの誘致について多くの時間を費やして要望活動を続けてきたことと思っておりますが、出店に至らなかったスーパーは、スーパーにどのような交渉を何件行って、どのような返事をもらったのか、また今後も出店交渉をこのままどこまで続けるのかをお伺いいたします。

次に、2点目ですが、町内には2軒の日用品を販売しているドラッグストアがあります。その一部に生鮮三品の販売フロアを町で増築し、民間で営業を行うような交渉をすることもありかなと思っておりますが、そのお考えはあるかどうか、お伺いいたします。

次に、3点目です。私のところに高齢者の方々から買物についての苦情が増えてきました。特に免許証を返納した方々から、しんちゃんGOの切符を町から頂いたけれども、これまでは自分の車で買物に行った、しかししんちゃんGOでは隣町のスーパーまで行くことができないことを初めて知ったというようなことであります。タクシーで隣町まで行って刺身を買ってくるわけにはいかないといったことで、しんちゃんGOを何とか隣町まで運行をすることを希望しております。これらを踏まえて町の考えをお伺いいたします。

次に、県が発表した県立高校統廃合の跡地利用についてであります。初めに、今般の県の発表があっても、町長は旧新地高校の跡地利用について、現在まだ在校生がおります、この方々に配慮して、全てが卒業するまでは協議することはしないというお考えでいるのか、お伺いをいたします。

次に、2点目ですが、旧新地高校の校舎は耐震補強しており、まだまだ使用に耐え得るものと思っております。町として必要な施設を早く協議して県に提案すべきと思っておりますが、町の考えをお伺いいた

します。

最後に、3点目でありますけれども、土地、建物の所有権は無償で新地町に提供するとのことであります。前にもお話ししましたが、新地町には福島県の施設がなくなるわけですから、交流人口拡大、そして関係人口の往来の拡大を図るため、町として早い段階で県立の施設整備を希望すべきと思います。町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

以上2件6項目について、町民が期待できるようなご答弁をよろしく願いいたします。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 6番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

初めに、町民が求める食品スーパーについての1点目、これまでに交渉したスーパーは何件あるのか、また今後も出店交渉をいつまで続けるのか伺うについてお答えをいたします。企画振興課企業立地推進室で誘致を行うことになってから、これまで8事業者と交渉を行っております。事業者との交渉の中では、商圈人口が少ないとの話が出されます。これが出店に対する投資を遅らせている大きな要因と考えております。現在検討いただいている事業者からは、建物や設備といった初期投資への補助金がないか相談されております。経済産業省や復興庁、福島県の関係部局にも相談しておりますが、スーパー事業者が活用できるような補助金や交付金がなかなかない状況であります。しかし、そのような中でも活用できる補助金や交付金がないか、今一生懸命探し求めているところであります。今後も早期誘致を念頭に置き、事業者の出店条件を踏まえながら粘り強く誘致に向けて対応してまいりたいと考えております。

2点目の町内には2軒の日用品を販売しているドラッグストアがあるが、その一部に生鮮三品の販売フロアを町で増築し、民間で営業するような交渉をする考えはあるのか伺うについてですが、先ほど答弁したとおり、現在検討いただいている事業者から、建物や設備といった初期投資への補助金がないか相談されております。スーパー事業者が活用できるような補助金や交付金はなかなか難しい状況ですが、その中でも復興庁、福島県の関係部局にも相談しながら、活用できそうな補助金や交付金がないか取り組んでいるところであります。活用できそうな補助金や交付金がない場合、ご提案のような手法も検討していく必要があるかもしれませんが、まずは現在交渉中のスーパー事業者誘致に傾注してまいりたいと考えております。

3点目の高齢者の買物について苦情が増えてきた、特に免許証返納者はしんちゃんGOを隣町のスーパーまで行くことを希望している、町の考えを伺うについてですが、しんちゃんGOは町民の身近な交通機関として、デマンドによる乗り合いタクシー運行と路線バス方式による拠点通過運行により、町内での買物や公立相馬総合病院への通院、相馬総合高等学校新地校舎の通学等に利用されております。利用状況ですが、令和元年度には年間1万9,450人、1日当たり81人の利用があり

ましたが、新型コロナウイルスの影響により利用者が減少し、令和3年度は年間1万5,932人で、1日当たりの利用者は66人になっております。しんちゃんGOは、町内の商業振興が運行の目的でありますので、町外の商業施設への運行は行っておりません。また、町外でのしんちゃんGOの運行につきましては、その自治体で営業されている公共交通事業者との調整も必要であり、その調整は非常に困難であると考えております。高齢者含め、町民の方々が町内で買物がしやすいスーパー事業者の誘致について、引き続き努力をしてみたいと思います。

次に、県が発表した県立高校統廃合の跡地等利用についての1点目、旧新地高校の跡地利用については在校生が卒業するまで協議することはないのか伺うについてですが、7番の議員の質問にお答えしたときに申し上げましたが、県において跡地の利活用についての協議、検討等に取り組む職員を各振興局に配置するとのことでした。町においては、来年度当初にプロジェクトチーム等を立ち上げ、旧新地高校の校舎や跡地の利活用について速やかに協議、検討してみたいと思います。

2つ目、旧新地高校の校舎は耐震補強をしており、まだまだ使用に耐え得るので、町として必要な施設を早く協議し、県に提案すべきと思うが、町の考えを伺うについてお答えをします。校舎につきましては、東日本大震災直前に耐震改修が施されていると聞き及びますが、築40年以上の建物であることも考慮しなければなりません。県によりますと、利活用のプラン作成には2年間の猶予があるとのことでした。猶予期間を念頭に置き、基礎になるデータを収集し、町で慎重に協議、検討した上で県担当者とも逐次協議しながら推進してみたいと考えております。

3つ目、土地、建物の所有権は無償で市町村に提供するとのことであるが、町として早い段階で県立の施設整備を希望すべきと思うが、町の考えを伺うについてお答えします。確かに土地、建物は無償譲渡となり、初期費用は無償でよいかと思いますが、その後の維持管理及び運営に係る費用等は町負担になると考えております。県立の施設整備を希望するにしても、整備計画には同様の条件が必要不可欠です。スピード感を重視しつつ、町が思い描く土地、建物の利活用の方針を慎重にすり合わせを行いながら、県立の施設整備を希望すべきか否かを判断してみたいと考えております。

以上であります。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 再質問いたします。

まず、これまでのスーパーマーケットの交渉なのですが、8事業所との交渉があったと。しかし、多くのスーパーではやはり商圏人口が足りないのだというような回答を得ているということでもあります。そういったことは、当然出てくるなというようなことは予想しておりました。そして、その中で当然のことながらその町でその建物についての負担をしてほしいというようなことがあったということでしょうけれども、ただ商圏人口が少ないというような、そういう話の中で、そしてまたそのところに、いくらスーパーでも今日用雑貨を売っているその店が、ドラッグストアが2軒あ

るのです。それで、今度また新たにスーパーマーケットを造るとなると、そこにもまた日用雑貨を売るスーパーが出てくるということであっては、やはりこれはもう当然誰が考えても大変だろうなっていうようなことになると思うのです。そこで、私はそのドラッグストアの2社に、そこはそのままその日用雑貨を残しておいて、ある一部分に生鮮三品を町で造るということになれば、一般の新たにスーパーを造る建物を町で負担しろというようなことよりは安くできるのではないかなというように思います。というのは、そのスーパーだけではなくて駅前の商業施設は、私はあれも町単独でやった事業ではないかと思うのです。いくら補助金をもらって造ったっていうような、そういった話は私は聞いたことがないので、ですから、絶対町ではできないのだからっていうようなことでなくてですね、やっぱり身近な買物ができる、少なくとも生鮮三品が町内で買物ができる、先ほど言ったように町内で刺身を売っているところはないのです。ですから、町にこれからも努力してもらってというのも、それは必要なことだかも分からないですけども、先ほどちょっと町長も答弁されたように、吉田の言っているようなことが絶対駄目だというようなことではないというようにお言葉かと思えます。やはり生鮮三品の部分だけでも、どこも来ないのであれば必要かなと私は思うのですけれども、もう一度町長の考えをお聞かせください。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今の吉田議員のご質問でございますけれども、今スーパー事業者とは交渉はしておりますが、スーパーさんの希望する補助金というのがなかなか見つからないという今状況でありまして、そういった部分がどうしてもないような場合は、やっぱりそういった今議員からの手法も含めて、その生鮮三品を何とか確保するようなことも今後考えていかなければならないのかなとは考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 今担当課長から、それも考慮する時期が来るのではないかなというように答えるように受け止めました。ただ、そういった考えを持っているのであれば、やはりこれまで町長はじめ担当課の人たちであちに行ったり、こちに行ったりっていうことで多くの時間を費やしている、そういった努力をしているというようなことはやはり私も認めたいと思えますし、ただこれがここでこれ以上もう進めないというようなその段階を見極めるその時期もなるべく早めにしていただけたらと思います。

それから、高齢者の買物についてでございますけれども、やはりデマンド式の車で公立病院と、それから相馬の駅までは今も行っているわけです、町内だけではなくて。ただ、これはしんちゃんGOっていても、タクシーの会社を利用してしんちゃんGOをやっている。この車は、町外に行けないっていうような、そういうことだと理解しているのですけれども、それでよろしいですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今議員のおっしゃったとおりであります。相馬に行っているのはワゴン車タイプで、公立相馬病院線と、あと新地校舎の方が利用している拠点通過です。タクシー、乗用車で走っているのは新地まちなか線ということで、町内だけということでもあります。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 だとすれば、全くそれはお隣の相馬には、公立病院、やがては相馬の駅には行かなくなる車両も出てくるというようなこと、そういったことになりますか。足りないですか、私の質問。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今見直しをしておりますけれども、見直しの企画振興課内の案としましては、新地まちなか線、これをタクシー補助にしてはどうかということが1つです。あとは、相馬に行っている部分、公立相馬病院線、それから拠点通過があります。この部分は、まちなか線をタクシー補助にしても公立相馬病院線の足、これは何らかの方法で考えていかなければならないと考えておりますけれども、それはどういうやり方をしたらいいかというのは、今まだ検討しているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 相馬の公立病院線に行っている車両の運行について、今検討中というようなお答えだったと思います。そうすれば、公立病院線を少なくとも相馬市内のスーパー辺りまで延長するというようなことは、いろいろな手続が必要だと思いますけれども、こういったことの考えているのは持っていないのですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

その部分につきましては、公立相馬病院以外の部分に寄るとか商業施設に寄るというのは考えてはおりません。というのは、先ほど町長が答弁したとおり、町外での運行の部分については、町外の中で走っている交通事業者との調整も必要になってきますので、そういった部分の調整が非常に困難だと思っておりますので、そこは無理だと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 この調整が困難だつていう理由をもうちょっと詳しく。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

調整が困難というのは、町外の自治体は町外の自治体で民間のバスが走っていたり、タクシーが走っていたり、もともとその公共交通、民間のが走っております。そこに新地から行って、その交通事業者の仕事を侵すということになるということもあって、そういったしんちゃんGOの運行を見直すときには地域公共交通会議というものを開いて変更しないといけないのですけれども、そういったときにはその影響を受ける事業者の方も呼びして、了解をいただいてやるということになります。そういった部分が難しいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 今地域交通何とかっていう、協議会とかなんとかってというような会があるというようなことをお聞きしました。ただ難しいってというようなことではなくて、この場でもってオーケーが出れば、それはできるわけですよ。できないのですか。協議してできるってというような認識を私は持っていたのですけれども、なぜできないのですか。反対があるから。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

しんちゃんGOは、そもそもスタートの時点でそういった部分については協議をしておりましたが、その時点でそういった部分のデマンド交通はうちのところには入ってこないでくださいというような部分は言われておりますので、今からも無理だと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 公立相馬総合病院だけはオーケーというような条件をもらっているってことですね。そうすると、万が一新地と相馬が合併すればオーケーというようなことになろうかと思えますけれども、別にそこまで言って答弁をもらう必要はありませんので、まず新地高校の利活用について改めてお伺いいたします。私は、なぜ県立の施設がいいかといいますと、例えば町でもって何かを整備しようとしたときに町に負担がかかります。町でやるとなれば、当然予算も少ない当町ですから、大きな規模のものを造るのはなかなか困難かと思えます。そのようなことから、早い段階で何を造るかというようなことを決めて、そして県の事業で行ってもらえるような、そういった利活用をすべきでないかと。先ほどまだその検討に入っては、検討会も何もつくっていない、来年度からそういったプロジェクトチームをつくるというようなお話がありました。来年度ってというのは、今年の4月1日からつくるといような理解でよろしいのでしょうか。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 議員さんもお存じのように、今2つあったのですが、これは井上議員からも言われていたと思うのですが、県とか国とか、そういった公共のところで行ってもらえば町は助かる

のだという、そういうことについては私も会うたびに県の方にはお話ししているのですが、そういう予定はないのです。そのほか公務員は年度末は人事異動の季節でございまして、新聞にも発表になっているのですが、この間おいでになったりした方も多分交代になるだろうということが推測されているわけです。基本的には県立学校改革推進班、それに相双教育事務所、もう一つ振興局というこの3つ、財産管理ですから、教育委員会ではなくて部局側になります。その中で、知事さんの言うことでは市町村の主体的な力、町づくりを応援するのだよと、こう言うのですが、そんなにうまい話ばかりではなくて、新聞なども読んでもらうと分かるのですが、非常にハードルは高いのです。なぜかと。私なんて教員なものですから、私から見れば到底高いなあと、こう思うのですが、役場の方はきちっと見ていると思うので、いわゆる補助対象に制限があると、補助率もありますよと。そういったハード面があって、振興局では担当者を決めますよと、新年度になったら決めていきますよと。だから、町でも誰か担当者を決めてくださいと。やはりそういった中で協議しながら一つひとつやっていきますよというような要望をされていますので、そんな形で進んでいくのかなと思っています。やっぱりそんなに簡単なことではないと、県でやれとかという問題ではなくて、非常に高いハードルがそこにはあるということでございます。先ほど町長がおっしゃいましたが、やはり空き校舎跡地利活用については具体的計画をつくっていかないと駄目だと。幅広く協議、検討しながら、それを進めるチームといたしますか、担当者っていたしますか、そういったものを新年度から決めていくと。ただ、4月1日に決めていくっていうわけではなくて、そこから新しい年度になりますから、なるべく早くそういった形で決めましょうねということでございます。よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 高校の建物の利活用、建物も含め、土地も含めてなのですからけれども、あそこはもともと農業高校だったのです。それで、一つの例としまして、古川で、今から30年以上も前のことだと思えますけれども、古川の農事試験場で宮城県のササニシキってというような米を開発しました。とてもうまい米で、もう全国的に広まった米であります。しかし、それが、やはり農産物ってというのは、その作った土地、土地でもって味も違うし、その育て方も違うというようなことで、こちらでササニシキを作ったって大した味が出ない、古川の大崎地方だったらうまい米ができるというようなことで、県の農産試験場では、宮城県ではおとしからまたササニシキの米を作るようになりました。いろいろな改良をして、また研究して。私は、そういった研究施設ってというのは、この辺ではずっと会津にはあるかも分かりません。そして、浜通りの米ってというのはなかなか売れない。そういったことで、そういった今町では農業と漁業を基幹産業だというようなことで頑張っているわけですから、そういった施設ってというのは必要でないかと思うのです。ですから、県では県立の、県のものを作らないのだというようなことではなくて、やはり早い段階で粘り強く、私たちの町にぜひこういったものを造ってほしいというようなことを早くやるべきでないかと思う

のです。遅くやったのでは、また違うところでもうできてしまっているかも分かりません。4月1日からこのプロジェクトチームを立ち上げるというようなことでありますので、諦めないで、県立のものではできないのだというようなことではなくて、諦めないでやってほしいという私の願いがあります。もう一度お答えください。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 これは、非常に虫のいい話になってしまうのですが、町ではこういうのが欲しいから造ってくれと、そちらでやるのだよと。造ったときに町からお金を取らないでしょう。やっぱりそういうところまで考えていかないとちょっと難しいのではないかなと私は思います。議員さんのおっしゃることは、担当が決まりましたら、そういったことも考えている方もいらっしゃるということはお話を申し上げていきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 いろんなお話をお伺いいたしました。そしてまた、町でプロジェクトチームをつくるというようなことであります。私から1つお願いでありますけれども、やはりそのプロジェクトチームをつくるにしても、広く町民の方々から人材を出すなり、意見を聞くなり、そういったプロジェクトチームをつくっていただきたいというような要望を申し上げ、私の質問を終わります。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時16分 散 会

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和5年第1回新地町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年3月16日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

4番 水戸 洋一 議員

1. 新地町国土利用計画について
2. 災害対策について

5番 八巻 秀行 議員

1. 未来につながるまちづくりの推進について
2. 災害に強く安心安全なまちづくりの推進について
3. 快適で活力あるまちづくりの促進について

10番 井上 和文 議員

1. デジタル社会への対応について
2. 安心・安全な子育てについて

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理 者	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	佐藤	茂文
町民課長	大堀	勝文
農林水産課長 兼農務局長 委員	岡田	健一
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	木幡	邦枝

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	千葉	奈菜
書記	岡田	義仁

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

演台でのマスクを外しての質問及び答弁を認めます。なお、自席での質問及び答弁は、マスクの着用をお願いします。

通告順に発言を許します。

4番、水戸洋一議員。

[4番 水戸洋一議員登壇] (拍手)

- 4番水戸洋一議員 おはようございます。議席番号4番、水戸洋一です。突然ではありますがけれども、今日3月16日は私の誕生日でございます。この年になると誕生日とか何かうれしくも何ともありませんが、別の意味で3月16日は決して忘れることのない1日ということになっております。1年前の深夜に発生しました震度6弱の福島県沖地震であります。1年経過しておりますけれども、まだまだ再建されていない町民の方がいらっしゃることはとても気がかりになっております。改めて被災された方々にお見舞いと一日でも早い安心して暮らせる生活ができるようにと願っております。

さて、通告しておりました2件について質問いたします。1点目は、国土利用計画についてであります。令和3年に策定した新地町国土利用計画は、第6次総合計画に即して定められた計画であり、土地の適正な利用と管理によって地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、総合的かつ計画的に行うとなっております。また、本町のまた特性を十分に活かしながら持続可能な長期的展望に立ち実施するとの基本方針を示しております。

そこで、1つ目の質問ですが、令和5年度から農振農用地の見直しを行う予定ですが、その基本的な考え方をお伺いいたします。予算委員会でも若干の説明がありましたが、再度詳しくご説明をお願いいたします。

次に、2つ目の質問です。昨日寺島浩文議員から人口問題について質問がありました。寺島議員は、ソフト面での質問でありましたが、私はハード面から人口問題について質問をさせていただきます。また、人口フレームに関しては、昨日寺島議員も質問されておりましたので、重複しておりますので、私からは省略して質問をいたします。人口問題は、このまま減れば2040年には5,000人を切る可能性があります。当然町の財政にも大きな影響を及ぼすことが危惧されます。人口減少対策は、一朝一夕に解決できるものではありません。一日でも早く取り組む必要があると思っております。

ます。来年度予算にも子育て支援や定住促進施策に取り組む予算が計上されておりますが、政策的な住宅の確保を進めるべきではないでしょうか。計画を進めるため、農振農用地の見直しを検討すると聞いておりましたが、関係機関との調整を図りながら用途地域指定が必要と考えておりますが、町長の見解をお聞かせください。

次の質問は、若干重複しますが、用途地域指定を図りながら新地町の中心街を形成し、地域活力の向上を目指すべきと思うが、町長の考えはいかがでしょうか。

2件目の質問に移ります。2件目は、災害対策であります。昨年12月に異例とも思われる北海道・三陸沖後発地震注意が内閣府及び気象庁から発表されました。それによりますと、マグニチュード7以上の大地震が起きたら続いて巨大地震の可能性がある。だから、備えをなさいという情報でございました。新地町の津波想定は、震源域が北海道の場合、震度の明記はありませんが、津波は5ないし10メートル、震源域が三陸沖では震度が5弱、津波は10ないし20メートルと想定しております。この津波の想定は、東日本大震災の津波を上回る数値でございます。このような災害に町としてどう対応するのかお聞かせください。

次に、避難所、支援物資の保管場所、供給の方法について伺います。これまでの被災経験から支援体制が強化されてはおりますが、まだまだ問題があるのではないのでしょうか。例えば要支援者の対応、臨時の一時避難所の対応、また多種多様な物資の保管場所あるいはその物資の供給方法といろいろと再検討すべき点があると思いますので、町長の見解をお伺いいたします。

次に、災害対応に対する行政と町民との共有認識について伺います。近年災害対応については、自助、共助、公助、つまり自分の命は自分で守れと、早め早めの避難、そして72時間は身近な人たちだけで対応するというのが基本的な行動指針となっております。しかしながら、自助、共助、公助の認識が町民同士はもとより、町民と行政間にも温度差があると感じております。人的被害を最小限に食い止めるためにも、災害対応の共有認識を図るためどう取り組むのか見解を伺います。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 4番、水戸洋一議員の質問にお答えをいたします。

初めに、新地町国土利用計画についての1点目、来年度から農振農用地の見直しを予定しているようだが、基本的な考えを伺うについてですが、新地農業振興地域整備計画につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、本町の農業振興地域、また地域内の農用地区域を策定した計画であり、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するため、振興地域を定めることにより農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを基本的な考えとしております。また、農業振興地域内の農用地区域は、農地の災害復旧、農業振興に係る国・県の補助・助成を受ける基

本要件であり、優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備を図る上で重要な計画となっております。新地農業振興地域整備計画の見直しについては、第6次新地町総合計画、都市計画マスタープラン、国土利用計画と整合性を図りながら来年度総合見直しに係る計画策定のための農地基礎調査を実施していきたいと考えております。今後も関係機関や地区の皆様と協議を重ねながら今後の土地利用方針を定め、農業振興地域整備計画を見直してまいります。

次に、住宅地は計画的に確保するとあるが、計画を進めるためには用途地域指定が必要ではないかについてですが、都市計画法においては各種の規制と誘導により良好な町並みや景観の形成など秩序あるまちづくりをすることとなっております。その中で、用途地域の指定は、生活や産業、商工業等の発展に重要な役割を担っていると考えております。当町においては、役場周辺及び相馬港周辺において用途地域を指定しており、それぞれの条件の中で各種の営みに見合った建築物の整備がされているところであります。当町では、全域が農業振興地域となっており、これまで水稻を主体とした基幹産業である農業を推進してきた経過があります。このため、町内の平たんな地域は、圃場整備事業が展開されておりますので、第1種である優良農地が多い状況であります。したがって、新たな用地地域の指定は相反する宅地化を進めることとなりますので、福島県をはじめとして各種の農業振興機関と協議が必要になると考えております。現在の当町の住宅建築に関しましては、個人が宅地化にできるところをそれぞれが農地転用などにより随時確保していることから、町内全域においての宅地化は、点的に行われている状況にあります。また、各種産業についても、同様な事業展開となると考えております。これらを踏まえ、用途地域を指定することにより住宅建築や商工業といった民間産業開発の誘導を促す一助となることから、将来的な町の発展や行政コストを下げる意味でも有効な手段であると考えております。したがって、今後は調査をしながら進めてまいります。

次に、地域活力の向上を目指すため、定住促進等を図りながら新地町の中心街を形成すべきではないかについてですが、これまで福田地区においては少子化対策として政策的に定住促進を図るため、若者定住促進住宅や分譲地の整備を行ってきたところであります。また、町内全域としましては、定住促進のため、「来てしんち事業」事業により町外の若者世帯に対する移住定住政策を行っているところであり、一定の効果をj得ていると考えているところであります。中心街の形成につきましては、新地駅周辺を復興整事業により整備したところでありますので、さらなる中心市街地の活性化に向けて今後も住宅建築促進のため、土地所有者に対して十分な説明をしてまいりたいと考えております。このほか、さきの答弁のとおり、民間開発事業者や新たな移住・定住者が土地を取得しやすい環境にするため、新地駅周辺を軸とした中心市街地と連携する将来を見据えた新たな用途地域の指定をするなど秩序ある規制と誘導を考えてまいります。

次に、災害対策についての1点目、懸念される北海道・三陸沖を震源とする地震、津波にどう対応するのかについてお答えします。本町では、平成23年3月に東北地方太平洋沖地震（いわゆる東

日本大震災)、令和3年2月と令和4年3月には福島県沖地震により甚大な被害を受けました。また、平成28年には熊本地震、平成30年には北海道胆振東部地震など国内各地で大規模な地震が発生しております。このような中で、国においては、昨年12月から日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した中で、マグニチュード7以上の巨大地震が発生した場合、続いて発生する可能性の地震に備えて「北海道・三陸沖後発地震注意報」の運用を始めるなど巨大地震の被害軽減のための取組が進められております。当町においては、これらの地震、津波の教訓を踏まえ、令和2年3月には「新地町防災マップ」を策定しました。防災マップには、災害時の避難行動ガイドや地震・津波対策、指定避難所一覧、津波ハザードマップなどを盛り込んだところであり、町内全世帯に配布し、防災意識の向上を図っております。また、令和3年11月には、「新地町地域防災計画」を全面改定いたしました。この中では、特に地震・津波対応について個別に対策計画を定めており、地震・津波に備えた予防対策や地震等発生時からの対応を詳細にまとめておりますので、地域防災計画に沿って事前対策・応急対策、その後復旧復興に当たってまいります。具体的には、日頃から防災関係機関との連絡調整などを密にして連携強化を図り、自主防災組織と津波避難訓練等を実施し、防災力向上の取組を進めるなど事前対策を強化するとともに、ひとたび大規模地震等が発生した場合には、災害対策本部の設置により初動態勢を確立して町民の避難誘導、救助・救出、応急医療活動など人命保護を最優先に対応してまいります。

次に、被災経験を生かして避難所、支援物資の保管所、供給方法等再検討すべきでないかについては、新地町地域防災計画の中で災害時の指定避難所等として総合体育館や駒ヶ嶺公民館、各小中学校体育館、大戸浜防災コミュニティセンターなど30か所を指定しております。このほか災害の状況に応じて地区所有の集会施設についても避難所として開設することも想定しておりますので、今後とも各地区の自主防災組織と連携して適切に避難所を開設し、被災者対応に当たってまいります。支援物資の保管所、供給方法については、町防災センターと役場駐車場備蓄倉庫を中心に保存食や飲料水などの食料品と簡易テント、簡易ベッド、簡易式トイレ、ランタン、発電機、毛布、ブルーシートなどの生活用品や災害用資機材をそろえております。また、今年度は、容量約1トンの給水コンテナ3台を整備しましたので、総合体育館や現在整備中の駒ヶ嶺公民館防災倉庫に配備したいと考えております。このほかにも尚英中学校や新地小学校、大戸浜防災コミュニティセンターにも発電機やランタン、毛布などを備蓄しております。これらの備蓄品の供給については、災害時の避難所開設に当たり必要な物資をその都度各避難所の状況に応じて配布しております。このように備蓄品は、「いざ」というときに必要な物資を速やかに供給できるように防災センターと役場駐車場備蓄倉庫を中心に集中的な管理を行っているところでありますので、今後も適切な管理・供給に努めてまいります。

次に、災害対応に町民と行政側の共通認識を図るべきと思うが、どう取り組むのかについては、大規模災害時には行政による「公助」のみでの対応に限界がありますので、地域単位で組織してい

る自主防災組織が行う「共助」とともに、自分自身で自分の身を守る「自助」が重要になりますので、町民一人ひとりが自らの命は自らが守るという「自助」の意識を持ち、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につけることが大切になりますので、先日町内全世帯に配布しました非常用持ち出し品等の整理、確認、町や自主防災組織が行う防災訓練への参加など、自主的に災害に備えられるよう防災意識向上の啓発や活動を行ってまいります。これらの取組により「自助」、「共助」、「公助」の連携を図り、町民と町との共有認識の強化につなげてまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、水戸洋一議員。

○4番水戸洋一議員 では、再質問させていただきます。

農振地の見直しについては、私農業のあまり法律的なこと分からないのですが、勝手に農業は土地かな、土地は守られているという認識でおります。先日総務文教委員会で竜王町に研修に行っていました。あそこは、昼間人口が5,000人なのです、5,000人を上回るのです。人口は1万人ですが、昼間人口が5,000人なのです。もったいないという話をしたらば、やっぱりいろいろ国とか県辺りに宅地、農振地を見直して宅地化できないかといろいろ相談しているらしいのですが、農業法がいろいろ厳しくてなかなか宅地化が進まない。なので、人口も増えないという現状が聞かされました。それで、やっぱり私も人口問題に関して質問しているので、やっぱり人口も増やすにはいろいろな弊害等々があると思うのですが、それをやっぱり乗り越えながら人口を増やしていかないと新地町の将来は当然さっきも言ったように2040年度には5,000人になる可能性があるということなので、その辺をやっぱり関係機関と知恵を絞っていただきながら住宅、用地指定、用地変更、農地の見直しをしてなるたけならば住宅化をしていくという方向にしなければならぬと思っておりますが、国土利用計画の中に農業用地が50ヘクタールほど減ると目標が立たれておりますので、そこでその50ヘクタールがいかに宅地化になるのかと思っておりますが、この数字は58ヘクタールは、農振地の見直しをして農地以外の使用を図るということによろしいのでしょうか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えします。

まずは、質問の中でもありましたけれども、農振地域の見直しにつきましては、関連機関団体等の確認、そして県との事前調整、事前協議というのが必要になります。その前に、やはり所有者の、新地町としましても1年目で一筆調査、農業振興地域内の現況農地の整理、そして現況土地利用図を作成していくと。1年目のその中で農家の意向調査というものもありまして、農地を宅地化するに当たりましては、農地の所有者の意向調査というのを調べていきます。そういう中で、5年間の中でそういった住宅として計画できるのか、そういったところも重要な部分にはなってくると思うのですが、県と協議に当たりましては、国土利用計画で定める農用地につきましては、計画が具体化すればその土地から除外する土地として協議することができますので、そういった計画の

現実性なども含めながら、今後土地の農業上の利用と宅地開発など他の利用との調整に留意しながら見直しを進めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、水戸洋一議員。

○4番水戸洋一議員 いろいろ弊害はあると思いますが、弊害ではない、壁があると思いますが、そこはやっぱり新地町の人口を増やすのだという観点から一生懸命頑張っていたきたいと思います。

あともう一点、どうしても農振地見直しには、いろいろな手続が必要だと思うのです。その手続ができれば早ければ早いほど人口問題に関して農振地を見直すことによってそれが寄与できますので、いろいろ手順があると思いますが、一日でも早く見直しをかけて、それが新地町の発展につながるような行政の指導も含めてお願いしたいと思います。要望でございますので、答えは結構でございます。

次に、その住宅地は計画的に進めるということが国土利用計画にもうたっております。今農林水産の課長から前向きな回答をいただきましたので、用途指定が可能だと私は思いましたので、ここの質問はなしということで次に移りたいと思います。いわゆる新地町の中心街を造ることなのですが、町長の答弁では駅周辺を中心に住宅開発、中心街を形成していくということなのですが、ご存じのとおり、駅周辺の北側、あそこはもう段差がありまして、しかも1等の農振地になる。農業振興地なのです。あそこを中心となれば、あそこも当然含まれるわけですから、あそこを住宅開発等々ができるのかどうか。その構想があるのかどうか。ちょっとそれ答えにくいと思いますので、あえて言いませんけれども、私は駅の北側の開発はちょっと無理だと思っていますので、新たな中心街を今回農振地の見直しを含めて考えるべきだと思っていますが、その辺の考えはいかがでしょう。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 答弁では、駅周辺と言いましたが、既存の中島、新地町、このエリアは全部農振から外れている部分かなりありますので、そこは基本になっていくと思っております。あとはそれぞれ駒ヶ嶺は駒ヶ嶺、あのエリア、ただそこから増やすというのは非常に少ないと、福田は福田であって。ですから、国土法の中でも少し見直しをしながらその3地区それぞれに中心。特にここは新地町、中島を中心とした、駅を中心としたエリアと考えておりますので、今水戸議員が言われたように作田に行くのは非常に困難な部分だろうと思っておりますので、水戸議員と同じような考えでいたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、水戸洋一議員。

○4番水戸洋一議員 町長からありがたい答弁いただき、国土計画によりますと、この地図2枚ほど

あるのですが、平成30年とそれから構想図、この構想図を見ると、ちょっと見ると分からない、どう進行していくのか。あまりに何と言うか細いので、見づらいところもあるのですがけれども、やっぱりこの地図を見るとおのずと新地町の中心街をどこに持っていったほうが人口増加が加速的に進むのかということも見受けられると思うのです。今町長の答弁があったように、駅の東は難しいと。当然南かなと。しかも、津波の来ないところが当然そういう地域になると思いますので、その辺も関係機関とよく相談しながら一人でも数が増えるような用地指定等々に持って行っていただきたいと思います。

次に、災害対策についてに移ります。町長の答弁では、災害対応として防災マップを作ったり配布して、それから自主防災組織等々連携しながらやっていくということだったのですが、現状を見ますと防災マップは2年前かな配布したのですが、皆さんあまり大事に仕舞い過ぎてそれが活用されていないのが現状なのです。恐らく今度の地域防災計画ですか、それをつくったのですが、それも何か文章が多過ぎて読みづらい、分かりづらいというか、最初からああ、こんなものかという感じでしまわれているような現状だと思っています。特にここ二、三年は、コロナ等々で避難訓練ですか等々もやっぱり全然行っていないと。それに伴ってその自主防災組織もかなり形骸化しているのではないかと思いますので、それをやっぱり再構築するには行政の手腕が問われると思いますので、その辺今後コロナ禍の中で、コロナ第5種になるわけですから、それ以降どう行政指導で防災意識を高めていけるかお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 ここ数年はなかなか自主防災組織、地域と我々との関わりというのがなかなか強く図られていないというところは感じております。ただ、そんな中でも昨年11月には津波避難訓練、これは大戸浜あるいは今泉地区、こちらで開催をいたしました。久しぶりの避難訓練でありましたので、やはり課題は多くあったところと思います。今後そういうような地域との関わり、自主防災組織との関わりというのは、当然強化をしていかなければいけない。あとは日頃から町でも啓発、今議員がおっしゃったような防災マップもちゃんと活用されているのかということもどうなのかということもありますので、定期的な啓発の周知とかそういうのは積極的にやっぱり今後行っていくべきだろうと考えておりますので、引き続き特に自主防災組織、地域との関わりを強化するようなそういう取組に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、水戸洋一議員。

○4番水戸洋一議員 それでは、避難所について再質問させていただきます。答弁では、避難所は約30か所程度あるという話でしたが、ここ2年連続で地震があったわけです。そのときに肝心要の避難所が壊れたり、停電したりで使えないということが現実的にありました。うちの集会所でも窓ガラスが壊れていまして避難所にはなり得なかったという経緯がございます。その中で、ほとんどの

方が車で一晩を過ごしたという現実がありました。その中で、そういった情報伝達をここは使えないからこっちに行ってくださいというような連携をどのように取るのかお考えをお聞かせください。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 実際の災害時には避難所を状況に応じて開設をいたします。その場合に、これこれ災害の当然程度、種類にもよりますけれども、どこが一番適切なのかというのを災害対策本部で選定をいたしまして開設するわけでありましてけれども、実際例えば地震の災害時などにおきましては、避難所がその建物の被害があるとかないとか、こういうことも当然考慮しなければいけないと思っております。しかしながら、被災者の方々にとってみれば、それは一刻も早く安全な場所にと避難をする、移動をするというのが最優先でありますので、実際にまず職員がその避難所、予定する避難所にお伺いしてその避難状況を確認した上で、ある程度の安全性、全てが全て完璧だということは、これは町内全域が大規模災害、地震等に見舞われたときには全て完璧だということはないと思っておりますので、そこで安全な、一時的な安全を確保できるということを確認した上で避難所の開設。そこから防災無線あるいは防災メール等で町民の皆様方に周知をして開設をする。また、防災資機材あるいは備蓄品、食料品等についても、即時に供給できるようなそういう体制に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、水戸洋一議員。

○4番水戸洋一議員 避難所に関してこれから大きな問題となるのが、いわゆる要支援者。要支援者が今後当然増えてくる可能性があります。今は、ちょっと特老とかなごみの里を避難所として予定しているようですが、事実が分からないので、十分なのかどうかということとは分かりませんけれども、過去の例から見て要支援者がそういった施設に避難して十分だったのか足りなかったのかお聞かせください。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 要支援者の避難の状況というか、過去の例でありますけれども、遠くない2年前の令和3年の地震のときとあとその前の大雨被害のときの記憶なのですけれども、何名の方が実際になごみの里等に移動していただいたというのはあります。当然これは、家族の方からの連絡によりまして、あのときは消防団と連携をいたしまして実際に搬送していただきました。それは、当然施設とも連絡事前に行いながら受入れの確認をしているところでもありますので、引き続き福祉避難所として新地ホームとかなごみの里、あと今1件、もう1施設とも福祉避難所として指定をするようなそういうような今調整、協議をしておりますので、より要支援の方々に対する支援の確保というか、そういうのを強化していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、水戸洋一議員。

○4番水戸洋一議員 要支援者に関しては、消防とか家族等々で自宅から避難所まで世話してくれる人がいるということだったのですが、その災害によってはなかなか移動手段が見つからないというようなこともあるような感じもしています。当然その人数も増えるわけですから、恐らく要支援者は要支援者1人に対して2人ないし3人くらいのお世話役も必要なケースが出てくるのかなという想定も考えております。そこで、来年度から見回り事業ですか、各地域に見回り事業みたいなのを展開していくことなのですが、要支援者等々も含めて見回り事業で連携できるのかどうか考えをお聞かせください。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 来年度から高齢者の見回りを強化したいと考えております。当然これ地域の皆さん方にご協力をいただくようなことになるかと思いますが、その中で日頃から防災に関する意識などもちょっと高めていただくようなことで、いざ災害時にはあそこのおじいちゃんとかあそこのおばあちゃんとかそういう話に多分なるといいますので、そういうのを定期的に町と地域とその情報の共有というのは、そういうのは日頃から高めていく必要があると思いますので、この高齢者見守り、基本的には健康状態等の確認ということになるかと思いますが、防災対策というか、そういうことにも活用できるように各機関と連携をしていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、水戸洋一議員。

○4番水戸洋一議員 次に移りたいと思っております。いわゆる支援物資に関してなのですが、先ほど町長の答弁では、役場倉庫、それから防災センターを中心に集中的に管理しているということだったのですが、先ほども申し上げたとおり、三陸沖地震が起きた場合、最大で20メートルの津波が来るといふことの想定となっております。今回北側の川が改修しましてかなりボリューム的に幅が広がったと。当然津波の量が多くなっていると。それが6号線で遮断されるのです。遮断された結果、町の駐車場の倉庫あるいは防災センター等々にかなり影響が及ぼすのではないかと考えていますので、私は1か所で集中するのは管理としては楽なのですが、ある程度物資は分散しながらその在庫をして支援に対処すると、供給するというような考えもあると思っておりますが、その辺をお考えをお聞かせください。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 災害の種類にもよるといいますが、今議員がおっしゃられた例えば地震、津波にこういう場合には今の備蓄の体制、供給体制ではどうなのかというようなことかと思いますが、例えば大雨、台風等については、やはり事前にある程度予測ができるのか対応の準備の時間があるというようなこともありますので、そこは今の集中的な管理でもいいのかと思っております。ただ、地震あるいは津波の場合には、即時の対応が必要となりますので、その場合には

どんな管理の仕方あるいは供給の仕方がいいのかというところは、その場所とかあとは備蓄する品目あるいはその量、こういうのも今後増強というか拡充をやっぱり図っていくべきだと思っておりますので、その場合にその管理の方法とか供給の方法というのは今の体制で間に合うのかとかそういうことは、ちょっと今後必要な検討というか、そういうのはやっぱり必要かなと思っておりますが、まずは今集中的な管理で即時に供給できるあるいは物もちゃんと把握できているというのがやっぱり大切かなと思っておりますので、現在のところは今の体制の中で管理あるいは供給を行っていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、水戸洋一議員。

○4番水戸洋一議員 物資に関しては、大戸浜にも多少なりともあると。今回駒ヶ嶺公民館にも倉庫を造って備蓄するというような話を聞いていましたので、やっぱり将来的には分散する傾向にあるのかなと思っていたのですが、残念ながら今までどおり集中的だということなので、災害はいろいろなことがありますので、津波だけではありません。総務課長がおっしゃったように集中豪雨もありますし、それから地震だけでもありますので、やはりどれがより効果的な管理方法なのか充分関係の方々で相談し合って改善できるものは改善していただきたいというように思います。その物資の量なのですが、これ改めて質問しようと思ったのですが、今総務課長から数も増やすようなことをいただきましたので、これはなしとします。

それから、次の災害対策の共有認識について質問させていただきます。最近の行動指針として、やっぱり自分の命は自分で守れということだったのです。ただ、震災前は公助が1番だったのです。公助、共助、自助だったのです。それがまるっきり逆転しましたので、行政側と町民との認識のずれがかなりあります。やっぱり役場がすぐ来てくれると、役場は何やっているのだ、早く水持ってこい、早く毛布持ってこい、何かというのが現状なのです。そこをいかに町民が自分の命は自分で守れと。場合によっては、家族とか身近な人たちだけで助け合いながらお互いの命を守りながら避難等々に災害に備えるということだと思っております。私が一番大事に思っているのは、よくテレビで報道されますけれども、72時間ぐらいは行政はほとんど何も活動できないわけですから、できないという語弊ですけれども、活動するわけですけれども、それが充分に町民に行き渡らないわけです。そこで、やっぱり前もって町民に72時間は何とか自分たちのことは自分たちでやってくれというようなこともやっぱり広報しながら自助、共助、公助を図らなければならないと思っておりますが、その辺はこれからどう取り組んでいくのか改めてお答えをお聞かせください。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 災害時に当然町、行政が対応することはあります。しかしながら、全てのことで町民の皆さん方に対応というのはこれはやっぱり難しいと思っております。その場合大切なのは、自助もそうですけれども、あとは共助、自分の身を自分で守るのは当然でありますけ

れども、やっぱり地域の中で助け合うということも非常に大切かと思っております。したがって、まず共助、こちら自主防災組織、地域とより連携ができるようなそういうことをやっぱり日頃から例えば区長会の定例会の中で議題に出しながら改めて避難訓練とか防災訓練の実施とかそういうことをお願いするとか、あと自助の部分で申し上げますと、先月防災の資機材の防災袋を配布しましたけれども、そういうことを日頃からやっぱり確認をしたりということが大切かと思えます。あとは身の回りのその整理とかそういうことで家の中の安全対策をしてもらうとか、そういうことを一人ひとりが身をもって実践をしていく、自主的に実践をしていくということが大切だと思うのですが、それをやはり行政側がこれも定期的にといいか、日頃からそういうことを啓発をしていかなければいけないといざというときに適切な行動に移せないということになると思っていますので、そこは町であるいは関係機関からも地域も含めて啓発活動の強化とあらゆる手段活用しながらそういう強化を図っていきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 これでは4番、水戸洋一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時47分 休憩

午前10時55分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、八巻秀行議員。

〔5番 八巻秀行議員登壇〕(拍手)

○5番八巻秀行議員 受付順位6位、議席番号5番、八巻秀行です。よろしくお願い申し上げます。

東日本大震災から12年の月日が流れ、改めて犠牲となった多くの町民の方々、そしてご家族にお悔やみ、お見舞いを申し上げます。また、本日でちょうど1年になりますけれども、福島県沖巨大地震で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、新型コロナウイルス感染拡大は、感染者数の把握は難しく、以前のように正確にできませんが、3月9日現在969人を超えているようであります。対策も3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねられ、5月8日から2類から5類に緩和されますけれども、注意をしながら対応することが大事と思っております。基本的な感染防止対策を図り、マスク、手洗い、3密を避けることなど個人でできることをしっかりと行って感染拡大を防止していかなければならないと思っております。

さて、東日本大震災から早いもので12年が過ぎましたが、まだまだ復興は道半ばであります。すなわち新地駅東側のスマートアグリ6次化施設用地には、進出企業、そして植物工場を早期に誘致しなければなりません。また、津波復興拠点整備拡大区域エリアの残る用地約1万平方メートルで

ありますが、スーパーマーケットの張りつけあるいは被災した大戸浜等の防災緑地、防集元地の活用も全く進んでいない状況であり、課題は山積をしております。一方、相馬港4号埠頭のLNG基地では、LNGの取扱い量も増え、今年500万トンを超える見通しとなっており、福島天然ガス発電所の1、2号機も全面営業運転によって首都圏へ供給され、再び不交付団体となった町の将来に活気の出る明るい兆しがどんどん加速をしております。復旧、復興のスピードを早めて快適で住みよい笑顔あふれる新しい新地町の創造を目指して一般質問を申し上げます。

今回私は、件名1、未来につながるまちづくりの推進、件名2、災害に強く安心安全なまちづくりの推進、件名3、快適で活力あるまちづくりの促進、3件について伺います。

件名1、未来につながるまちづくりの推進について伺います。3村合併70周年を来年に控え、どのような式典、記念事業、講演会や催し、記念誌を考えるか伺います。昭和29年、1954年8月20日、福田村、新地村、駒ヶ嶺村の3村が合併によって新しい新地村が誕生し、来年で70周年を迎えます。昭和59年、1984年には3村合併30周年記念式典を行って、平成6年、1994年10月9日に合併40周年記念大運動会を総合グラウンドで行い、前回は平成16年、2004年8月の20日に新地町合併50周年を地元釣師出身の福田玲子、佐々木憲二合併50周年記念事業、オペラアリア・コンサートとして完成したばかりの総合体育館で開催をいたしました。1,400名を超える聴衆を得て大好評の記念事業となりました。演奏は、日本で最も古い伝統を誇る東京フィルハーモニー交響楽団、指揮は世界的に名高い船橋洋介さんを迎えオペラアリア・コンサートをカルメン前奏曲、闘牛士の歌など11曲を披露し、最後のフィナーレでは佐々木憲二さんのリードによって会場全体で椰子の実を大合唱し、一流の生演奏に惜しみない拍手を送っていたことを思い出します。私は、合併70周年を来年に控えまして、今回も地元出身者のこういった祭典であるとか催しができればいいかなと思っております。町は、どう式典、記念事業を考えているか伺います。

続いて、件名2、災害に強く安心安全なまちづくりの推進について伺います。駒ヶ嶺町地区の令和元年台風19号、これは東日本台風と名付けられておりますが、をはじめ、度重なる大災害における水の対策をどう措置するか伺います。ふだんの駒ヶ嶺町地区の用水位は、上ノ町の取水口から上駒町用水路に入りまして、観音様からちょうど菅谷今神線を東に流れ、町道駒ヶ嶺新地線の交差点を越えまして国道6号線をくぐって立田川に流れています。大水が予測されるときには、上ノ町の取水口を水利員の担当が取り外すのでありますけれども、いつも川が河原さん宅のところであふれ、それから下交差点まで路地を流れます。これが問題であります。一方、俗に裏掘と言われておりますけれども、臥牛城の南側裾を流れる堀水であります。現状は法輪寺前周辺から水を発して光栄商会スタンドの北側に注ぎ、東善寺下周辺からの水と合流して国道6号線を越え武井のため池への取水口の分岐点に達し、その後立田川に流れています。この2つの水路水を速やかに処理することが求められるわけでありまして。度重なる大水害における水対策をどう措置するか伺います。以前の議会では、県に対して立田川の堆砂や川底に繁茂した雑草、樹木等の除去を要望し、計画的に実施し

ているとしておりましたけれども、工事はその後2度の巨大地震災害によって全く進んでいないのであります。したがって、この巨大地震災害によって現地周辺は家屋解体等で以前とは全く別世界の状況になっております。今のうちに最優先事業として前進させることが必要であると思うのであります。伺います。

続いて、件名3、快適で活力あるまちづくりの推進について伺います。移住・定住促進として、定住分譲地、現在福田地区に12地区造成をし、分譲をいたしました。残りは1区画のみとなって完売いたします。現地を見ますと、ほぼ中央部西側の1区画が残っているだけであり、人口減少時代を迎え、町も移住・定住を促進して早急に人口増加を図る必要を感じるわけであり、さらなる分譲地確保、拡大が必要と思えます。伺います。

前回は、福田地区活性化を図るがために、政策的に福田地区に造成いたしましたけれども、今後は福田地区のみならず、町全体の均衡の取れたまちづくりを考えなければならないと思えます。町内は、2度にわたる震災によって家屋等の解体が進み、特に駒ヶ嶺地区は被害があって町内の状況は一変しています。こういった被災地の更地になった宅地の再利用あるいは新町周辺の遊休農地の活用も考えると思えます。今テレビ等を見ますと、移住・定住の番組がたくさん生まれ、人口減少時代の課題と受け止めておりますけれども、我が町もしっかりと対応して人口増加策を図っていかねばなりません。分譲用地の確保拡大をどう進めるか伺いをいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 5番、八巻秀行議員の質問にお答えをいたします。

初めに、未来につながるまちづくりの推進について、3村合併70周年を来年に控え、どのような式典（記念講演や記念誌等の発行）をどう考えるかについてお答えをいたします。1954年8月20日、昭和29年、新地村、福田村、駒ヶ嶺村が合併し、新しい「新地村」が誕生しました。合併20周年を迎えた1974年11月には、町制施行3周年と併せ3村合併20周年記念式典は挙行され、記念事業として町民大運動会が開催をされました。合併30年を迎えた1984年には、記念事業として「草柳太蔵氏講演会」、そして姉妹都市伊達市への町民号のほか、敬老会や町民大運動会が開催をされました。合併40年を迎えた1994年にも記念事業として町民大運動会が開催されております。合併50年を迎えた2004年には、記念事業として、先ほど議員がおっしゃられたとおり、福田玲子氏、佐々木憲二氏、それらを含めて「オペラリア・コンサート」や「写真で見る新地町50年のあゆみ」と題した写真展が開催をされております。来年2024年には、3村合併70周年を迎えることから、記念式典や記念事業等について、開催の有無、開催する場合については時期や内容について今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、災害に強く安心安全なまちづくりの推進について、駒ヶ嶺町地区の令和元年台風19号等の大水害における水対策をどう措置するのかについてですが、ご質問にありますように、駒ヶ嶺町地

区は令和元年10月の台風19号により床上・床下浸水などの水害が発生しました。県管理河川である2級河川立田川は、近年の異常気象により計画洪水水位を超える水位を観測しております。このような傾向のため、河川の水位が上昇すると各排水路からの水が排水できずに起こると思われる洪水が発生しております。町では、以前の一般質問で答弁いたしましたとおり、課題を整理しながら検討してまいりました。今回本水害対策について、本議会令和5年度一般会計予算に強制排水施設の有無なども含め、どのような設備や規模の施設が必要なのかを検討するための測量や設計業務委託等の予算を計上したところであります。

次に、快適で活力あるまちづくりの促進についての1点目、移住・定住促進住宅分譲地の確保、拡大についてですが、令和4年6月議会において答弁させていただきましたが、福田地区において整備をした定住分譲住宅地においては12区画を整備し、令和3年1月に竣工したところであります。現在11区画が分譲済みとなり、新たな団地が形成されつつありますので、一定の効果が得られたと考えております。ご質問の定住分譲地の拡大につきましては、事業化の際には整備計画を策定する上で規模や財源など計画的に進める必要があると考えております。また、4番、水戸洋一議員の一般質問にもお答えしたとおり、団地の造成には各種の関係機関との協議が必要でありますので、まずは町内全域においての宅地化に係る計画を検討する必要があります。このほか社会情勢や住宅建築需要も勘案する必要があると考えておりますので、それらを踏まえながら団地造成計画の有無について検討してまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ただいまそれぞれご回答いただきました。再質問を申し上げます。

合併の70周年の事業であります。これから考えていくというような回答であります。50周年のときは、先ほども言いましたけれども、地元出身、これ富倉の佐々木区長さんの甥なのです。そうということで、もう第一線を退いているということであったのですが、町にはこういった有名な方々がたくさんいると思います。今回も本町ゆかりの方々の力を借りてこういった記念事業ができればいいなと思っておりますが、その辺について再度お伺いをいたします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

式典記念事業の内容についてでありますけれども、開催の部分も含めて庁議の中で今後検討していきたいと思いますが、今ご提案のいただいた内容も含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 こういった記念事業を準備する段階ということで、その意味で今回質問をしているわけですが、記念日は来年の8月の20日となりますので、今年中に計画を決めなくては

ならないと思っています。先ほども言いましたけれども、記念式典に限らず、コンサートであるとか記念講演会、そして記念誌等を準備していくか再度お伺いをいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 議員の思いは充分に分かりましたので、いろいろなものが今提案されたものに拘束されていくのも非常に大変でありますので、もっと自由闊達に検討させていただいて、できれば来年はしっかりとしたものになるように努力をしていきたいと思えます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 これから先80周年、90周年と10年ごとにめぐってまいりますけれども、ぜひ後世につながる記念事業をしっかりと計画していただきたいと思えます。期待をいたします。

次に移ります。駒町の冠水対策でありますけれども、先ほど令和5年度の予算にも計上してあるというようなことでもありますけれども、まず裏堀の改修についてであります。曲がりとか狭隘、狭いところ、そういったところがありますので、そういうところの改修工事ですけれども、今公費解体によって現地は大変支障物のない状況になっておりますので、最優先として進めていただきたいと思えます。調査設計をしてから工事となると思えますけれども、その辺についてお伺いをいたします。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今裏堀の改修ということのご質問の中にありました。今回の令和5年度の予算に計上させていただきました調査関係におきまして、裏堀の調査等も併せてしながら、どういった洪水がどういったメカニズムで起きているのかも含めて調査しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 やはり裏堀の水をどうするかが一番最初に来るのかなと思っていますので、その辺の調査設計よく進めていただきたいと思えます。

そして、新年度予算にその主要事業に上がっているわけでもありますけれども、委託料、それから公有財産購入費ということでもありますけれども、900万円をかける事業であります。公有財産購入費に300万円をかけるということでもあります。調整池を造るというお話を聞いていますけれども、現地を見ますと川の対岸なのです。立田川の本線ではありませんけれども、用水の出口の対岸ということで、大変理解しづらいところかなと思えますが、この対岸の用地というのはどう使っていくのかお伺いをいたします。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 お答えいたします。

用地費の件でのご質問だと思いますが、今回の調査で先ほども申し上げましたとおり、どういった原因でどういった洪水が起きているのかというのをまず調べます。その中で洪水対策で対応が二、三考えられるのが、例えば強制排水のポンプ等々、先ほどの町長答弁にございましたように、強制排水等による排水、その強制排水するには一定の溜めるかめといたしますか、調整池みたいなものが必要場合があります。ただ、これは、予算計上してございますが、これから測量調査等を行った上で、その用地が必要であればそういう用地を求めなければならないでしょうし、その用地を求めなくてもその洪水対策ができるのであればそちらの方向に行くという可能性もございますので、現段階では明確な答えは出せておりません。そのための調査設計ということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 今お話ありましたけれども、調査設計が主だということだと思いますが、工事が進みますとこの強制排水と今言いましたけれども、調整池の水を強制的にポンプアップをするわけですね。こうしますと、何年に1回になるか分からないその大水に対しましてポンプアップするということでもありますので、いざポンプを動かさないといけない時点で動かないとか余計な出費が出るのではないかなと危惧されるわけですが、管理費等の増大とかそういうところまでいろいろ影響すると思えますので、その辺について心配するわけですが、その辺を伺いたいと思えます。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 お答えいたします。

先ほど町長答弁も含めまして、私の回答も含めまして、強制排水という言葉を出ささせていただきましたが、これはあくまでも一例でございまして、強制排水施設を造るところまでは現在行っておりません。先ほど回答しておりますが、そのための測量調査を行うということですので、ご理解いただきたいと思えますが、あわせて管理費、例えば強制排水をしなければならないといった結論になったとします。そうした場合、管理費がかかるから、それをやめるのかという議論には多分ならないと思うので、その辺も含めて、管理費も議員おっしゃるように重要な経費になりますから、その辺も含めまして検討の段階でそういった管理費用も含めまして設計はするようになると思えます。繰り返しになりますが、今の段階ではそういったものも含めて測量調査を行うということですので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 現地は、県事業等の事業によって川の堆砂、それから川底の繁茂した雑草、樹木、そういうものはほとんどなくなってきれいになった状態になっております。水の流れは、以前

とは全然違う状況であります。現地を見ますと、バルブつきのゲートが2つあるわけでありましてけれども、ほかの湛水防除とかそういう管理人を置いて管理しているように、これの調整をすることが一番いいのではないかなと思うのです。一番大事なのかなと思っています。こういったハード事業ではなく、やはりソフトの事業というか、冠水対策を解消させる手段になるのではないかなと思います。水利の担当制とか当番制とかそういうところをしっかりと指導していただければいいかなと思いますが、どうでしょうか。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 ただいまバルブのお話が出ました。おっしゃっているのは、水利関係のゲートのバルブのことと思いますが、よろしいでしょうか。その件につきましては、この建設部局の洪水対策とまた違う意味合いもございますので、そこは水利関係の方々が管理していただいていると私は認識しておりますので、そういったゲートもなくはないかもしれませんので、そういった部分も含めましていろいろ検討の材料にしてみたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひしっかりと対応してまた水害の出ないような対策をお願いしたいと思っています。

次に移ります。分譲地の確保でありますけれども、大体2年間で11区画が販売したわけですがけれども、入居者の前の住所地は相馬4戸、それから亘理町と岩沼市が各1戸、そして本町は5戸という状況になっております。移住、定住を考えれば新地町内からでは人口増にはつながらないわけでありまして、来てしんち補助金などのこういう優位性というものを町外にもっとPRをして町外者の移住、定住を促進すべきだと思いますが、この辺についてお伺いいたします。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問でございますけれども、昨日寺島浩文議員にも答弁させていただきましたけれども、ふるさと回帰センター等々そういったものも活用しますし、あとはホームページ上でも移住、定住の関係で移住体験談なども盛り込んだ形にしたいと考えてございますので、そういった形で外部にPRしてみたいと考えております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 昨日の民報新聞にも会津若松の独自の支援策載っていたのですが、そういったPRをしっかりとやっていただきたいと思います。その上で、JR新地駅とか電車の中とかそういうところにポスターなんか張ればいいのかと思います。いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまの質問にお答えします。

常磐線の電車、中吊りの広告はどうかということだと思えますけれども、以前の話になりますけれども、仙台通勤圏等々の方々にPRしようという試みはしております、JRに広告の料金等とか期間、あとはサイズとかいろいろもろもろその辺についてお伺いしたことがございます。金額的には、かなり高い金額となっております、期間も1週間単位というような形で伺っております。その辺り、その辺効果等も含めまして、今後PRについて検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひ進めていただきたいと思えますけれども、駒町周辺はこの今度の地震によりまして広域解体等進んでおりまして、更地の状態が見られるわけでありまして、こうした宅地の更地の活用、あと遊休農地の活用を図って町全体の均衡の取れたまちづくりを考えなくてはならないと思えます。再度お伺いをいたします。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいま2点ほどご質問があったかと思えます。

駒町の更地の部分とあとは町内全域でしょうか、遊休農地という話かと思えますけれども、今回の地震で自宅の解体を余儀なくされた方々がおられることは承知してございます。そういった方々の土地の有効活用というご質問だと思うのですが、団地造成につきましては面積的にはかなり狭小であるというような認識ではございます。町で団地造成をする際には、その土地のみならず、民間の投資等も追従するような形で計画すべきことではないかなと考えてございますので、そういった意味でも先ほど町長の答弁にあったような形かと思えます。

遊休農地につきましては、農地ということがまず前提にありますので、そちら土地所有者がどういった形で考えておられるのか、または先ほど答弁ありましたけれども、農業振興地域あるいは農用地、そういった形のこともございますので、そちらを踏まえながら土地利用を考えていただければと考えております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 八巻議員、質問は1問ずつお願いします、農林水産課と都市計とダブらないような形で。

5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 今のお話で社会情勢なんかも当然関連するわけでありましてけれども、福田の分譲地は1億1,200万円ほどかかった事業であります。経費も大変かかるわけでありましてけれども、町全体の均衡の取れたまちづくりを目指して分譲住宅を進めていただきたいと思えます。期待をしております。

最後に、今年度第2期復興創生期間の3年目であります。そして、令和12年を見据えた第6次総合計画の3年目でもあります。また、不交付団体の3年目の年でもあります。将来を見据えた積極

的なまちづくりを期待いたしまして質問を終わります。

○遠藤 満議長 これでは5番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕（拍手）

○10番井上和文議員 最後の質問になりました。質問に先立ち一言申し上げます。東日本大震災と原発事故から12年目を迎えました。改めて犠牲になられた皆様に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。また、トルコ、シリアの大地震で犠牲になられました皆様にも心からのご冥福とお見舞いを申し上げます。12年目を迎え、復興が進んできたといっても昨年、一昨年と未曾有の大地震で住家等が大きく被害を受け、我が新地町はコロナ禍もあり、完全な暮らしとなりわいの再生、復興にはまだまだ時間がかかります。皆様とともに一日も早い復興に向けて力を尽くすことを表明して質問に入ります。

最初に、デジタル社会への対応についてお伺いをいたします。町長の所信表明でアフターコロナを見据え、デジタル化なども積極的に進めていくと述べられておりますが、問題点は、1、プライバシー侵害の拡大につながらないか、2、住民サービスの後退につながらないか、3、マイナンバー制度拡大の任意から強制にならないか、4、官民癒着の拡大につながらないか等が懸念されていると思います。その中でマイナンバー制度は、2015年から住民票を有する人に12桁のマイナンバーを付番し、2016年から希望者に対し顔写真やICチップの入ったマイナンバーカードを交付しております。政府は、なかなかカード効率が上がらないことからマイナポイント2万円分をつけてマイナカードの取得、保険証などへの一体化を進めていますが、新地町の2月末のマイナンバーカード交付率は、駆け込み交付もあり59パーセントになったと聞いております。保険証と一体化したマイナンバーカードは、医療機関にかかる場合に被保険者の資格をオンラインで確認することが義務づけられます。医療機関側がネットワークの未整備でカード確認できないことや確認システムが高額なため導入できずに閉院する医療機関も出かねない問題もあり、カードを持たない被保険者には資格確認書を発行して保険診療を受けられるようにするとしているわけですが、資格確認書に記載されるのは健康保険証と同様氏名、生年月日、被保険者番号などであることから健康保険証を廃止する意味はありません。20日の衆議院予算委員会分科会で加藤勝信厚生労働大臣が答弁で来年秋に全ての被保険者を対象に発行してきた保険証は廃止を目指す、カードを取得しない人々などに必要な措置は確保していくと述べております。カードを持たない方々のためにも紙保険証発行を継続すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、個人情報保護の徹底についてお伺いをいたします。経済産業省は、16日、北海道電力、東北電力など電力大手7社の社員が再生可能エネルギーの固定買取制度、FITに認定された発電事業者の情報を不正に閲覧していた疑いが判明したと発表しました。これで不正閲覧の疑いは、電力

10社全てに拡大しました。特に関西電力は、昨年12月までの約3年間で家庭向け契約の顧客情報を15万3,095件が不正に閲覧されていたと発表をいたしました。現在のIT社会では、国家や企業等に集積された個人のデータが本人の知らないところでやり取りされ、プロファイリングやスコアリングされ、本人に不利益な扱いをされる懸念があります。2019年、リクルートキャリア社が学生向け就職情報冊子「リクナビ」を利用する学生の閲覧、履歴等をAIで分析し、内定を辞退する可能性を5段階のスコアにして採用企業に販売していた事件が発覚しました。アマゾンでは、AIを用いた人事採用システムが過去の傾向等から女性求職者に不利な評価を行うといった差別も発覚しています。このようなプロファイリングやスコアリングが個人の人生に大きな影響を与える事態を引き起こしているわけであり、だからこそデジタル社会が進められようとしている今、個人情報保護のルールを強化する必要があります。個人情報保護法第3条では、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものとされており、プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。個人情報保護の徹底についてご所見をお聞かせください。

次に、情報弱者への対応についてお伺いをいたします。デジタル化が住民サービスの向上を図り、行政手続の迅速、簡便化が図られ、住民の選択肢を増やすことはいいことです。しかし、原則デジタル申請である持続化給付金、家族支援金、文化芸術支援金などでは、支援を受けられない事業者が多数おられます。また、災害時では、電源の確保、情報通信機能の麻痺、自治体のサーバーも水没などが問題となるデジタルよりもアナログ対応が安定的な手段となっております。行政サービスにおいて、使いたい人が使えればいいという自己責任を持ち込むことは許されません。デジタル技術を使える人と使えない人の間で行政サービスに格差、デジタルデバインドがあってはならないことは当然です。住民の多面的なニーズに応えるには、デジタル手続とともに、窓口での相談など対面サービスを拡充し、住民の選択肢を増やすことこそが必要です。また、警察庁が2022年の犯罪情勢統計を公表した中で、刑法犯が前年比5.9パーセント増の60万1,389件と20年ぶりに前年を上回ったとのことであります。特に特殊詐欺やサイバー攻撃、児童虐待も増えているようで、オレオレ詐欺など特殊詐欺は2年連続で増えており、医療費などの還付に必要な手続と偽ってATMを操作させ犯人側に振り込ませる還付金詐欺が4,679件、被害額は53億7,000万円と最多となったようであります。スマホやパソコンを利用される方々も増えており、こういう被害を防ぐためにもパソコンやスマホの両教室の取組、さらには相談窓口を設け、情報弱者の対応を図っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、情報技術者の育成と教育研修についてお伺いをいたします。政府は、国と自治体の情報と情報システムの共同化、集約を25年度、令和7年度までに主要17業務を処理する基幹系システムをデジタル庁が示す方針の下で作られた基準に適合し、ガバメントクラウド、これは政府や自治体の事務処理に利用する情報システムについて共通的な基盤、機能を提供する複数のクラウドサービスということですが、これに移行することを目指すとしております。各自治体は、共同化のた

めに新システムへの引っ越しを余儀なくされます。引っ越しには、費用や荷造りが必要となってきますが、国庫補助の対象となっているのは新しいシステムへの移行分だけです。自治体の負担も大きいと言わざるを得ません。また、ガバメントクラウドは、国の各省庁、全国の自治体にとどまらず、独立行政法人、準公共分野、これは医療、教育、防災等の情報システムについても利用を検討しているようです。このような壮大なシステム構築が可能なのか疑問がありますが、巨大なシステムになればなるほど情報漏えいの懸念があります。集積した情報は攻撃されやすく、1度漏れた情報は取り返しがつきません。国会の参考人でさえシステムが大きくなれば業務の再委託がどんどん増えていくと指摘し、危険性を告発しています。情報システムの共同化、集約では、国と自治体の在り方を大きく変え、地方自治の多様性をなくし、自治体の自立性を失わせるおそれがあります。住民の福祉の増進を図ることを基本とした地方自治体の住民自治、団体自治のためにも国や業者任せでなく自ら判断できる情報技術者の育成が必要だと思えます。また、端末を扱う職員への教育、研修も必要かと思われそうですが、ご所見をお聞かせください。

大きな質問の2つ目は、安心・安全な子育てについてであります。安全であるべき保育所での子どもへの虐待や不適切な保育などが各地で発覚し、保護者や保育士など関係者に衝撃を与えました。通園バスに置き去りにされた子どもが亡くなる事故も起きました。それぞれのケースで原因究明と責任の明確化、再発防止策を取ることは言うまでもありません。同時に背景として、慢性的な保育士不足による環境の疲弊を指摘し、その打開を求める声が相次いでいます。現在の国の保育士配置基準が定められたのは、1、2歳児が56年前、4、5歳児は何と75年前となっております。今の時代に合わない配置基準であり、保育の長時間化などで仕事量も増える中、56年前、75年前の基準の見直しが求められているわけであります。国は、保育士1人が見る子どもの人数を配置基準として定めております。零歳児3人、1、2歳児6人、3歳児20人、4、5歳児30人です。イギリスでは、3、4歳児は8人、ドイツベルリンでは3歳児以上10人が1人で見るとされているようです。1人の保育士が見る子どもの人数が多くなるほど目や手が行き届きにくく安全が脅かされます。全国の施設内で骨折を含む重大事故が近年急増していることも配置基準の低さと無関係とは言えません。愛知県の保育士や保護者らで作る子どもたちにもう一人保育士を実行委員会が昨年実施した保育施設職員アンケート、2,648人が回答しておりますが、災害時に子どもの命と安全を守れないと答えたのが84パーセントに及び、火災や地震が起きたときに零歳児3人を1人で抱えて避難できるであろうかという不安の声が出されたようであります。全国知事会でも要望を上げているようですが、町としても国に求めるとともに、配置基準の改善について取り組んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、保育士の処遇改善についてお尋ねをいたします。毎年のように町では保育士を採用しておるわけですが、辞職者も多いと聞いております。寿退職もあるようですが、まずは継続して勤務しやすい環境づくり、離職対策が重要だと思えます。令和2年にまとめられた国の保育の現場、

職場の魅力向上検討会の報告書によれば、職場の人間関係や給料が安い、仕事量が多い、労働時間が長い等が主な離職理由となっており、その対策としては安定的な保育体制の確保、処遇改善等による業務に見合った給与水準の確保、ICT化の推進による業務の効率化等が必要と言われております。保育現場では、今後出てくるであろうICT化であるとか保育要録、園児要録、個別の保育日誌など保育記録の作成のほか、この十何年間の事件、事故が起きるたびに様々なマニュアルの見直しの強化などが行われ、いわゆる危機管理業務が増加していると思われまます。コロナもあり、新地町でも保育士の業務負担が増えているのではないのでしょうか。処遇改善についてどのようにお考えなのかご所見をお聞かせください。

次に、待機児童対策についてお伺いをいたします。保育所は、コロナ禍の中で社会的インフラを続けるため開所を続け、保育が果たしている社会的役割が改めて浮き彫りになりました。保育所は、マスクの着用の難しい子どもたちが多く、密が避けられない状況です。保育士たちは、感染対策と子どもの発達をどう両立させるか、行事や仕事内容の見直しなど様々な努力をされてきたと思えます。しかし、昨年の夏以来これまで感染しにくいと言われていた子どもたちの感染が急拡大し、休園や登園自粛が求められ、働くお父さん、お母さんにも働きに出られない、有給休暇がなくなる、収入が大きく減るなど大きな影響が出たわけでございます。まさにコロナ禍で公立保育所は、地域のセーフティーネットの要として欠かせない役割を發揮しているということが証明されたわけでありまます。国全体の待機児童数は厚労省発表で2,944人、対前年比2,690人減ったとのことでありまます。コロナ禍による利用控えや育休を取得する保護者の傾向が背景にあると思われまます。認可保育所に入りたかったが入れなかったといういわゆる隠れ待機児童が7万2,547人といまだ待機児童問題は深刻であります。待機児童問題についてのご所見をお聞かせください。

最後に、「異次元の少子化対策」への取組についてお伺いをいたします。岸田総理大臣は、施政方針演説で将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を6月の骨太方針までに示すと打ち上げていまます。しかし、中身ははっきりしません。将来とはいつか、倍増する子ども予算とは何か全く明らかになっておりまません。子どもの状況は深刻です。子どもの貧困は約7人に1人、独り親世帯の半分が貧困状態。21年度では、虐待の相談件数は20.7万件、不登校は24万件、これは対前年比4万8,000件の増、いじめ認知件数は61万件、対前年比9.8万件の増であります。また、先般公表された自殺者の状況を見ますと、若者、女性を中心に増えているようございまます。4月からこども家庭庁が創設されるわけでありまます。この国の動きに対する町の取組について伺いたいと思いまます。

以上です。

○遠藤 満議長 お昼でいいですか、井上議員、答弁あとじっくりいただくようにして。

これで昼食のために休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

答弁を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、マイナンバーカード一体型の中での紙保険証継続についてですが、令和3年10月20日から一部の医療機関や薬局でマイナンバーカードも健康保険証として使用できるようになりました。そのような中で厚生労働省は、令和4年12月21日に開催した中央社会保障医療協議会で令和5年4月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用の原則義務化についてシステム整備が間に合わなかった医療機関に令和5年9月までの経過措置を設け、完了を目指すとしております。また、本年3月7日に令和6年秋に従来の保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化するための行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定し、第211回国会に提出されました。この閣議決定によるマイナンバーカードと健康保険証の一本化については、今後発行される保険証は令和6年秋を廃止日とした設定で検討しており、健康保険証廃止後1年間、令和7年秋頃までを有効とみなす経過措置を設けるとしております。マイナンバーカードは、利用者の申請に基づき交付されるものであり、カードを持たない、手元にマイナンバーカードがない状態で保険診療を受ける必要がある場合など、マイナンバーカードを取得しない人が保険証廃止後も保険診療を受けられるようにする方法として、本人の申請に基づき資格確認書を発行するとしております。今後関係省庁で制度設計を検討しながら進めていくとしており、町としては国・県の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、正確な情報を町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、個人情報保護の徹底については、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立、個人情報保護に関する国際的な制度調和と成長戦略との整合などから、国においてはこれまで個別に民間事業者に対しては個人情報の保護に関する法律、国の機関においては行政機関の個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等では独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律、地方関係ではそれぞれの地方公共団体が個人情報保護条例を定め個人情報を扱っていましたが、今般の法改正により関係する法律等が統合され、新たな個人情報の保護に関する法律として、地方関係については令和5年4月1日から施行されることとなっております。これに伴い、当町においても本定例会で新地町個人情報の保護に関する法律施行条例、新地町情報公開・個人情報保護審査会条例、新地町情報公開条例の一部を改正する条例など関係する条例の制定等について提案しているところであります。今回の制度改正により、個人情報の取扱いについて、全国共通の

ルールとなり、具体的には個人情報ファイル簿の作成・公表が義務づけられたことなど、個人情報の保護・活用について厳格化が図られております。詳細な取扱いは、法の趣旨にのっとり関係する規則や規程等で定めましたので、施行に当たって先月には職員研修会を実施し、新制度の趣旨、業務に当たっての注意点など、改正内容の周知・徹底を図ったところであります。今後も個人情報の取扱いには慎重を期すとともに、情報システムについても全職員に情報資産の扱いを浸透・定着させるよう強化してまいります。

3点目の情報弱者への対応について（サイバー攻撃、特殊詐欺、パソコン・スマホ等教室、相談窓口など）ですが、スマートフォンやタブレット端末等の普及に伴い、消費生活の在り方も大きく変化しています。消費者による情報の入手及び発信、商品取引やサービス利用の過程において、消費生活のデジタル化が進んでいます。消費者にとって便利で質の高い消費生活を実現することができるという恩恵がある一方で、情報弱者につけ込んだ悪質商法の存在、取引の多様化・複雑化、そして匿名取引の増加に伴うトラブル発生時の解決の困難さなどメディア等で報道されています。町では、ネット取引を含めた消費生活におけるトラブルを未然に防ぐため、新地町消費生活新聞を発行し、注意喚起を行っております。また、小中学校においても、児童生徒の情報モラル教育として、ネットトラブル防止教室やSNSの上手な使い方など事業を実施し、児童生徒の望ましいネット社会を生きる力を育むよう指導しているところであります。トラブルに遭った場合は、状況を伺いながら県の消費生活センターや町が福島県弁護士協会相馬支部に委託し、月に1度開設している無料法律相談所へつないでおります。消費生活のデジタル化に伴うトラブルが未然に防げるよう注意喚起などの情報提供をしてまいります。

次に、情報技術者の育成と教育研修については、社会のデジタル化の進展や国のデジタル化推進が加速する中で、当町においても柔軟かつ迅速な対応が必要となってきました。業務改善や行政サービス向上のためのデジタル化は、全庁的に取り組む新しい課題として捉えておりますので、自治体DX推進計画などを策定して当町のデジタル化の目指すべき姿や基本的な考え方を示した上で、具体の方策や重点的な施策の推進を図ってまいりたいと思います。そのためには、専門の知識や経験を備えた職員が必要となってきますが、当町のような小規模自治体において即戦力の職員の確保は容易ではありませんので、長期的な視点に立って採用・育成を検討してまいりたいと思います。また、国や県においては、DXに係る人材派遣制度などの支援策もありますので、必要に応じて検討したいと思います。さらに、職員研修についても、各種研修会への参加や外部講師による定期的な研修会なども検討したいと考えておりますので、様々な制度を活用してデジタル化に対応した人材育成に取り組んでまいります。

次に、安心・安全な子育てについての1点目、保育士配置基準の改善についてですが、保育士等の人員配置は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、保育士1人が見る子どもの数は、ゼロ歳児3人、1・2歳児が6人、3歳児が20人、4・5歳児が30人となっております。町で

は、この基準を原則に保育所各クラスの保育士配置を行っておりますが、保育する子どもたちの中には発達過程の状況によっては集団による生活が難しい場合もあり、加配保育士等の配置も行っております。保育士配置基準の改善として、配置すべき人員を増やすことは慢性的な保育士不足の中必要な保育士が確保できない可能性があり、待機児童の増加が見込まれます。国の動向に注視し、制度改正があれば対応してまいりたいと思います。

2点目の保育士の処遇改善についてですが、町立保育所の保育士は、会計年度任用職員を含め新地町職員であり、給与は条例、規則等に基づき支給されております。給与表は、職種別に規程されているものではなく、保育士のみを対象とした改正は考えておりません。

3点目の待機児童問題の取組についてですが、町内保育所における待機児童数は毎年4月1日基準で行われる国の待機児童数調査では、令和2年度の5人だったほかはない状況です。しかしながら、核家族化、共働き世帯の増加により、3歳未満児の入所申込みは増加傾向にあります。保育士配置基準にあるとおり、3歳未満児に対する保育士の配置が多く必要となることから、入所希望に沿えない場合もあります。希望する保育所に空きがなく、受入れ可能な保育所を案内しますが、保護者から断られる場合が多くあります。現在は、育児休業制度が広く認知され、企業等では育児休業の導入も増えています。乳児期は、可能な限り親による育児が理想と考えますが、保育所を利用したい保護者からの事前相談等を踏まえながら待機児童が出ないように町広報紙やハローワークを通じて募集したり、保育士資格を持ちながら職に就かない潜在保育士の掘り起こしをするよう情報を集めるなど保育士確保に努めてまいります。

4点目の異次元の少子化対策への取組についてですが、岸田総理大臣が1月の施政方針演説の中で年齢・性別を問わず、皆が参加する従来とは次元の異なる少子化対策を実現したいと決意を述べられ、先月20日に開催された第3回こども政策の強化に関する関係府省会議では、現在小倉大臣（子ども政策担当大臣）の下で整理をし、たたき台を作る作業をしています。それを基に6月を一つの目標とし、次元の違う子育て政策として個々の政策メニューも用意すると述べられています。子ども政策をさらに強力に進めていくため、常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向け、来月4月にはこども家庭庁が創設されます。今後の国の動向に注視し、具体的内容が示された後、町としてどのように取り組めるか検討し、少子化対策に努めてまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、再質問をします。

最初に、情報関係でございます。質問に先立ちましてある方から、お年寄りの方でしたけれども、マイナンバーカード2月末らしいのだけれども、保険証がなくなると困るから作ったほうがいいのだろうか、どうしたらいいのだろうかみたいな話があって、しかし情報というのは絶対漏れないのだ

ろうかなどという話いただきました。我々原発事故を経験していますから、100パーセント絶対ないと、情報が漏れる可能性はあります。それでも2万円というポイントがつくので、それはあなたの判断ですよという話をして、彼女はやったそうですが、問題はマイナンバーカードと保険証の一元化の中で、やっぱり今までの町民の方々、先ほども2月末で6割近い取得率ですけれども、4割の方々やっていないわけなのです。そういった方々が病院に行くのに右往左往するということにならないように対応というのが求められてくるのだろーうと思っています。答弁の中で医療機関が国の支援も受けて3月頃までに全部システムを直すようなお話がありましたけれども、町内、相馬、南相馬、宮城病院、あとは新地で行くとすれば中核病院ぐらいですか。この辺の全ての医療機関がそこまでシステムが全部使えるようになるのかどうなのか、その見通しについて分かっているとお聞かせください。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 ただいまの各医療機関がシステム対応に対してどうなのかという質問でございますけれども、その辺の状況に関しては町といたしましては把握していないのが実情であります。ただ、国においても医療機関におきまして本年の9月までに完了を目指すとした経過措置もあります。ただ、9月までどうなのかという部分もあるかと思っておりますけれども、国の施策関係等でありますので、その辺は何らかの補助であるとかシステムの派遣応援であるとかそういった部分に関して医療機関に支援を行って進めていくのではないかと町では判断しております。

以上であります。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 問題は、国のいろんな変更の中で町民が今までと同じように対応できるかというのが一つのポイントだと思うのです。資格確認書持って行ってオンラインでまず確認するのです、医療機関の窓口で。それから診察することになるのですが、先ほども若干お話ししましたけれども、不具合があったと、そこでずっとちょっと時間がかかってしまっているというようなことになりはしないかというのを一番危惧しているわけです。しかも、そういったところに行く方々は、高齢者の方々も多いのだろーうと思っておりますから、その辺のやっぱり今までと同じスタイルで便利にカードでぱっぱっぱとやれる人はいいですけれども、そういった方々のための対応というのをよりしっかり意を用いてやってもらいたいと思うのです。この辺の確認というのは、やっぱり町としても今までと同じ対応でやれますよということができかどうか。ここの確認でございます。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 資格確認書の質問かと思えます。この資格確認書の部分に関しては、今国会で提出されておりますけれども、この内容検討の部分におきましては資格確認書の様式に関しては国が定めると。その内容に関しまして、紙ベースでありますので、氏名、生年月日、被保険者等の記号番号、そして被保険者関係等の情報、資格を確認する内容として1割から3割の自己負担を記載

する方向であると。そして、その部分の有効期間というのは1年を限度とするというような内容となっておりますけれども、まだこの部分についても方向性というだけで確定はしていないという部分でありますので、多分具体的な内容に関しましては今後調整されると見込んでおりますし、議員おっしゃられましたとおり、医療費が全額負担となるようなことのないような事態が発生しないような方法の中で国も今検討していると認識しております。さらに、新たな情報関係等がありましたら、町長答弁にも申しましたとおり、町もこの国の動向を注視しながら広く広報関係等の中で町民の皆様にお示しをしていきたいと思っております。

以上であります。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 答弁にもありましたように、来年の秋ぐらいまでは紙保険証が継続してその後そういった資格確認書に移行していくということなのでしょうけれども、今答弁したような中身でしっかり遺漏のないような対応をお願いしたいと思います。

次に行きます。個人情報保護の問題ですけれども、答弁でいろいろ研修とかいろいろやりながらやっていますよという話がありました。そちらに移行するとカードで情報あれするのにマイナポータルとかという政府が加入しているウェブサイトを通してオンライン申請するとかということになるのですが、先般も新聞報道あったように、何かそれが不具合があって60市町村が開けなかったというようなこともあったようです。ですから、こういったことがかなりこういうデジタル関係多いものから、やっぱりそういった中で前段申し上げましたように、個人の人格尊重の下に慎重に取り扱われるものだと、個人情報というのは。ここで大事なことは、やっぱり本人同意が原則だと。どうしてもその情報が確保されて外部に出るような流れもあるやに聞いておりますから、本人の了解なしには外部に提供しないと。何か今交付金受け取りの口座登録制度というのがあって、行政機関が事前通知しておけば一定期間たてば同意なくても流してしまうみたいな話もあるやに聞いておりますから、原則としてはやっぱり本人同意が原則だということで個人情報をしっかり守っていくということが大事だと思いますが、この辺について伺っておきます。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 個人情報の取扱いでございますけれども、我々業務の中で個人情報を取り扱うこれ大前提は、業務で必要なものを最小限集めるとか、それを扱うということでありますので、それは今回今まで各扱う機関によってその辺の定義も含めてばらばらだったというものが今回法改正で全て個人情報の保護に関する法律というようなところで規定をされたということになりますので、我々何かこれによって変わったということよりは、今まで以上にその法の趣旨をしっかりともう一度見詰め直して改めてこの個人情報の取扱いについては慎重を期した上で業務に当たっていくということを改めて確認しているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 総務課長勘違いされていると思うのですが、今度の国の流れというのは、それぞれあったあれを不便だから一本化して便利にするとかというそういうレベルの話ではなくて、行政とか民間とかあれを一本化をしてそのデータを利活用して経済に活かそうという国の戦略なのです。実際それを後からしゃべろうかと思っていましたけれども、どこのサーバー、機械がやるのだということを知れば、大きなシステムになるからアップルとか何かいわゆるG A F Aとかと大きなアメリカの企業あたりぐらいしかないやにも聞いております。しかも、そういったあれが何か随契とか1社入札とかとそんなことばかり動いているものを何か新聞なんかにもよく出ていました。私は、そういった流れの中にある末端自治体あるいは町民としては、やっぱりマイナンバーに個人情報をつづけて、やっぱりそれがきちっと守られるかと、担保できるかというのが一番のポイントなのだと思います。ですから、これをやっぱりあらゆる手を尽くして守り抜くと、地方自治体としては守り抜くのだという基本的スタンスが大事なかなと思うのですが、この辺についてお聞かせください。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 我々の認識もう一度整理をさせていただきたいと思っておりますけれども、国で考えているこの個人情報の取扱い、今議員がおっしゃられたような例えばオープンデータの活用だとか国際的な基準に合わせるとかあるいは産業振興、新たな産業創出につなげるとか、当然こういうことは国で考えていることでありますけれども、我々自治体といたしますと、先ほど申し上げたとおり、我々はその個人情報をどう慎重に扱って情報を漏らさないとか漏えいさせないとか、こういうことが一番と考えておりますので、そこについては国で例えば今の我々の扱っているシステムの中で扱っている情報、これは個別に我々町で構築したシステムで運用しております。当然業者に委託をして専門性の高いものでありますので、こちらと常に連携しながら扱っている状況であります。ただ、今後議員がおっしゃられるとおり、国ではこれを一元化をして、特に行政情報等は今言われている、先ほど議員17業務とおっしゃっていましたが、今具体的には20業務ぐらいあります。これを統一化、標準化するということになっております。これは、今まで先ほど申し上げたとおり、町が個別に今までシステムを作ってそれを運用するというよりは、もう統一したものでいわゆるガバメントクラウドというような内容になりますけれども、こちらで扱う。そこにつなげて各自治体が統一化、標準化の中で扱ってくださいよという内容でありますので、我々はそれに基づいてしっかりとそのセキュリティーをちゃんと確保できるのか。ただ、これの大原則というか一番の大元は、国でそれをどうセキュリティーを守っていくのかということになります。国が言っているのは、このガバメントクラウドに関しては、不正アクセスの防止だとか最新かつ最高レベルの情報セキュリティーが確保できておりますよというようなことを言っております。また、システム開発で統一化が図られるわけでありまして、費用も抑えられますよと、こういうことを

言っておりますので、我々こういう中でどういかに情報を守っていくのかというのをしっかりとそこを管理していくということが大切かと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今課長が答弁するように、国がそういった流れの中でどうしても地方自治体、人も金もなければそれに入っていかなざるを得ないという問題があります。そういった中でもやはり今答弁があったように、しっかりと個人情報を守る、利益を守っていくと、こういった基本的なスタンスで今後取り組んでほしいと思います。

情報弱者の対応について伺いますが、先ほど学校の答弁もありましたけれども、このSNSとかスマホとかパソコンもそうですけれども、メール、これは職員、役場の職員もそうですけれども、メールを開いてくださいみたいなそういったことが私のスマホなんかにもいっぱい入ってきますし、いろいろ入ってくるわけです。このいろんな特殊詐欺、オレオレ詐欺、いろんな関係で見えますと、例えば総務省防災対策直ちに開いてくださいみたいなメールが入ってくると。すると、ぱっと開いてウイルスに入ってしまうみたいなものもありますし、学校とかSNSなんかでも変にメールを開くとどんどん犯罪に染まっていってしまうみたいな、被害に遭ってしまうみたいなことも今までさんざん言われてきています。ただ、私がここで不思議に思うのは、先ほど警察庁の話もありましたけれども、これだけオレオレ詐欺とか被害があるから注意してくださいよと言われている中であっても被害が増えてきていると。この背景は一体何なのだろうと思うわけです。それは、やっぱり情報弱者といいますか、私も弱者かもしれません。そういった専門家があの手この手で我々にコンタクトしてくると。こういったことに対してしっかり防御するような教育、研修、教室、こういったことが大事だと思うのです。この辺についてお聞かせください。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

こういった詐欺とかネット上のトラブルにつきましては、いたちごっこのような形で常に新手のことが来まして、なかなか追いつくところに行かないところが現状だと思います。そうした中で、こちらとしてできるものは、やはり事前の予防とか注意喚起等、万一被害やトラブルに遭ってしまった場合につきましては、その部分の対処、それは消費生活センターであったり、もしくは悪質であれば警察につないだり、さらには町で開催している無料法律相談所に話をつなぐなどして対応してまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 こういったことがこれから出てきますので、しっかり何とか新聞とかと、さっき消費生活新聞と言ったの、何かこんなのでやりますとか広報とか教室とか研修会、生涯学習も含

めて取り組んでほしいと思います。情報技術の育成で言いたいのは、やっぱり人を育てるといことだと思えます。専門家を雇えませんから育てて育成する。しかも、役場人事異動ありますから、全体の職員が一定程度のその情報の質というのですか、そこら辺を高められるようなやっぱり取組、これをぜひお願いしておきたいと思えます。

もう一つは、やっぱり人は間違いを犯すという前提で対策を取ってほしい。例えば先ほどメールを開いてしまったとかという話もありますけれども、認証、指紋認証とか虹彩認証とかいろんな認証制度ありますけれども、ダブルチェック、トリプルチェックなんかやりながらもやっぱりサイバー攻撃なんかやられればなってしまう。あるいはヒューマンエラーというのですか、そういった攻撃してくるのが今の状況でありますから、病院とか大阪でもいっぱいやられています。そういったことで、その辺のしっかり意を用いながら対応取っていただければと思えます。

保育の話に行きます。今回保育の問題やろうと思ったのは、ある保母さんとか定年になった方ですけれども、いろんな事件があって保育士に対する批判の目がどんどん向けられて、私ら一生懸命やっていたのにうんとつらいのだという話がありました。そういった中で、いろいろ私も調べていったら、保育士の配置基準という問題があって、先ほどもお話ししましたが、56年前とか75年前の基準なのです。新地町でも基本的には基準は踏襲してやられているという話でしたが、加配でいくらか慣らしているという話もありましたけれども、やはり大事なことは一人ひとりが見る数が多ければ多いほど安全、安心が担保されるのです。今見当たりませんが、保育所の福田の保育所、いろいろ今新地の保育所なんかで150人体制のあれがありましたけれども、福田なんか1人で20人見ているとか15人見ているとかという何かありましたね。やっぱり2人体制で見れるような独自の改善と申しましょうか、そういったことがやっぱり大事なのかなと思えます。というのは、よく子ども見ていればトイレに行きたくても1人だとなかなか行けないみたいなのもあって我慢しているといった話がよく保育業界ではあるというような話があるそうです。やっぱりそういったことも含めて複数で見れるような対応といたしまししょうか、それは会計年度職員を充ててもいいだろうし、先ほどの加配の形を充ててもいいだろうし、こういったことの対応方を考えてほしいと思えますが、いかがですか。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 質問にお答えします。

先ほど町長答弁にありましてとおり、慢性的な保育士不足がある中で、なかなか国の基準改正もなく、町が基準を変えてというのなかなか難しいところがあります。国では、その基準を今変えようとして3歳児であったり4、5歳児の分につきましては検討しているということは聞いています。制度改正等あった場合は対応してまいりたいと思えますが、現時点の基準、例えば4、5歳児も1人で30人と言いましたけれども、状況を見て、クラスを円滑に運営するために保育補助というのを充てております。決してトイレに行きたくても行けないとか、なかなかそういったような厳し

い状況にはなく、少ない保育士の中ではありますが、うまく保育運営していただいていると思います。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 先ほどなるべく離職しないような環境づくりということで、今加配とかいろいろなフリーの保母さんというのですか、そういったことの対応でそういったことを回してきてもらっていると思います。ただ、今答弁あったように保育士が足りないと。前もお話したかもしれませんが、退職組の人に働いてもらえないのかという声かけなんかもやられているとは思いますが、やっぱり保育現場って結構厳しいものだから、60過ぎるとなかなか大変だと。4、5歳児なんかだととても体がもちませんみたいな話聞きました。それだけ激務なのだろうと思います。あわせてコロナ禍でもありましたし、そういった意味では非常に大変な問題なのです。相馬なんかでは、何年前かに保育所に何か奨学金出して、そこの保育所に入れば、何年間か勤めればあれでいいですよみたいな新聞報道もありましたけれども、やっぱりあらゆる手を使ってやっぱり保育士の確保というものをやると同時に、やっぱり今勤められている保母さん、寿退社はしようがないけれども、やっぱりいろんなことの仕事が大変だということで辞めることのないような環境改善、これをやはりぜひ取り組んでほしいと思います。

待機児童問題併せて話しますけれども、やっぱり基本はマンパワーですから、働きやすい職場環境づくり、これをぜひ取り組んでほしいという決意を聞いて終わりたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 今後も適正な配置の下、保育運営ができるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時12分 散会

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和5年第1回新地町議会定例会

議事日程（第4号）

令和5年3月17日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度新地町一般会計補正予算(第7号))
- 第 2 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算(第3号))
- 第 3 議案第 4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 5号 新地町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 5 議案第 6号 新地町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 6 議案第 1号 新地町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 7号 新地町農業後継者研修センター設置条例を廃止する条例について
- 第 8 議案第 8号 新地町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第10号 新地町公の施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第11号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第12号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第13号 新地町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第14号 新地町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第15号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第16号 新地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第17号 新地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

- 第18 議案第18号 新地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第19号 新地町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第20号 新地町海釣り公園条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第21号 新地町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第22号 新地町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第23号 新地町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第25 議案第25号 菅ノ沢ため池災害復旧工事請負変更契約について
- 第26 議案第26号 財産の取得（車両一体型給水タンク購入契約）について
- 第27 議案第27号 令和4年度新地町一般会計補正予算（第8号）について
- 第28 議案第28号 令和4年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第29 議案第29号 令和4年度新地町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第30 議案第30号 令和4年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第31 議案第31号 令和4年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第32 議案第32号 令和4年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第33 議案第33号 令和4年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第34 議案第34号 令和5年度新地町一般会計予算について
- 第35 議案第35号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計予算について
- 第36 議案第36号 令和5年度新地町介護保険特別会計予算について
- 第37 議案第37号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第38 議案第38号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計予算について
- 第39 議案第39号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第40 議案第40号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について
- 第41 陳情審査委員長報告
- 第42 意見書（案）について
- 第43 議発第2号 新地町議会活性化特別委員会の設置について
- 第44 閉会中の継続審査の申し出
- 第45 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	佐藤	茂文
町民課長	大堀	勝文
農林水産課長 兼農務局長	岡田	健一
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	木幡	邦枝

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	千葉	奈菜
書記	岡田	義仁

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎議事日程の報告

- 遠藤 満議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
-

◎議案第2号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第1、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度新地町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第2号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度新地町一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第2、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第3号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 専決処分承認を求めることについて（令和4年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号））は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第3、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第4号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第4、議案第5号 新地町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第5号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 新地町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第6号 新地町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第6号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 新地町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第6、議案第1号 新地町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に説明を求めます。

吉田博議会運営委員会委員長。

〔吉田 博議会運営委員会委員長登壇〕

○吉田 博議会運営委員会委員長

議案第1号

新地町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和5年3月17日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会運営委員会委員長 吉田 博

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（平成3年法律第37号）の施行により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、議会は同法の適用除外となるため、議会における個人情報の保護に関する条例を制定する必要があるため。

以上であります。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから議発第1号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議発第1号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議発第1号 新地町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第7、議案第7号 新地町農業後継者研修センター設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第7号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 新地町農業後継者研修センター設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第8号 新地町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第8号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 新地町情報公開条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第9号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第10号 新地町公の施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第10号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 新地町公の施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第11、議案第11号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第11号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第12、議案第12号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第12号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第13、議案第13号 新地町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第13号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 新地町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第14、議案第14号 新地町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを

議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第14号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 新地町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第15、議案第15号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第15号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第16、議案第16号 新地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これにて討論を終わります。

これから議案第16号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 新地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第17、議案第17号 新地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これにて討論を終わります。

これから議案第17号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 新地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第18、議案第18号 新地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指

定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第18号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 新地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第19、議案第19号 新地町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第19号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 新地町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第20、議案第20号 新地町海釣り公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第20号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 新地町海釣り公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第21、議案第21号 新地町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第21号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 新地町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第22、議案第22号 新地町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題

とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第22号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 新地町町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第23、議案第23号 新地町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 ドッグランの利用についてお伺いいたします。利用帯については午前3時間、午後3時間の利用指定となっておりますが、それぞれ300円の料金となっております。午前、午後に分けるのではなくて、一律1時間100円とすべきものと思います。例えばこの制度を利用した場合、12時半に利用して入れて1時半に退出するという場合、たった1時間で午前の300円、午後からの300円プラスになって、合計たった1時間で600円というような料金体制になるのではないかと思います。これではあまりにも不公平ではないかと思いますので、その辺についてお考えをお伺いしたいと。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思っております。

ご指摘のように、今回のドッグランの料金設定につきましては、午前と午後ということで分けさせていただきました。利用者の方によっては不便さといえますか、その不公平感を感じる方もいらっしゃるかとは思いますが、当公園につきましては、初めてのいろいろ施設が、パンプトラックとか、オートキャンプとか、常設の施設が大分あります。今回のドッグランも、町としては初めての施設ということもあります。令和元年12月に当公園はオープンさせていただきましたが、そ

れ以降利用者のいろいろなご意見をアンケート等で聞きながら運営してきた経緯もございますので、今の議員のご指摘の件につきましても、利用者からのご意見を聞きながら今後の公園運営に役立てていければなと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 今答弁をいただきました。課長の言うとおりに、やっぱり初めてのドッグラン施設というようなことで、これからもいろいろ検討すべきなことがあると思っておりますので、利用者に寄り添った方向で検討していただければいいなと思っております。よろしく申し上げます。

○遠藤 満議長 そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第23号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 新地町都市公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第24、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

岡崎利光副町長及び泉田晴平総務課長の退席をお願いします。

〔岡崎利光副町長、泉田晴平総務課長兼会計管理者退場〕

○遠藤 満議長 これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 公の施設の指定管理ということで、全協でも議論になりました。改めて、本会議ですので、質問させていただきます。指定管理の公募をしてエネルギーセンター1社だけの応募だったのかなと思っておりますけれども、管理者のこの指定の中も今までずっとエネルギーセンターでやってきたわけですから、異論があるわけではありませんが、190ページのいわゆる収支計画、これが担当課の説明によりますと、物価高とか、いろんな数字確定しないので、同じ数字を並べたという話がありましたけれども、基本的には今後の計画、現状で推移するならばこういう形だと。ほか

には、スマートアグリが入ればこうなる。スマートアグリが2社入れば、これだけの黒字になる予定だと。この辺の正確な数字の計画というものを指定管理者、さらには企画なんかと連携をしながらしっかり示していただきたいと思います。そうでなければ、今後の展望、情勢というのが分かりませんから、この辺の問題についてお考えをお聞かせください。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

委員会でもご説明したとおり、この収支の予定、毎年定額ということ、同じ額で提出されておりました。先の予測が難しいということで、結局こういった形で提出されておりますけれども、可能な限り今後の予測をした上で収支計画を作成して町に提出されるようにスマートエナジー社には求めているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 そういったことできっちりこの計画をやってもらうと同時に、やっぱりスマートアグリが出店しなければ、このエネルギーセンターの経営もままならないわけですから、役員、関連会社何社でしたかありましたよね。この辺のノウハウ、知力を結集して誘致活動、これは町だけでやる問題ではなくて、その関連会社、役員関係も含めて取り組むというような基本的なスタンスが大事なかなと思いますが、この辺についてもお願いしたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

スマートアグリ誘致につきましては、ただいま2社ほどやり取りをさせていただいている事業者がございます。やり取りしている中で、今後の収支の予算とか、事業の企画とかという部分で一緒に出資しております12事業者、主に運用部と連携を取りながらやっております。今後も、そういった部分では新地スマートエナジー社のその出資企業と連携して誘致していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第24号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

岡崎利光副町長及び泉田晴平総務課長の出席を求めます。

〔岡崎利光副町長、泉田晴平総務課長兼会計管理者入場〕

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第25、議案第25号 菅ノ沢ため池災害復旧工事請負変更契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第25号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 菅ノ沢ため池災害復旧工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第26、議案第26号 財産の取得（車両一体型給水タンク購入契約）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第26号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 財産の取得（車両一体型給水タンク購入契約）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第27、議案第27号 令和4年度新地町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 一般会計補正予算（第8号）でございます。51億円の当初が1億3,000万円、89億円まで膨らんだ最終決算の予算になるようでございますけれども、この中でいろいろ減額関係もありますが、特に大きいのが農業関係の放射能のやつですね、放射能のやつ。除染廃棄物の処理事業が大きい部分を占めていますけれども、ご案内のように長年保管していて、今回4年度やるのが今度5年度に持ち込んでやるということのようですけれども、大事なことはやっぱりこれで処理すればそれで終わりだということではなくて、いわゆるこの風評被害というのですか、こういったことがきちんとないような対応方もひとつ大事なのかなと思います。

特に処理水なんかは放置されるものですから、3月5日の福島民報の一面トップにこの風評被害がなくならないというあれの結果が93パーセントも出ていると。農業振興費関係が歳出でもいろいろ出ているわけですけれども、担い手づくりでも農業次世代、あるいは機構集積云々かんぬんでもこの風評被害一掃しなければ、それぞれが生きてこないという感じに思っております。特にこの酪農家なんかは、今大変な深刻な状況で、市場が倍になっていると。やればやるほど赤字になるというような状況もありますから、前にもちょっとお話ししましたが、しっかりこの借地代というのを担保して、寄り添って対応してもらおうということも含めて、これをあれしてから次の経営にきちんと移行できるように、この風評被害の対策というものを現状までいろいろやられているとは思いますが、新年度に向けて、そしてまたこの補正予算の予算を消化する中でどのように対応されるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えします。

まず、農業経営、汚染廃棄物の処理事業の減額であります。こちらにつきましても、畜産農家の方と連携しまして、町でできる部分という部分もありまして、実際このような形で畜産農家の負担軽減ということで、一部町でも協力して事業を実施しているという部分でもございます。

風評被害の部分であります。やはりこういった処分すべきものが町にあるという部分をなくしまして、畜産農家の負担の軽減も図っていくという部分も一部ありますし、また情報発信の部分でいろいろな農産物のPR、また畜産のものも今後いろいろな形でいろいろなところに出向く形でそういった風評払拭の活動も今年度も様々実施しておりますが、継続した形で実施していきまして、風評被害払拭という部分に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第27号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和4年度新地町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第28、議案第28号 令和4年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第28号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和4年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

は、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第29、議案第29号 令和4年度新地町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第29号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 令和4年度新地町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第30、議案第30号 令和4年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第30号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 令和4年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第31、議案第31号 令和4年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第31号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 令和4年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第32、議案第32号 令和4年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第32号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 令和4年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第33、議案第33号 令和4年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第33号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 令和4年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号～議案第40号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第34、議案第34号 令和5年度新地町一般会計予算について、日程第35、議案第35号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計予算について、日程第36、議案第36号 令和5年度新地町介護保険特別会計予算について、日程第37、議案第37号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第38、議案第38号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計予算について、日程第39、議案第39号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について及び日程第40、議案第40号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算についての7件を一括議題とします。

議案第34号から議案第40号までの令和5年度予算7件について予算審査特別委員会委員長に報告を求めます。

三宅信幸予算審査特別委員会委員長。

〔三宅信幸予算審査特別委員会委員長登壇〕

- 三宅信幸予算審査特別委員会委員長 ご報告申し上げます。

令和5年3月17日

新地町議会議長 遠藤 満 様

予算審査特別委員会委員長 三宅 信 幸

令和5年度新地町一般会計及び特別会計予算審査報告書

- 議案第34号 令和5年度新地町一般会計予算について
- 議案第35号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第36号 令和5年度新地町介護保険特別会計予算について
- 議案第37号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第38号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第39号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第40号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について

本特別委員会に付託された上記議案は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

○意見内容

令和5年度予算は、町の将来の展望と方向性を示す「第6次新地町総合計画」及び国の「第2期復興・創生期間」3年目となる重要な予算であると共に、東日本大震災から12年が過ぎ、復興事業の進捗等により、町本来の通常予算に戻りつつある中で、発電所等の税収によって不交付団体3年目の予算となっている。

一般会計予算は、55億7,700万円に対前年度比4億6,900万円の増となっている。更に前年度からの繰越明許は9件で13億9,212万円であり、執行すべき予算総額は、69億6,912万円である。

これまで復旧、復興を最優先に掲げて対応してきたところであるが、新地駅周辺整備事業により整備された新たな公共施設を活用し交流人口の拡大を目指すと共に、各施設の適正な管理運営と、将来の町づくりの創造及び迅速かつ適正な事業執行、行財政の円滑な運営を図り、減少傾向にある新型コロナウイルス感染症への対応や町民生活に寄り添った支援に努力されたい。

1 令和5年度新地町一般会計予算について

歳入について

- ・不交付団体の中で補助事業や新たな事業、制度の情報収集に努め、更なる財源の確保を図られたい。

歳出について

- ・職員の健康管理に十分努められたい。
- ・多くの町民が望んでいるスーパーマーケットの誘致やスマートアグリ事業を進め、賑わいづくりなど新地駅周辺整備事業の目標達成に努力されたい。
- ・町民に寄り添った公共交通を早急に実現されたい。
- ・基幹産業の農・漁業振興を基本に、将来を見据えた取り組みをされたい。
- ・コンビニ交付システム構築事業や高齢者見守り事業など新規事業を計画的に取り組みされたい。

- 2 令和5年度新地町国民健康保険特別会計予算について
 - ・予防医療の充実を図り、国保税の更なる軽減に努められたい。
- 3 令和5年度新地町介護保険特別会計予算及び令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
 - ・高齢者の状況を考慮して負担軽減を図られたい。
- 4 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計予算及び令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について
 - ・企業会計移行に向けた対応に万全を期されたい。
 - ・接続率の向上と既存施設の長寿命化につながる維持管理体制に努められたい。
 - ・震災復旧事業の早期完了に努められたい。
- 5 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について
 - ・特に意見を付する事項がない。

以上です。

○遠藤 満議長 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

議案第34号から議案第40号までの7件について採決します。

予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。議案第34号から議案第40号までの7件は、予算審査特別委員会委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 令和5年度新地町一般会計予算について、議案第35号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計予算について、議案第36号 令和5年度新地町介護保険特別会計予算について、議案第37号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第38号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計予算について、議案第39号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について及び議案第40号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を取りたいと思います。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

- 遠藤 満議長 再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

◎陳情審査委員長報告

- 遠藤 満議長 日程第41、陳情審査委員長報告を議題とします。
初めに、令和5年陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書について、審査結果の報告を求めます。

水戸洋一総務文教常任委員会委員長。

〔水戸洋一総務文教常任委員会委員長登壇〕

- 水戸洋一総務文教常任委員会委員長 ご報告申し上げます。

令和5年3月17日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水戸洋一

陳情審査報告書

本委員会は、令和5年3月6日に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

記、受理番号、令和5年陳情第3号。件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書。審査結果、採択であります。意見、意見書として関係機関に送付すべきであります。

以上、ご報告申し上げます。

- 遠藤 満議長 委員長の報告が終わりました。
これから委員長報告に対する質疑を行います。
〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。
これから令和5年陳情第3号についてを採決します。
この陳情に対する委員長報告は採択です。
お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和5年陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第42、意見書（案）についてを議題とします。

意見書（案）第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について、提出者に説明を求めます。

水戸洋一総務文教常任委員会委員長。

〔水戸洋一総務文教常任委員会委員長登壇〕

○水戸洋一総務文教常任委員会委員長

意見書（案）第1号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和5年3月17日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会議員 水戸 洋一

賛成者 新地町議会議員 吉田 博

” 新地町議会議員 菊地 正文

” 新地町議会議員 齋藤 充明

” 新地町議会議員 寺島 博文

意見書（案）第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

以下、一部抜粋して読み上げます。

1 福島県最低賃金は、早期に1,000円を目指した引き上げを行うこと。

特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、政府の「骨太の方針2022」で、早期に最低賃金全国平均1,000円以上となることを目指すとした政府の積極姿勢を強く受け止めていただきたい。

2 中小企業等が最低賃金引き上げ原資捻出のため、価格転嫁を始めとした環境整備の充実、強化を図ること。

3 最低賃金引き上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月17日。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長宛て。福島県相馬郡新地町議会議長、遠藤満。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書（案）第1号について、提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第1号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎議発第2号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第43、議発第2号 新地町議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者に説明を求めます。

6番、吉田博議員。

〔6番 吉田 博議員登壇〕

○6番吉田 博議員

議発第2号

新地町議会活性化特別委員会の設置について

上記の議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和5年3月17日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者	新地町議会議員	吉 田	博
賛成者	新地町議会議員	八 卷	秀 行
”	新地町議会議員	三 宅	信 幸
”	新地町議会議員	寺 島	浩 文

” 新地町議会議員 水戸洋一

新地町議会活性化特別委員会の設置について

1. 本議会の活性化と改革に向け、議長を除く11名の委員で構成する特別委員会を設置する。
2. 議会は、新地町議会活性化特別委員会に対して、次の事項を付託する。
 - (1) 議会活動の充実・強化に関すること
 - (2) 議会の公開性や議会への住民参加に関すること
 - (3) その他、活性化に向けた議会運営に関すること
3. 新地町議会活性化特別委員会は、議会閉会中も継続して調査・検討できるものとする。
4. 設置の期間は、令和5年3月17日から議会が調査終了を議決するまでとする。

新地町議会活性化特別委員会設置の趣旨

地方議会においては、二元代表制のもとで、住民の代表機関、地方自治体の最終意思決定機関として、審議機能・監査機能さらには政策形成機能を十分に発揮し、町民の負託に応えるため、これまで以上に議員活動を積極的に展開していくことが必要であります。

このため本町議会は、地方議会の果たす役割の重要性が増す中で、議会活動の充実・強化及び議会の公開性や議会への住民参加を軸とした方策を検討することを目的とした「新地町議会活性化特別委員会」を新たに設置し、調査検討を行うものです。

以上であります。

○遠藤 満議長 これから提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議発第2号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議発第2号 新地町議会活性化特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました新地町議会活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、新地町議会活性化特別委員会は、議長を除く11名の議員を選任することに決定しました。

◎新地町議会活性化特別委員会正副委員長の選任

○遠藤 満議長 次に、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長から指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

それでは、委員長に10番、井上和文議員、副委員長に6番、吉田博議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、新地町議会活性化特別委員会委員長に10番、井上和文議員、副委員長に6番、吉田博議員を選任することに決定いたしました。

ここでただいま選任されました特別委員会委員長の挨拶を求めます。

井上和文新地町議会活性化特別委員会委員長。

〔井上和文新地町議会活性化特別委員会委員長登壇〕

○井上和文新地町議会活性化特別委員会委員長 ただいま皆様方のご推挙によりまして委員長を拝命いたしました井上和文でございます。前の特別委員会、活性化委員会、平成26年の3月に設置をされまして、様々議論をした経過がございます。こういった中で、新地町も大震災をはじめ2度の震災、さらにはいろいろな時代の流れの中で、世間では議員の成り手がないやの議論もマスコミ等々で議論されているように聞いております。

皆さんと一生懸命努力をしながら、副委員長と連携をしてよりよい付託された課題について議論、調査研究をしていきたいと思っております。限られた期間ではありますが、皆さんとともに議論を進めることをお誓い申し上げ、挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎閉会中の継続審査の申し出

○遠藤 満議長 日程第44、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

総務文教常任委員会委員長から、令和4年陳情第6号 道路の拡張及び舗装工事に関する陳情書については、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和4年陳情第6号 道路の拡張及び舗装工事に関する陳情書については、総務文教常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第45、閉会中の所管事務等の調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

ここで町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和5年度第1回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年度末の何かとお忙しい中、そして新型コロナウイルス感染症が収束しない状況の中、本定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。慎重にご審議の上、上程いたしました40件全ての議案の御議決をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

例年にない早さで一気に春の陽気となり、農作業等々の準備等で何かとご多忙の日々が続くかと思いますが、新型コロナウイルス感染症には十分に注意をされながら、健康にご留意され、議員活動にご精励いただけますよう心からお願い申し上げます。定例会閉会に当たってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎総務課長の退職の挨拶

○遠藤 満議長 ここで本年3月31日をもって退職されます泉田晴平総務課長にご挨拶をいただきたいと思えます。

泉田晴平総務課長、お願いいたします。

〔泉田晴平総務課長兼会計管理者登壇〕

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 ただいま遠藤議長のご配慮によりまして、大変貴重なこの本会議の場をお借りいたしまして、退職に当たりまして一言御礼と感謝を申し上げたいと思えます。

議会の皆さん方には時には厳しく、また時には温かく、そしてまた厳しくと、その多くは大変厳

しいご指導いただきました。おかげさまで私自身常に緊張感を持って職務に当たってこれたと思っております。入庁以来様々な経験をさせていただきましたが、なかなかうまくいかないことが多かったと思います。そのたびに議会の皆さん方から助言や励ましや大変多くのご意見をいただきました。そのことで私もまた前を向いて進むことができました。このように、議会の皆様からの叱咤激励は、我々職員を大きく成長させてくれます。大変ありがたいことだと思っております。改めまして深く感謝申し上げます。

最後になりますけれども、これからも長く新地町議会が繁栄されること、そして議員の皆さん方がますます活躍されることを願っております。大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○**遠藤 満議長** ありがとうございました。

泉田晴平総務課長の今後のご活躍とご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。

◎閉会の宣告

○**遠藤 満議長** 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。3月6日から本日までの12日間、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

令和5年度は、第6次新地町総合計画並びに第2期復興・創生期間の3年目になります。新たなまちづくりに関する様々な施策に積極的に関与していかなければならないと考えておりますので、今後も各位のご協力をお願いいたします。

以上で令和5年第1回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時20分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 遠 藤 満

署 名 議 員 井 上 和 文

署 名 議 員 三 宅 信 幸

参 考 资 料



令和5年2月22日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水戸 洋 一



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

- 1月17日 ○インボイス制度について
- 2月 7日 ○令和5年度予算編成について

2 調査経過

町長、税務課長、総務課長、教育総務課長及び関係職員等の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け審査等を行った。

3 調査結果

○インボイス制度について

・インボイス制度の概要

令和5年10月1日からインボイス制度が始まることによって、現在免税事業者であっても事業実態に合わせてインボイス発行事業者登録が可能になる。インボイス発行業者となる場合は、制度の始まる令和5年10月1日に登録を受けようとする場合は、適格請求発行事業者の登録申請を、令和5年3月31日までに提出する必要がある。また、制度開始当初から簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、消費税簡易課税制度選択届出書を提出（令和5年10月1日を含む課税期間の末日まで）する必要がある。インボイス制度の対象は消費税の課税事業者であり、課税売上高1,000万円以下で消費税の免税事業者として届出している事業者は適格請求書発行事業者として登録することは出来ない。

・インボイス制度（適格請求書等保存方式）について

買い手は、仕入れ税額控除の適用のために、原則として売り手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要がある。また、売り手はインボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があり、課税事業者として消費税の申告が必要になる。

・仕入れ税額控除の仕組みについて

消費税はそれぞれの1取引の売り上げによって発生し、その取引の回数により個々の消費税が前社のインボイスの交付によって次の消費税納税業者の金額が異なるものとなる。

売上高が5,000万円以下の事業者には仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存不要など、事務負担の軽減措置として簡易課税制度がある。

・国、地方公共団体も適格請求書発行事業者登録が必要

国及び地方公共団体も、課税資産の譲渡等を行った相手から「適格請求書」（インボイス）の交付を求められたときは、必要に応じて適格請求発行事業者の登録が必要である。

○令和5年度予算編成について

(1) 予算編成の方針

「安心して暮らせる活力あるまち しんち」に向けた取組を確実に進め、町民生活、地域経済を支えるとしている。また、財源確保に注力し、限られた財源を最大限有効に活用するため、既存事業を検証し、類似事業は統合を検討するなど、視点を変え工夫を凝らすことで町民のニーズに即した事業の転換を図るとして、基本的事項を示している。

主な事項は以下のとおりである。

- ・「新地町第6次総合計画」の推進、新型コロナウイルス感染対策事業多化・複雑化する需要に関係各課一体となって対応。
- ・事業の必要性を見極め、既存事業の根本的な見直しを行う。
- ・予算は目的を明確にし、コスト意識を徹底し適正に算出。
- ・必要性、効率性、有効性を検証し、関係各課間の調整・連携を強化し、類似事業の整理統合を図る。

- ・国、県の補助金は安易に取り入れることなく、町の主体的な判断で実施。
- ・普通建設事業は、雇用創出や町民生活の向上に直結したものになるよう工夫するとともに、後年度の維持管理費用負担増に考慮。

(2) 予算規模

歳入について、町税の個人住民税は緩やかな回復が見込まれるが、法人住民税は、地震の影響や原油価格・物価高騰により減収が見込まれる。固定資産税も減価償却等により減収となる。全体では交付金や繰入金等で、一般会計は前年度比5億8千万円増の56億9千万円、特別会計は5千万円減で22億3千万円、併せて5億3千万円増の79億2千万円となる見込みである。

(3) 令和5年度主な事業

- ・農業後継者研修センター解体工事
- ・駒ヶ嶺トイレ改修工事
- ・農業系汚染廃棄物処理事業
- ・出産・子育て応援事業
- ・廃棄物最終処分場堰堤嵩上げ工事
- ・高齢者見守り事業
- ・駒ヶ嶺公民館分館改修工事
- ・鹿狼山駐車場整備設計事業
- ・在宅保育時支援事業

(4) その他

学校関係や文化財等に関しては、提出のあった要望等も含め、緊急性・優先順位・継続性、学校施設に関しては長寿命化等も考慮し対応していく。また、PTAに対して要望事項についての結果や経過報告は行っているものの、毎年要望に挙がる内容については、調整や見直しを図るなど十分に検討する場を設け、子どもたちの「安心・安全」な学習環境整備に努力されたい。文化財の保存や展示については、県の補助金を活用し地域の歴史の魅力を高めるとともに、関係団体と連携し、重要な地域の資源を広く積極的にPRし、郷土愛の育成や観光交流の拡大に努めたい。



令和5年2月20日

新地町議会議長 遠藤満様

産業厚生常任委員会委員長 八巻秀行



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

2月13日 ○一般廃棄物処分場の延命化について

2 調査経過

町長、副町長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け審査を行った。

3 調査結果

町一般廃棄物最終処分場の埋立ては、令和3年度現在、380m³で埋立比率52.9%となっており、令和4、5年度で堰堤築造工事を計画している。延命化に努力されたい。

また、ごみのリサイクル及び処分について、「資源ごみについては捨てればごみ、分ければ資源」を基に、町の「ごみの分け方・出し方」保存版を基本に、収集所単位で分別収集を行い、各種リサイクル処理業者に搬出し減量化を行っているが、更に町民に理解してもらうため広報紙に「ごみの出し方」を連載で掲げ、町民の意識づけを強化すべきである。

そして、硬質プラスチック処分については課題が多く、プラスチック資源循環法関連を基にリサイクル率を上げるため、資源ごみとして回収に努めるべきである。

令和5年3月17日

新地町議会議長 遠藤 満 様

予算審査特別委員会委員長 三宅 信 幸



令和5年度新地町一般会計及び特別会計予算審査報告書

- 議案第34号 令和5年度新地町一般会計予算について
- 議案第35号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第36号 令和5年度新地町介護保険特別会計予算について
- 議案第37号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第38号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第39号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第40号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について

本特別委員会に付託された上記議案は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

○意見内容

令和5年度予算は、町の将来の展望と方向性を示す「第6次新地町総合計画」及び国の「第2期復興・創生期間」3年目となる重要な予算であると共に、東日本大震災から12年が過ぎ、復興事業の進捗等により、町本来の通常予算に戻りつつある中で、発電所等の税収によって不交付団体3年目の予算となっている。

一般会計予算は、55億7,700万円に対前年度比4億6,900万円の増となっている。更に前年度からの繰越明許は9件で13億9,212万円であり、執行すべき予算総額は、69億6,912万円である。

これまで復旧、復興を最優先に掲げて対応してきたところであるが、新地駅周辺整備事業により整備された新たな公共施設を活用し交流人口の拡大を目指すと共に、各施設の適正な管理運営と、将来の町づくりの創造及び迅速かつ適正な事業執行、行財政の円滑な運営を図り、減少傾向にある新型コロナウイルス感染症への対応や町民生活に寄り添った支援に努力されたい。

1 令和5年度新地町一般会計予算について

歳入について

- ・ 不交付団体の中で補助事業や新たな事業、制度の情報収集に努め、更なる財源の確保を図られたい。

歳出について

- ・ 職員の健康管理に十分努められたい。
- ・ 多くの町民が望んでいるスーパーマーケットの誘致やスマートアグリ事業を進め、賑わいづくりなど新地駅周辺整備事業の目標達成に努力されたい。
- ・ 町民に寄り添った公共交通を早期に実現されたい。
- ・ 基幹産業の農・漁業振興を基本に、将来を見据えた取り組みをされたい。
- ・ コンビニ交付システム構築事業や高齢者見守り事業など新規事業を計画的に取り組まれたい。

2 令和5年度新地町国民健康保険特別会計予算について

- ・ 予防医療の充実を図り、国保税の更なる軽減に努められたい。

3 令和5年度新地町介護保険特別会計予算及び令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について

- ・ 高齢者の状況を考慮して負担軽減を図られたい。

4 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計予算及び令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について

- ・ 企業会計移行に向けた対応に万全を期されたい。
- ・ 接続率の向上と既存施設の長寿命化につながる維持管理体制に努められたい。
- ・ 震災復旧事業の早期完了に努められたい。

5 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について

- ・ 特に意見を付する事項がない。



令和5年1月27日

新地町議会議長 遠藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 八巻 秀行



令和4年度産業厚生常任委員会行政視察研修について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和4年度 産業厚生常任委員会行政視察研修報告書

1. 研修日程 令和5年1月23日(月)～25日(水)

2. 視察地及び研修内容

(1) 奈良県天川村

○トラフグ試験養殖事業について

(2) 和歌山県有田川町

○ゴミの分別徹底・資源化等の取り組みについて

3. 行政視察研修参加者 7名(議員6名、随員職員1名)

○総務文教常任委員会	委員長	八 卷 秀 行
	副委員長	寺 島 浩 文
	委 員	三 宅 信 幸
	委 員	井 上 和 文
	委 員	目 黒 静 雄
	委 員	藤 田 修

随員 議会事務局長 佐 藤 武 志

1. 奈良県天川村

(1) 村の概況について

天川村は、紀伊半島の中央部に位置し、村の面積の4分の1が吉野熊野国立公園に指定されており、近畿最高峰の八経ヶ岳（1,915m）を擁し、日本百名山のひとつで、その他にもユネスコ世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録、「水の郷百選」、「名水百選」、「日本の滝百選」に選ばれるなど、豊かな自然と歴史、文化がある村である。

総面積は175.66km²で五條市、黒滝村、川上村、上北山村に隣接している。基幹産業は農林業で、村域の大半を杉林が占めている。林業及び製材業が盛んであったが、林業不況により従事者が減少して過疎化・高齢化の要因となっている。

(2) トラフグ試験養殖事業について

天川村は、夏場は避暑地として、秋は紅葉の名所として、多くの観光客が訪れている。しかし、冬場は寒さが厳しく観光客は激減する。冬場の目玉となる特産品をつくり、観光客を呼び込むために、冬に最盛期を迎える「フグ」に着目。

村内の廃校（旧天之川小学校）となった小学校の教室を活用し、令和元年5月より天川村産業建設課が中心となりトラフグの試験養殖事業を開始している。

養殖方法は、同じ水を循環して養殖を行う「閉鎖循環式陸上養殖」で、令和4年8月に124匹が初出荷を迎えた。現在は、水槽を倍に増やし、3,000匹の稚魚を飼育している。

(3) 研修所見

天川村が平成30年秋から事業に着手し取り組んでいるトラフグ試験養殖事業について説明を受けた。

陸上養殖で人工餌により養殖されたトラフグは、海洋養殖に比べ出荷までの期間が約1年～1.5年短く早期に出荷が可能であること。また、毒を蓄えることがない安全なトラフグとして出荷することができる。但し、無毒のフグでも捌く際にはフグ免許が必要となるため、フグ免許取得が難しい奈良県に対し規制緩和等を求めている。

現在、3,000匹の稚魚を飼育しているが、採算が取れるまでには約15,000匹が必要で、今後、本格養殖に向けて施設等の整備を考えている。

年間約60万人の交流人口がある天川村ではあるが、冬場の交流人口拡大を図るため、特産品としてトラフグ養殖を約5年間、村の単独事業で取り組んでいるその熱意には、当町においても参考になるべきところが多い。

調理師の確保、販路拡大、無毒フグ生産など本町の課題解消に役立てたい。

2. 和歌山県有田川町

(1) 町の概況について

有田川町は、和歌山県のほぼ中央に位置し、東西に細長い形状を成しており、高野山に源を発する有田川が町の中央部を流れている。有田みかんの生産地であり、国の重要文化景観に指定される棚田「あらぎ島」がある。

周囲を有田市、海南市、田辺市、湯浅町、広川町、紀美野町、日高川町、かつらぎ町、奈良県野迫川村の3市5町1村が隣接している。面積は351.84 km²、人口約26,000人で和歌山県下一大きな「町」である。

基幹産業は農林業で、第1次産業の占める割合が全体の3割以上を占めている。

(2) ゴミの分別徹底・資源化等の取り組みについて

有田川町は、ゴミ収集所を「ステーション化」し、古紙から風雨をしのぐことで品質が維持され、再分別する必要がない資源ゴミが評価されるようになり、年間約3,200万かかっていた資源ゴミの収集・運搬・処理の委託業務は、業者から年間約210万円が支払われるマイナス入札になっている。

(2) 研修所見

有田川町は、昭和56年から平成6年にかけて人口が10%増加したことに伴い、燃えるゴミが2.1倍、燃えないゴミが1.9倍までに増加した。

このゴミの増加により、当時家庭ゴミの出し方が露天出しであったため、道路にまでゴミが溢れて通学路をふさぎ、交通事故を引き起こす恐れがあったほか、ゴミ処理施設である環境センターの処理能力も限界に迫る勢いでゴミが増加した。

このような状況を解消するために、絶対量が減らせないなら「分別」して資源化するしかないということで、ゴミ収集場所を700箇所からステーション化に移行して200箇所までに減らし、「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「プラスチック」「ペットボトル」「空き缶」「空き瓶」「古紙」「雑紙」の8分別することから始めた。管理や各家庭から出されるゴミの出し方の指導などを自治会が行う事で、これまで他のゴミが混ざり回収できないゴミを資源ゴミとして減らすとともに、広報紙や冊子、イベントによる普及啓発を通して、ゴミを減らし、町をきれいにするという住民への環境意識の向上を図るために根気よく行った。

削減できた処理費用の予算はエコ基金として積み立て、住宅用太陽光発電設備や太陽熱温水器などの補助金制度に活用している。ゴミの資源化による財政の安定と、地域資源を生かそうという意識の浸透が基盤となり、平成28年には県営多目的ダムの維持放流水を、町が活用する全国初の二川水力発電が完成し、毎秒

約0.7 tの水圧から、最大199kWhの発電が生み出され、年間約5,000万円の発電収入も、基金の原資になっている。エネルギーや資源の循環だけではなく、収益から新たな資金へと財政面でも循環型を構築し、ハード・ソフト両面で連動することで、仕組みそのものが循環型となり、エコなまちづくりになっている取り組みは当町においても参考になるべきところが多い。

質の良い資源ゴミをつくり収益化していることや、リサイクル及び処分を徹底的に行い、処分場の延命化につなげたい。

意見書（案）第1号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和5年3月17日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会議員 水戸 洋 一

賛成者 新地町議会議員 吉田 博

〃 新地町議会議員 菊地 正文

〃 新地町議会議員 齋藤 充 明

〃 新地町議会議員 寺島 博文

意見書（案）第1号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種も進み、経済はゆるやかな回復基調を見せているものの、製造業を中心に海外サプライチェーンの影響が続き、部品不足、資材不足の影響で未だ生産調整などを余儀なくされています。コロナ感染症については、「福島県医療ひっばく警報」発令期間が終了し、国では2類から5類への移行が検討されていますが、県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は不透明です。

また、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題となっています。

加えて、コロナ禍以前からの課題である人手不足を補うための外国人労働者の増加やパート労働者、契約社員・派遣社員など雇用形態の多様化も依然としてあり、勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、コロナ感染の影響を見据えたセーフティネットの強化策及び人口流出抑制策としても最低賃金引き上げと早期発効は重要な政策でもあります。

つきましては、「賃金の経済政策」としての最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂きますようお願い致します。

- 1 福島県最低賃金は、早期に1,000円を目指した引き上げを行うこと。
特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、政府の「骨太の方針2022」で、早期に最低賃金全国平均1,000円以上となることを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めていただきたい。
- 2 中小企業等が最低賃金引き上げ原資捻出のため、価格転嫁を始めとした環境整備の充実、強化を図ること。
- 3 最低賃金引き上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早め早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月17日

《提出先》

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長 あて

福島県相馬郡新地町議会議長 遠藤 満